

第百二回 参議院社会労働委員会会議録第十八号(その一)

昭和六十年四月二十五日(木曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

矢野俊比古君

斎藤 十朗君

和田 静夫君

藤井 恒男君

四月二十五日

辞任

川原新次郎君

曾根田郁夫君

粕谷 照美君

補欠選任

前島英三郎君

川原新次郎君

粕谷 照美君

拔山 映子君

補欠選任

山東 昭子君

森山 眞弓君

片山 甚市君

出席者は左のとおり。

委員長

遠藤 政夫君

理事

佐々木 満君

関口 恵造君

高杉 勉忠君

中野 鉄造君

委員

石井 道子君

大浜 方榮君

山東 昭子君

田代由紀男君

田中 正巳君

前島英三郎君

村上 正邦君

森下 泰君

森山 眞弓君

糸久八重子君

粕谷 照美君

発議者

中西 珠子君

下村 泰君

糸久八重子君

中西 珠子君

目黒今朝次郎君

山口 敏夫君

大出 峻郎君

小島 弘仲君

小粥 義朗君

白井晋太郎君

野見山眞之君

寺園 成章君

赤松 良子君

加藤 孝君

宮川 知雄君

此村 友一君

村田 光平君

横瀬 庄次君

川口 順子君

説明員

外務省国際連合

局外務参事官

文部大臣官房人

事課長

通商産業省産業

政策局国際企業

課長

政府委員

内閣法制局第三

部長

厚生省児童家庭

局長

労働大臣官房長

労働大臣官房審

議官

労働大臣官房審

議官

労働省労働基準

局長

労働省婦人局長

労働省職業安定

局長

労働省職業能力

開発局長

事務局側

常任委員会専門

員

通商産業省立地

公害局鉱山課長

運輸省航空局管

制保安部管制課

長

労働省婦人局長

人政策課長

労働省婦人局長

片山 甚市君
浜本 万三君
中西 珠子君
安武 洋子君
拔山 映子君
下村 泰君
糸久八重子君
中西 珠子君
目黒今朝次郎君
山口 敏夫君
大出 峻郎君
小島 弘仲君
小粥 義朗君
白井晋太郎君
野見山眞之君
寺園 成章君
赤松 良子君
加藤 孝君
宮川 知雄君
此村 友一君
村田 光平君
横瀬 庄次君
川口 順子君

子君及び森山眞弓君がそれぞれ選任されました。

○委員長(遠藤政夫君) まず、労働問題に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は御発言をお願いします。

○高杉勉忠君 実効ある男女雇用平等について国会会期末の重要な審議に際し、恐縮でありますがお許しをいただいて緊急問題について労働大臣にたざしたいと存じます。

労働大臣、昨日、長崎県高島町にある三菱石炭鉱業高島礦業所で、死者十一人、重軽傷五名を出した痛ましい炭鉱事故、坑内災害が起こりました。

この際、亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の方々にも御家族の方にも、心から弔意を表する次第であります。

報道によりますと、同礦業所は可燃性ガスの含有率が高い甲種炭坑でありまして、事故現場近くの送風ファンがとまっていたため、坑道上部にメタンガスがたまり、何かの火源で爆発したのではないかと報じられています。また、一説では、安全対策の手落ちから人災ではないかと報じられているわけです。

炭鉱災害や労働災害については本委員会においてもしばしば取り上げられてきて、その安全対策については万全を期すために今日まで労働安全問題に取り組んできたところであります。

そこで大臣、調査と緊急対策についてお伺いしたい。こういう災害についてどのように考えているのか、この際、お伺いをする次第であります。

○国務大臣(山口敏夫君) 今般のような大災害の発生はまことに遺憾でございます。心から十一名の犠牲者の方の御冥福をお祈り申し上げております。

労働省といたしましては、先生から御心配、御指摘もございましたが、長崎労働基準局に災害対策本部(本部長長崎労働基準局長)を

設置いたしました。また、長崎労働基準局労働衛生専門官、労災補償課長補佐、長崎労働基準監督署次長以下七人のスタッフを現地に派遣をいたしました。また、本省から労働衛生課の主任労働衛生専門官を現地に直ちに派遣したところでございます。また、長崎、九州、大牟田、筑豊、熊本、各労災病院及び産業医科大学におきまして被災者の受け入れ態勢を整えたところでございます。また、緊急医薬品、C O中毒治療用の再圧タンクを手配をいたしましたところでございます。

○高杉忠思君 こうした災害によってという人命の多くを失う悲劇というのはまさに不幸なことであると思ふんです。私は、本委員会においても機会あるごとに、働く人たちの安全対策についてはその万全を期すために提言も行ってまいりました。大臣、しばしば私も言っておりますように、安全なくして労働なしであります。こうした不幸な事故を繰り返さないために、関係省庁とも十分協議の上、その安全対策に万全を期すべきであると同時に、被災されました方々の御家族に対しても十分な手厚い援護を行うべきだ、こう考えます。

大臣の労働者の安全確保並びに御家族の方の援護についての所見、そして今後の決意、これを伺いまして、貴重な時間を割愛をいただき、御協力をいただきましたことにお礼を申し上げて私の緊急質問を終わります。大臣の決意を伺います。

○国務大臣(山口敏夫君) 繰り返しますが、こうした大災害の発生はまことに遺憾に存じ、こうした事故が再び起こらないように、まさに万全を期すということが労働行政の基本である、かように認識をしております。

労働者の命と健康を守る、これを最重要課題として、今後とも労働災害問題についての改善方を一層進めたい、かように考えます。

また、本件につきましても、今後通産省等関係省庁とも十分連絡をとりまして、災害原因の調査と事故の再発防止のために全力を挙げて取り組みたいと考えております。

また、遺族、被災者の補償等につきましても万全を期す、かような決意で取り組まさせていただきます。また、被災者の方、またよろしく御協力をお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) 本調査はこの程度にとどめます。

○委員長(遠藤政夫君) 前回に引き続き、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

○粕谷照美君 最初に、大臣に婦人差別撤廃条約に関連して質問をいたします。

私事にわたりますが、私は一九七四年、第十回の参議院選挙に初めて当選をいたしました。当時、田中寿美子議員、また市川房枝議員というような我々の大先輩がいらつしやいました。この婦人問題について非常に熱心に取り組まれました。翌七五年にはメキシコで国連婦人の十年の世界会議がありました。それをきっかけにして、この国会の中でも超党派の「国連婦人の十年」推進議員連盟が結成されました。当時は二百二十名を超す人数がいましたが、今は選挙があったりお亡くなりになったり、なかなかこれがふえませんが百八十人ぐらいになっておりますが、この国連婦人の十年議員連盟は、国会の中で法律の改正だとかあるいは制度の改革などについて熱心な討議をしてきたというふうな思っております。それを受けてまた政府も大変な努力をされてきました。あわせて院外では、四十八の民間婦人団体あるいは労働組合の婦人部なども入りましてその連絡

会議が結成され、それぞれ自分たちの団体において、そしてまた団体としてまとまっての大きな運動を展開してきたと思ひます。

そういう中で、八〇年に中間年世界会議がデンマークで開かれました。私もそのときは国会から派遣をされてデンマークに行つておりましたけれども、その中間年のときに婦人差別撤廃条約が出され、それを日本の国が批准を前提に署名をするという非常に重要な会議だったわけですが、なかなかその署名をしてよろしいという通知が本国から来ない、本国から来ないと、こう外務省が騒いでいたのを今でも覚えております。しかしようやく許可がでて、高橋展子大使がこれに署名をされたことはできません。

そしてこれは八五年で、もう国連婦人の十年の最後の年であります。その条約批准というのは世界的な女性の闘いと同時に、また男性の協力もあつたからこそ大きく前進をしてきたのだというふうに思ひますけれども、そういうバックがなければ私は今の日本の政府が婦人差別撤廃条約を批准をするということなかなかオーケーはしなかったのではないだろうか、こんな感じがするわけでありました。

大臣は、この差別撤廃条約を批准すること、あるいはその批准をすることに伴つたいろいろな法改正、それをあわせて、どんな感慨をお持ちですか。

○国務大臣(山口敏夫君) 先生が七五年からの経過についてのいろいろな感想、所感も御発言いただいたわけでございますが、この十年間だけでも女子労働者が五百万規模で労働市場に参加をしていただいております。これはそれぞれの女子の皆さんの職業人としての意識やあるいは能力、意欲というもののたまものであらうと思ひますが、同時に、家庭の中における男性側の共同責任とか理解も今までは違つた大きな改善も図られておると、こういうことでもあらうと思ひわけでございます。

そうした社会の大きな意識の変化、また状況の中におきまして、日本政府も女子差別撤廃条約の批准というものには大変熱心に取り組んでおられるわけでございます。その国内法の整備の一環として、こうして社労委員会を中心として男女均等法案が熱心に御議論いただいておりますことにつきまして、我々も心から敬意と感謝を申し上げます。ところでございまして、願わくはこの均等法の成立をいただき、この法案を一つの踏み台として、さらに、粕谷先生、皆さん方がお取り組みいただいております男女のあらゆる分野における差別や問題が改善、前進される一つの要素になつていただけないか、こういう気持ちでこの法案の御審議をお願いしております。

さらに、こうした問題の議論を含めて、雇用問題に限らずあらゆる社会分野における女子の能力、また意欲、また参加への姿勢が前進、拡大されることを私は心から望んでおるのでございます。

○粕谷照美君 前労働大臣の坂本さんは去年の予算委員会でも、衆議院議員の質問に対してこういう言葉を出していらつしやるのです。何さまこれはコペルニクスの転回でございますというわけですが、つまり、この婦人差別撤廃条約の中に含まれている文言、あるいはそれに伴つて日本の国がいろいろな法律を変えていくという、そのことはコペルニクスの転回だということ。今まで天が回つていてと思つていましたのに、今度は自分が立つていて地球が回つていくのだというところで、そのことを発表されたコペルニクスが大変な弾圧を受けたわけですが、そういう状況だという認識をお持ちだったわけですね。大臣は昭和十五年生まれで随分お若いから、そんな発想をお持ちじゃないと思ひますけれども、私たちは役割分担をめぐるとこの議論が男性の中の意識を揺さぶつていくという感じがしてなりません。

ところで、その差別撤廃条約の精神にふさわしい、雇用における男女の平等のいい法律をつくつてもらいたいと運動してきた大勢の婦人たちにと

つて、今回出されている法律というのは非常に残念な法律だ、もう期待に反するといふふうに私も考えます。それで、その法律の中身についてはいろいろ議論があったわけですし、質疑も展開されました。そのことを踏まえながら、二時間の時間をいただいておりますので、私なりに別の角度から質問をしていきたいといふふうに思っております。

法制局来ておられますか。——すべて我が国の法律というのは憲法のもとにつくられているといふふうに思います。しかしながら、その憲法の理念に基づきとか憲法第何条に基づきとかという、こういう法律といふのは極めて少ないのじゃないかと思うんです。ですから、一つは、法律は憲法のもとで、憲法の精神を具現するためにつくられるといふことの私の理解でよろしいか。

二番目に、例えば警察法などを見ますと、「いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等」といふふうに、憲法事項が法律の中に入っております。公職選挙法でもそうです。第一条に、「日本国憲法の精神に則り、」こゝろ入っております。また、生活保護法などは、「日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、」こうあります。憲法のもとで法律にわざわざ憲法事項をきちんと入れたといふことの意味は何でしょうか。

○政府委員(大出俊郎君) たいまい御指摘がありましたように、すべての法律は憲法の下位に置かれておる、こういうこととございますので、憲法の許容する範囲内において法律といふものは制定をされるべきものである、いやしくも憲法の規定に反してはならないといふことは言うまでもないところでございます。

ところで、いろいろな法律の中には、その目的規定等におきまして、ただいまお話しのごさいますように、日本国憲法の精神にのっとりとか、あるいは日本国憲法第何条に規定する理念に基づきと定めている、そういう立法例が時としてあるわけがございます。このような規定が設けられて

おりますのは、一般的、抽象的に申し上げますれば、憲法が定めている基本原則あるいは憲法のいはば理念といふようなものを具体化するための法律に使われていることが多いかと思ひます。こういう法律につきましましては、憲法の諸規定やあるいは憲法の理念と密接な関係のあるそういう法律でございまして、そういう意味におきましてこれらの関係を明らかにしたり、あるいは強調をするためにそのような文言が用いられておるといふふうに考えられるわけでありまして。

例えば、今お話しのごさいますように、生活保護法の第一条におきましては、「日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、」といふふうにごさいます。公職選挙法第一条におきましては、「日本国憲法の精神に則り、」といふふうな規定がございます。地方自治法第一条におきましては、「日本国憲法という文言は用いられておりませんけれども、憲法の第九十二条に規定されている「地方自治の本旨」といふような言葉を引用いたしまして、そういう精神に基づいて」といふ意味で「地方自治の本旨に基いて」といふふうにあるわけでありまして、これは、これらの法律の目的なりあるいはその内容がいずれも憲法に定める理念なりあるいは制度といふものを具体化するためのものであるといふ観点から規定をされているといふふうに考える次第であります。

○粕谷照美君 労働大臣、これ労働省でもいいのですけれども、今の法制局の説明によれば、憲法の精神に密接な関係のあるものだった憲法事項が入る、こういうふうにおっしゃるんですけれども、先ほどの坂本前労働大臣の話じゃありませんが、コペルニクスの転回の中からつくられてくるこの法律なんです、勤労婦人福祉法の焼き直しとは言いがたもね。そういう中で憲法事項が入っていないといふことは、出されてきた今の案に入っていないといふことはちよつと弱いのではないかと、今の法制局の説明を聞きますと私は思うのですが、これはわざわざ断らなくても当然その文言は入っていると。もし入っているとすれば、憲法のどの条項が入っているといふように理解をしたらよろしいでしょうか。

○政府委員(赤松良子君) 機会均等法案は、具体的に憲法の理念を実現するために、「目的」「基本理念」その他に書かれているような精神で法案化したものでございまして、憲法の精神ののつとつてつくられたものであるといふことは、私どもの立法趣旨の中に明かだといふふうに今までもお答えもしてきたつもりでございます。

○粕谷照美君 何条何条といふことをおっしゃっていただきたいのですが、時間がありませんので次に移ります。

大分この問題について厳しく、福祉法であつて、この法律の目的の中には女性にとつて男性と同じように働くことが基本的人権であるといふ視点が欠落しているとか、このような福祉法では女子差別撤廃条約の十一項の(四)に言う「すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利」を保障するといふ、こういう考え方が入っていないといふ指摘は厳しくこの参議院においても、我が党の糸久議員あるいは久保田議員から質問があったところでもあります。追及もされたところでもあります。

しかし、福祉法といひましても、また考えてみますと、例えば母子及び寡婦福祉法、それから児童福祉法、あるいは老人福祉法、さらには生活保護法などが私は福祉関係の法律だといふふうに思ふんですけれども、これなんか同じ福祉法といふものがびしっと国民の中に入らうと文書になつていふんです。そういう意味では、私は権利、基本的人権であるといふこの視点が非常に欠落をされているといふ皆さんの指摘は正しいといふふうに思ひますけれども、労働省としては、これはもう確実に婦人の人権を、働くことについての人権を保障しているといふ法律である、いふふうにごさいますか。

○政府委員(赤松良子君) 憲法の基本的人権の中の勤労権が男女平等に保障されるということが、

この法律案の、このたびの改正の中の主たる目的であるといふふうに感じております。

○粕谷照美君 そうなんです。男女平等であるといふ今の局長の答弁は私はよろしいと思ひます。しかし平等の「平」の字が入っていないのです。均等が入っているのです。議事録を拝見しますと、局長は、平等とは入っていないけれども、労働法規においては平等と言わないで均等と言ふのだ、したがって、「均等」といふ言葉を入れたのだ、こういう説明をしていらつしやる。まあ共通一次だつたらこれは通るかなと思ひながら、議会で確認をされたことですから、均等といふことは平等といふことと同じである、このことを再確認をしたいといふふうに思ひます。いかがですか。

○政府委員(赤松良子君) 憲法では法のものとの平等といふ言葉が使われておりますが、労働法規におきましては、労働基準法その他すべて、平等と全く同じ概念のもとに均等といふ言葉が使われておりますので、この法案が労働関係の法案であることから均等といふ言葉を使つたといふことを従来申し上げてきたところに全く変わりはないと思ひます。

○粕谷照美君 それではこういうふうに読み取つていいですね、題名において、雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案、いかがですか。

○政府委員(赤松良子君) 意味上では、全くそのとおりだと思ひます。

○粕谷照美君 次に、皆さんから非常に厳しい指摘があるこの法律案であります。一体なぜ政府がこのような勤労婦人福祉法の焼き直しで出してきたか、大勢の人々が、たくさんの団体が一致して雇用平等法という単独立法を出してもらいた、こゝろ言つてきたにもかかわらず、このような形になつて提案をされたかといふことをいろいろ考えますと、そのバックというものをやっぱり考えないわけにはまいらないと思ひます。

去年の三月の二日、日経連から質問状が出されておりますね。その内容は一体何か。そして、その質問にはどのような形で答えになったか伺います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。今先生おっしゃいましたように、日経連から、昭和五十九年三月二日、総理大臣、外務大臣、労働大臣に対して、女子差別撤廃条約が企業経営に与える影響及び批准のための最低要件についての質問書が提出されました。これに対して、労働省は、政府の統一見解として次のように回答をいたしております。

女子差別撤廃条約は女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃することを目指しているものでございまして、本条約は条約の規定等から判断して、雇用の分野においては漸進的な実施が認められると解されることから、本条約の批准は我が国社会の現状を踏まえつつ、条約の要請を満たす法的整備を行うことによつて十分可能であるというふうに考えられること、及びその批准のための最低要件といたしましては、雇用の分野については法的措置を講ずる必要があること、その場合、「妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしていながら否かに基づく差別的解雇」については禁止措置(最低限限定的強行規定)により担保しなければならぬと解されること、また批准のための最低要件として、母性保護措置以外の労働基準法の女子保護規定については、基本的には見直すことが必要であるが、条約上漸進的な実施が認められると解せられるところから、批准時にすべて改正していただくも許容されるものと考えられることを回答いたしております。

○粕谷照美君 私もこの文章を読んでみましたけれども、非常に詰問的でありますね。最後の文章に、「何卒宜しくお願い申し上げます。」という言葉はついていないけれども、非常に日経連としては不満であるという態度が明確に出されています。しかも問題なのはこの質問が文書で出されているにもかかわらず文書で回答されなかった。国民

民の前に明らかにされていない。意見の対立があるわけですから、経営者側でない人たちにきちんと労働省がこのような考え方を持っているというところを私は明確にすべきであつたと思ひます。なぜ文書で回答しなかったのか。しかも、文書で回答しなかったにもかかわらず、日経連タイムスを読みますと、ちゃんと今御報告になったようなことが書いてあるわけですね。これ、文書でやられたのじゃないですか、それが一つ。

それから、日経連が何で四年近くも前の話を質問してきているのですか。これは昭和五十五年七月十七日、鈴木内閣発足の当日署名されたのであります。署名することを決定した閣議は、その前々日七月十五日伊東首相臨時代理の内閣においてなされておりました。このような企業経営に重大な影響をもたらす条約の署名について事前に我が方になんの連絡もなかったように記憶するのであります。政府としてはたいした影響をもたらさないというお考えであつたのでしょうか。と、嫌みも含めて、これは何と云うのですかね、大変な圧力だというふうに思ふわけですか。私はこういう圧力に労働省が屈したのではないんだけれうか、こんな感じがしてなりません。労働省、御答弁いただきます。

○政府委員(白井晋太郎君) まず第一点でございますが、文書で回答するかどうかの問題でございます。労働省としましては、これは日経連に限らず労働団体からの意見書、要望書に對しましては、通常、文書で回答はいたしております。文書で正式に回答すべきものとは判断しなかつたわけでございます。日経連も口頭での回答ということでした。了解いたしましたわけでございます。したがって、政府が正式の立場で文書で回答するということとは、ちょっと先生の考え方と違ふかもしませんが、そこまで考えなかつたということとでございます。

それから第二点の、四年もたつて云々ということでございますが、これは推測するところ、当時日経連の質問書は、当時、労働省の婦人少年問題

審議会におきましてこの問題が活発に議論されておりました。雇用における男女の機会均等と待遇の平等を確保するための方策については、法的整備もやむを得ないというように審議の中身でございました。その場合に、どのように整備をする必要があるのかということも日経連としても検討するために、この条約が企業に与える影響及び批准のための最低要件について政府の見解を求めたものであらうというふうに推測をいたしております。我々としては、財界の圧力とは受け取っておりません。

○粕谷照美君 その当時、「男女雇用平等法は日本を潰す」、屋山太郎さんという政治評論家がいける書いていたもので、いろいろありまして、何を言っているかと言いますと、いろいろありまして、「政府が立法化にあつた重要な問題点を隠蔽し、またペテン師の如き態度で作業を進めていくことだ」、こういうことをも言つていらつしやる。さらには、条約の署名式が七月の十七日、デンマークのコペンハーゲンで行われ、「日本からは高橋展子首席代表が署名した。奇しくもこの日は鈴木善幸氏が国会で首相に指名された日だが、「署名する」旨を決めたのは二日前の十五日。つまり、伊東正義官房長官が首相代理を務める臨時閣議で署名を決めたのだ。まさにドサクサまぎれの閣議決定であり、その証拠に当時の藤波労働相もその後の藤尾労働相も共に「さつぱり記憶にない」ありさまなのだ。日経連は「当時、全く相談を受けなかつた」と今になって政府に質問状を出す始末である。」このようなことを言われているのです。

私はこういうようなことが本当にそういうものであつたとしたら、いいかげんな、まさに差別撤廃条約の審議になつていくというふうに国民に思われるのではないかと心配をするものであります。労働省としては、この時期にどのような考え方で対処しておられましたか。

○政府委員(赤松良子君) この条約が大変広範な内容を持つていて、また先ほどコペルニクス

的転回というような言葉が出ておりましたけれども、今までの価値観を大きく揺るがす可能性を含んでいるものであるというように感じることがあります。非常にその及ぼすところは大きいという認識で政府内部では慎重に検討がされていたというふうに承知をいたしております。

そして、内閣総理大臣を長とする、各省庁事務次官を本部員といたします婦人問題企画推進本部で、この署名に先立ちまして、六月の二十二日だつたと思ひますが、国内行動計画後半期における重要課題として、批准のため国内法制等諸条件の整備に努めるものとするという内容の申し合わせを正式にしているところでございます。このような申し合わせができたということ署名に踏み切つたというふうに私は理解をいたしております。本部の正式なメンバーでございます労働省といたしましては、その本部の申し合わせに臨むに際しまして、部内で適切な検討は当然されたわけでございます。

○粕谷照美君 慎重な審議の結果、この差別撤廃条約の署名をするという態度が決まつたということについては了解をいたしました。

ところで、ことしの一月の十七日、日経連の労働問題研究委員会が「活力ある社会をつくるため」という表題で報告を出しております。その中に「第六章 教育問題 (一) 家庭教育」の部分です。「われわれは離婚の増加傾向を憂へる。いつたん結ばれ、子供までもうけた親が、子供の幸福を無視して離婚する。」云々というありまして、「われわれは男女雇用機会均等法案の審議過程において、何回か児童の福祉のことを頭に置くように要望して来た。これは何も企業側からだけではないと思ひますが、その次がいけないんです。」「この法律の施行後、離婚が増加し、児童に不幸をもたらすというふうなことの起こらないことを切望せざるを得ない。」

大臣、この法律が通つたら離婚が増加するといふようにあなたは考えますか。

○国務大臣(山口敏夫君) せっかく子供までもうけた両親が離婚をするということが、幼児の心身の発育によい影響を与えるはずがない、こういう見解は私も同感でございます。

しかし、この男女雇用均等法が成立をして離婚がふえるかどうか。これはやはり家庭内における共同責任を夫と妻がいかに理解し合うか、そこで協力をお互いが合うか、こういうことでございまして、むしろ、やはり男女の、日本の社会的な大きな変化や女子勤労者の社会参加における社会の前進発展、こういう大局的な大きな意義もあるわけでございまして、私はこうした法案を通じて、男性、女性の役割分担と同時に理解と協力が促進をされる、こう確信をしておるものでございます。

【委員長退席、理事佐々木満君着席】

○粕谷照美君 大臣の見解は、ちょっと私の質問とはすれ違っているんですね。しかし、この法律が出て結果が出なければ私自身も自信がないわけでありまして、どうしてもやっぱり家庭責任は男女ともに負うんだ、この教育を徹底させていくこと、女性が働きやすい条件をつくっていくこと、この保証なしには心配されるようなことがあるかもしれない。したがってそれに對する国の責務、それから地方公共団体の責務、あわせて労働組合も含めて女性自身の自立とか学習とかというものが私は大事だということには思っております。

さて、それでもう一つちょっと労働省にお願いをしたいのですけれども、やっぱり最低働く者を守ってくれるのは労働省だというふうにみんな思っているわけですね。ところが、こんな法律が出てきたのでは、労働省は一体どっちの味方なんだろうとかという心配をしているわけですね。例えば建議で両論併記といいますが、本当は三論あつた。労働者側と使用者側と意見が対立した。これはもう雇う側と雇われる側ですから対立して不思議はありません。一致しているところもあるわけですから、しかし、対立したときに、もう一

つ公益委員の側が別の考え方を出しているわけでしょう。そうすると、せっかく公益委員をお願いをしたというところは、企業と労働者側の意見が対立したときの調整であつたというふうなふうに思ふんですね。せめてその公益委員の意見というものをなぜ取り入れなかったかという不満は出てくるわけでありまして、その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(赤松良子君) 先生の御指摘のように、審議会では三つの意見が違つて書かれていた部分が多分ございまして、そこで、その場合、公益委員の御意見のまゝにするということになりまして、機会均等の方は確かに強行規定が多いというところでございまして、しかし同時に、それは労働基準法の保護規定の解消についても、現在の法案よりもずっと広範囲に言つておられるわけでございます。

その両方をにらみまして、この公益委員の先生方の御意見は、現実からそれほど離れているというところではございませんが、しかしどちらかというと長期的な展望といふか、あるべき方向に向かうという点により重点のかつた御意見であつたというふうに思われるわけでございまして、労働省といつたしましては、機会均等の部分についてはやや後退とお受け取りかと存じますが、同時に、労働基準法的女子保護の規定についての解消も公益委員の先生方の御意見ほどにはすることがふさわしくないと、その面につきましても公益委員の御意見とは違つた法案をつくつたわけでございます。その両者を勘案いたしまして、より現実的な対応をしたというふうに御理解をいただきたいと思います。

○粕谷照美君 私はこの労働基準法の改悪——産休の部分については改正だと思ひますけれども、あとの部分についてはまだまだ働いている人たちの実態を知らない改悪法案ではないかと思つてゐるわけですね。最近職場で女性に対するいろいろな差別というものが陰湿に形を変えて出てきてゐるわけですね。今までのようなことが裁判闘争で闘

われると、その聞かれたことからのように逃げつゝ女性を差別しながら採用していくかという、こういう実態があると思ひますよ。

例えば朝日放送の事件であります。これは女性はずべてアルバイトだ、雇用期間は六カ月以内、三回まで、二年を最長とするという、若年定年、結婚定年以前の採用が行われてゐますね。こんなのを雇ひだめと称するのだそうですね。それでは、そういふ雇ひ方でありまして、仕事は簡単な仕事かといふと、そうじゃないんですね。正社員と同じ仕事をさせてゐる。こういうことにはたまりかねて裁判闘争をさせてゐる。こういうことには人が勝利をする。あなたの方の言うことは正しい、確かに女性差別をした、こういうふうな雇用問題は、いけなないんだという判決をもらつてゐるわけですね。これは女性ばかりじゃありませんけれども、それでも六名訴えた中の五人が女性であります。

東芝臨時工問題、これも判決で訴えた女性が勝つてゐるわけですね。それから仙台の河北新報、この大槻さんという方が男女差別の定年退職をした。この当時は男が五十五歳で女が四十五歳、十歳若いんですね。やめさせられた後は二ヶ月託でして、この嘱託制度を何回か繰返して、そして、そしてこれをやめさせよう、こういうことになつてゐるわけですが、十三年目にして初めて仙台地裁で大槻さんの言うことは正しいと、そして会社は大槻さんをもとの社員のまゝにしなさいという判決が出たにもかかわらず、それは権利がありまして、それから結構ですけれども、会社側は上告をしてゐる。司法が裁判で違法だと、こう言われた後にもやっぱり職場の力関係が許す限り明白な違法行為を改めようとしてゐない。

こういうことに対して労働省の労働基準監督官は一体何の仕事をしているのかという不満が出てくる、こういうふうなものに対して今つくられてゐる法律は有効に働くのかどうかという心配を持っています、どうでしょう。

○政府委員(赤松良子君) 職場におけるいろいろな男女の差別が存在し、これがある方法で指導す

る、取り締まりをするというふうなことをいたしますと、また別な形でそれから逃げるというふうなやり方というものが現実には存在するわけでございまして、これは大変難しい問題で、そのようにだんだん陰湿になり、いわば上手にうまくやるというふうなやり方をどこまで追及できるかというところは非常に難しい問題でございまして。

私どももいたしましては、現在提案中の法案は、現実から余りにかけ離れた規定を設けるというところではその法案自体が機能しないのではないかと、基本的な観点に立つてゐるわけでございまして。したがって、これを徐々に考え方を改めたい、だんだんというところは非常に大事なことだといふふうに考へて、法律ではつきり守ることができるところについては、もちろんそのようにいたしますが、そうでないものも含めて、基本的に女性を単なる補助的な労働力あるいは一時的な労働力というふうな認識をして労働管理をしてゐるというふうな考え方について、基本的にその修正を迫ろうとしてゐるのが今の機会均等法であるといふふうに考へてゐる次第でございまして。

○粕谷照美君 そうすると、労働省としては、均等法は、十分ではないけれども有効に働くであろうと、こう判断をしてゐる、そして提案をしてゐるということでしょうか。

○政府委員(赤松良子君) まさにそのとおりでございます。

○粕谷照美君 労働大臣はいかがですか。今私が具体的な例を挙げているわけですから。

○国務大臣(山口敏夫君) 婦人局長の答弁以上、私は有効に機能すると、かように確信をしております。

○粕谷照美君 何か後ろで不規則発言が起きてゐるようでありまして、大臣、よくお聞きいただきたいと思います。

先ほどの日経連に対する回答の中で、「妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしてゐるか否かに基づく差別的解雇」については何らかの制裁を行う禁止措置により担保しなければなら

いと解される。」と、こういうふうな御答弁があるわけですが、これが「解雇」だけになっていて、それでは、私はあらゆる一切の差別についてやっぱり禁止措置をしなければならないというふうに思っているんですが、日本シエーリング社の裁判闘争の問題について労働省は御存じでしょうか、内容を説明していただけますか。

○説明員(松原直子君) 日本シエーリング社の賃金請求事件、これは第一審判決が昭和五十六年三月三十日に大阪地裁から出されたものでございまして、争いになりましたことは、労働者の賃金を引き上げる場合に、その賃金引き上げ対象者を出勤率八〇%以上の者ということにするという協約条項がございまして、その場合の出勤率の算定の基礎、つまり、逆に言えば欠勤率をどう出すかというところでございまして、その欠勤率といたしまして年次有給休暇ですとか生理休暇、産前産後休業等を取って休んだ日を欠勤とみなして算定をしておいたというように、これに對して判断が出されたものと承知いたしております。

○粕谷照美君 今、松原課長の報告とおりなんです。しかしこれは私はひどいと思うんです。産前の休暇六週間産後の休暇六週間と、こう計算しますと、産休をとっただけで、決まっている出勤日のそのうちの八割は働かなければあなたの賃金は上げませんよという項目にひっかかるわけですから、あとお葬式があつてもだめだとか、自分自身が病気になるって欠勤をしても賃金引き上げの中に入っていないとか、こんな厳しいことはいないと思うんです。サボって出勤をしないで賃金が上がらなかつたとか、具体的に、その他労働基準法で守られていないような条件の中でそのようなことがあつたというなら別ですけども、母性を保障しなければならぬ産前産後の休暇まで対象に入れるということについては、大臣、どのようにお考えですか。

○政府委員(赤松良子君) 労働基準法その他法律の現行法の趣旨に照らしても、このようなことは好ましくないと考えております。

○粕谷照美君 大臣、これは子供を産むということですね、具体的に言えば、そのかわり産んだら月給が上がらぬでも当たり前だよとか、こういうことなんですね。この会社は日本シエーリング社と云うて全額西ドイツの、外資系の会社なんですよ。

これに對して、やっぱり大したものだなと思うのは、地労委が命令を下しております、それはもうやめなさいと。ところが、その地労委の命令を聞かないで中労委に上げています。それと同時に、一方労働者は協約をのんじやつたのです。なぜのんだかといへば、それは、賃金を上げないから別に裁判で闘争しますよ、それは争ってそのかわり協約だけはのんじますと。裁判で闘争してその協約を破棄していきましようというふうな闘いを組んでいくわけでありまして。

こんなことがまかり通るような現状というものを労働省は早急に見て、これは本当に申しわけないですけれども、国家公務員の定員を削減しようなんという臨調の中で定員をふやすなんということはできないけれども、労働基準監督官の数なんというのも極めて微々たるものです。そして会社はいつぱいになってきていますからよく見てもらえないわけですよ。だから悪口言うのがきょう監なんというのを言うのですね。そんなことを言われないようにきちっとこういう問題を取り上げて、そして対処をしていただきたいと思ひます。

一方でアメリカにどんな企業が進出をしております。そういう企業が進出している中で、こんな日本的な感覚でもってアメリカでいゝんなことを、アメリカに限りません、差別撤廃条約を批准をし、さらにもっとすばらしい、日本のこんな均等法なんかよりもっとすばらしい法律をいっばいつくっている国々において、その企業が女性をどのように待遇をしているかということについて問題が出てくるのじゃないかという私は心配を持っております。持っておりますたら「朝日ジャーナル」に三井マリ子さんという方が住友商事の裁判の問題についていろいろと書いております。これ御存じですか。御存じだったら労働省から報告をしていただきたいし、質問の事前通告をしておかなかつたので、そうでなければ私の方から言つても結構です。

○政府委員(赤松良子君) 住友商事の事件につきましては、アメリカでの最高裁の判決等によく承知しておりますが、先生今御指摘の三井マリ子さんとおっしゃいましたが、あの記事につきましましては現在承知いたしております。

○粕谷照美君 私は三井マリ子さんのもので知つたのですが、労働省としてはどのような形でニュースを取り入れていらっしゃるのでしょうか。内容を説明してください。

○政府委員(赤松良子君) アメリカ住友商事の事件につきましまして内容でございまして、アメリカの最高裁で判断が示された時点におきましていろいろ報道もございましたし、また、論文等も、アメリカで出版されたようなものもございまして、そのようなものを通じて承知いたしております。

これは概要を申し上げますと、日本の企業がアメリカに進出をして、そこで独立の子会社と申しましようか、そういうものができたわけでございますが、その中の就業規則は非常に日本的なことを、そして男子であることという条件を、幹部職と申しましようかエグゼクティブの仕事に就く方の条件としていた。そこで、それに対してイタリア系のアメリカ人である女性が訴訟を起こして争つて最高裁まで参りました。

この争点は二つあつたかと思ひますが、この会社がアメリカの法律の規制のもとに服すかどうかという点と、具体的な差別ということであつたと思ひますが、日本の会社といへども、アメリカで企業を営む以上アメリカの法規の規制に服するといふ点についての最高裁の判断が示されて、その観点のもとで下級審でもう一度当該会社の就業規則について判断を下すようにということの下級審

に差し戻された、そのように理解をいたしております。

○粕谷照美君 大臣、よろしいですか。男は幹部の仕事ですよ、女は秘書の仕事ですよ、こういう日本的な雇用の慣行をそのままアメリカに持つていったわけですね。アメリカの法律ではそのようないかならないと明確に書いてある。ですから、女性を雇用したあそこ住友商事が、権利意識、自立心の高い女性に、我々はなぜ秘書から上いかならないのか、なぜ昇格をさせてくれないのかというところで訴えられているのです。

こういう問題について、大臣としての感想をお聞かせください。

○國務大臣(山口敏夫君) 今までは日本の雇用関係における特に女子の労働者の地位、昇進あるいは給与、その他の問題においてもそういう補佐的な仕事というふうな先入観で職場が提供されてきた、こういうことは多分にあつたと思ひます。ね、率直に申し上げて。やっぱりこれからコンピュータ時代には象徴されるように、大きな腕力や力というよりもやはり個々の能力や職業人としての資質や意欲というものが公平、公正に評価される職場条件にある。そういう中で、私は女性の職場進出と同時に、こういう法案の論議が進められておるといふふうに思ひます。

ただ、やはり国会の外においては、現実の実業社会においては、まだまだ今先生が御指摘いただいたような認識で女子労働者の問題を位置づけして、いるところもたくさんあると思ひます。しかし、私は関係者の皆さんの努力と女子労働者の実績に應じてそういう偏見というものは逐次改善されていくというふうに考えるわけでございまして、そういう改善のスピードが一步でも促進されるべく労働省はこうした法案の整備と同時に、行政的な立場からも促進をしていかなきゃならない、こういう立場での責任を持たされているというように私は考えておるものでございまして。

○粕谷照美君 これが、そういうことをしてはいけませんという法律でないんですよ。そうし

て、そんなことをしたらあなたのところには何らかのことをやりますよというふうな罰則のついた法律でもないから、私は、信用しないというのはいけないんですけれども、非常に効果が少ないのではないかとふいに思っています。しかし、それはまた女性自身の闘いも一つあるでしょうし、だんだん企業の側の、あるいは周りの男性の考え方を変えていくというふうな運動もあるでしょうし、行政指導も役に立つと思います。しかし、行政指導をやるといっても一体どれだけの力があるのでしょうか。先回も当委員会におきまして、世界に冠たる行政指導であると、こう大臣はおっしゃって花と緑と大型連休のお話をなさいましたけれども、ぜひ世界に冠たる行政指導は女性の雇用における平等を保障するということにおいて発揮されたという評価を出さしていただきたいというふうに思っています。

ところで、行政指導をするのは政府ですね、その政府の中には一体そういうことがないのだからかという疑問が出てまいります。この法律の中から公務員を外した理由について伺いたいいたします。

○政府委員(赤松良子君) お答え申し上げます。政府と申しますのは国家公務員ということになります。国家公務員につきましても、既に国家公務員法第二十七条で、憲法十四条の趣旨を具現化したとして、具体的な平等取り扱いの規定があるわけがございます。また、ついでに申し上げますと、地方公務員についても地方公務員法の第十三条で同様の規定があるわけがございます。したがって、既にこの点につきましては措置をされているものと考えて、この法案では適用を除外したものでございます。

○粕谷照美君 平等に取り扱いをされている、措置をされているというふうに考えてというものは、机の上で考えられてはいいでしょう。現場へ行ってごらんになったらそういうふうになっていきますというところで答弁いただけますか。

○政府委員(赤松良子君) ただいまのお答えは規定上のことでございまして、法律上規定がなされているというところでございまして、

しているというところでございまして。

○粕谷照美君 なぜ公務員を外したかということ、一つはその法律があるということ、労働省が例えば厚生省へ行ってあなたのところに行こうということがあるじゃないかと、文部省へ行こうということがあるじゃないかと、このことを行政指導するということはできるのですか、どうでしょうか。

○政府委員(赤松良子君) 労働省がそのようなことをするのは適当でないというふうに考えております。

○粕谷照美君 随分今までの審議の中で、五、六年前にも私も質問をいたしましたけれども、そういうことが取り上げられまして、最終的に人事院がそういうことをしないようにというふうな文書を出したことはありませんでしょうか。——人事院を呼んでおりませんでしたので、失礼しました。

労働省はそういうことを御存じない。ただ、人事院が出したのは、門戸を閉じている部分がありますね、その門戸を外して女性をなるべく入れなさいと、あのときこういうふうに出した文書を私も見ましたけれども、それに伴って採用が随分開放されていきますね。それはどの程度のことを労働省としては認識していらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(赤松良子君) 差別の禁止につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、法律の枠組みとしてあり、それを責任を持って実施するのは人事院でございますので、そういう意味で、労働省がやるのは適当でないというふうに申し上げたわけでございます。

それから、ただいまの先生の御指摘は多分、国家公務員にいろいろと女性を受けられない試験がございまして、そのことについて人事院からそういうことは国家公務員として適当でないというふうな考えが示されまして、各省それぞれ、そういういわば女性を受けさせない試験というふうなものを持っていた省庁におきましてはそれを検討いたしまして、当初十二だったと思えます、十二の

職種がございましたが、それを順次女性に開放といたしますか、試験が受けられるように変えていたわけでございます。そして、現在なお残っておりますのは、一般国家公務員では郵政職のBというものがまだございますが、これは深夜業があるとか長時間の時間外労働が必要だというふうな、これは季節的なものかと思えますが、そういうような特別な理由があつてなお女性には門戸を開放していない。それ以外の十一の職種については前進が見られたというふうに理解をいたしております。

○粕谷照美君 今まではそういう受験について女性を受けさせないということが差別だなんて思わなかったわけですね。それがこの運動の中でやっぱこれは女性の差別だ、女性の地位向上につながる能力を発揮することにつながるというふうな機運が盛り上がりまして、その十一まで広がってきたわけですね。随分早くから、五十一年度ぐらいから始まっているようでありまして、国家公務員初級行政事務Bとか航空管制官だとか気象大学校学生だとかいろいろありまして、いよいよこのからは防衛医科大学校学生まで開放されていく。私も、この防衛医科大学校については問題もあるけれども、なぜ女性を受けさせないのかということに質問したことがあるもので、その答えが、隔世の感があるんですね。あのときの答弁を考えると、この数字を見ますと。

それで、運輸省がおりますか。——この門戸開放について、運輸省としては随分努力をされて幾つかやっておられますが、そういうふうな今まで受けさせなかったところに女性が入ってきて、その効果といいますか、それはどのようなことがあるというふうに認識をしておられますか。

○説明員(小山昌夫君) お答え申し上げます。昭和五十五年頃から女性管制官を採用いたしております。その時点で人事院等の規則を改定いたしましたので、女性も応募できるように改正したわけでございますが、現在管制官といたしましては二十一名が現場に勤務いたしております。なお、現

在九名航空保安大学校で研修を受けております。そして、一部の方は第一線で資格を取りまして勤務をいたしております。男性と同様な勤務環境とした勤務条件のもとに勤務をされているわけでございます。

現在の時点では、女性の管制官が男性の管制官と比べてどのような差があるかというふうな問題もあろうかと思えますが、まだ卒業しまして有資格者になるまでの期間がいろいろとかわりまして、そういう面で現時点での公正な評価というものはまだ少し早いのではないかとはいくぐあいに考えております。

○粕谷照美君 まだ充足したばかりのひよっこだからとも評価をする段階ではないと言われても、でも随分張り切つていらつしやるようですね。本当にすばらしい若い女性が出てきたというふうな私は喜んでいいのですが、そういう人たちがが失望することのないよう、やっぱ一生働き続けていくのだというふうな条件をつくっていくかなきゃならないと思ふんです。

じゃ、国家公務員はどのような条件になっているか。先日、日本学術会議が女性の研究者にやっぱ大きな男女差があるというところの報告をしております。これは文部省から科研費をもらつてのいろいろな調査ですから、すばらしい報告書なんかも出されているのですけれども、こういうことでは困りますね。

それから、私のところに大分古い手紙ですけども、国税に働く人たちが、自分たちの給料が一体どういう等級のところにあるかというところの表を持ってきてくださいました。もうたまっているのです。上の方にはほとんどないですね。そういうふうな男女差がありますよというこれは怒りの手紙であります。

先日も私は文教委員会では長野県にありますが東京天文台の野辺山宇宙電波観測所を調査に行つたときに、そこで頑張つていらつしやる女性の研究員にお会いしました。去年、おうし座の暗黒星座の中から星間分子、一酸化三炭素を発見された婦人

研究者の方々もおられました。星を追うわけなんですね。何と云うたって三年後とか三百メートル先じゃなくて、三億光年向こうの方の星を追いつけるわけですから、それはもう勤務時間で済まないということにはならない。実に厳しいうちで研究をやっているにせよ。それでも世界の学者たちがびびりするような発見をされているのです。本当にすばらしいというふうに思いました。

その学術会議でさえやっぱり女性任用についての差があるというのですけれども、労働大臣、このいう各省庁における昇任とか昇格とかの差をなくしていくにはどういうことを具体的に行政指導していったらよろしいのでしょうか。ここに東京大学の職員組合婦人部のアンケート委員会調査というのがあります。やっぱり、もう結婚したからやめなさいとか、あるいは女だから研修にも出してもらえないとか、大変な差別を受けていますよ、というのがあるんですね。労働省としては、文部省に言うことができないわけでしょう。どうやって行政指導していったら具体的にこういうことがなくなるとお考えですか。

○国務大臣(山口敏夫君) 今まで女性の職業人としての生活分野においていろんな種類における差別というものが存在をしているということは先生御指摘のとおりだと思ふんです。そういう問題をどう改善、改革をしていくかというための、先ほど来から申し上げているように、この法案が一つの大きなことといえますか役割を私は果たし得るというふうに確信をしているわけでございます。これは因果はめぐるといふか、女子労働者の場合、現在働いている方の就業に対する意欲や努力とか熱意に對しまして、私はこの百年の女子労働者の歴史の中においてはやっぱり大半の方が過去においては結婚と同時に職場を離れたり、あるいは家族とか家庭に対するロイヤリティの方に、職業人としての生活よりはウェイトを置いたというふうな場面の中から、今日、社会変化と合わせて女子の労働者の意識あるいは職業人としての自覚というものの間に、職場的な条件も随分

変わってきて、結果的にこういう法案までが成立するような社会、世論になってきた。

こういうことでございますから、審議会等におきましては女子の審議委員をさらにふやせということも政府でも徹底してこれを再三取り上げております。これは国会で取り上げていただいたというこの前提がございますけれども、そういう不届の努力を積み上げながら、今粕谷先生の御指摘いただいたような問題の改善に社会全体としてやっぱ取り組んでいく、公務員の採用においてくという中に男女の真の平等と公平というものが確立されていくというふうに私は認識をし、労働省としてはそういう立場で努力をする責任を負わされている、かように受けとめておるわけでございます。

○粕谷照美君 わざわざ公務員は除くというふうになつていきますからね。因果はめぐるといつたって、そんなわけにいかないんですよ。やっぱりきちっとしたものを、行政指導ではなくてどこかの部分につくっていただかなきゃならない。

○国務大臣(山口敏夫君) この間の決算委員会での刈田先生の御質問で申し上げたのですけれども、労働大臣がこういう委員会でも申し上げるのには適当かどうかわかりませんが、例えば公務員試験なんかでも、上級であつてもこれは試験だけで採用すれば、現在の局長の半分ぐらいは女子になつちゃうというところだと思ふんです。それから、ここの大学の卒業生の答辞というのですか、あれの半分以上が女子学生という、男女共学の学校でも女子学生というふうな形で、成績だけで人間、能力、すべて評価するということであれば、これはそういうことになる場面も想像されま

すね。しかし、じゃ、そういう立派な成績だからといって、人生、四十年全部職業人として、国家公務員として、あるいは地方公務員として住民サービスに奉仕徹底していただけるか、こういう保証をお願いすれば、やっぱり現実には半分以上の方が結

婚と同時に職場を離れられるという場面も――まあ後ろで不規則発言でございますけれども、そういう現状が過去においてはあつたわけでありまして、私は、男性社会といふながらも、別に女子の能力とかあるいは意思とか職業人としての適性とかで疑問を抱いている男性といふのは私はほとんど一〇〇%おられないんじゃないかと思ふんですね。しかし、にもかかわらずそういう差別があるというところは、やっぱり現実の社会において、女子の職業人としての生活においてどうしても男性とは別な意識というものを抱いている方が多い。全部が全部ということじゃありません、多いというふうなこともあつてそういう今日まで引き継がれてきたような差別の現状というものをやはり冷静に受けとめて、そこからの改善、改革というものをどう取り組んでいくか。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕
もちろん先生が御指摘のように、託児所の問題とか子供さんの問題とか、いろいろなすべての社会環境の整備ももちろんでございますが、私はそういう総合的な問題を今こそ取り上げ、改善、改革していかなきゃならない。こういう認識がなければ、頭の中だけで考えてはあとかほると言つてたつてこれはなかなか現実には進まない、こう私は確信をしておるわけでございます。

○粕谷照美君 大臣の後半の部分、私よくわかりません。ちょっと前半の部分で気になりましたね。試験だけだと女性の方がよろしい、しかし今までは、結婚したり子供を持つたりするとやめちゃう。国家公務員は厳しいですからね。三年間は東京を離れて名古屋へ行け大阪へ行け北海道へ行けなんという、やっぱりそういう厳しさに耐えて松原課長なんかもきつと課長の座についていらつしやるわけでありまして、そういう条件を保障するようなことをやらなきゃいけないんですね。それじゃ、公務員の採用が、試験だけだったら女性がいいのに、なぜ女性が少ないのかというところ、やっぱり意図が働いているわけですね。そうしますと、逆にいまして、せっかくこの法律ができる

のですから、そうしたらやっぱりある程度の意図を働かせて、採用者のうちの何%は女性にしますというふうなことを目標にするということとは非常に大事なところじゃないかと思ふます。その辺は政治的な問題でありますから大臣にお答えいただきたいと思ふます。

○国務大臣(山口敏夫君) ですから、今の男女均等法案の一つの理念というのは、何%女性を採用するという、そういう差別をしないで、やっぱり同じステージで能力のある人が採用される、こういうふうな社会にしていかなきゃならない、こういう理念を願ひながら国会で御審議をいただいております。そういうことでございまして、私が成績だけであつた女子の方が多いのではないかと、想像と想定の中でたまたま申し上げたわけで、だから、成績プラスいろいろ、何といひますか、社会的適性とかいろいろの問題もあつて現状そういうことになつておりますけれども、私は、これから皆さん方や赤松局長や松原課長のように、やっぱり職業を持てている女性の努力と忍耐力も含めてそういうことが進められる中で今粕谷先生の御指摘いただいたような女子労働者の職場条件というものはかなり大幅に改善されていく、改善されていくという環境状況にあるというふうに認識をしておりますので、行政の立場からやはりできる努力は進めていかなきゃならない、かように考えております。

○粕谷照美君 何%女性を採用するというようなことが差別になるといふ今の労働大臣の発言は取り消していただきたいのです。やっぱりせめて一〇%ぐらいは採りましようとかというふうなことがあつていいのじゃないんですか。身障者雇用促進法なんという、やっぱり障害を持った人々たちを採用しなければなりませんと法律をわざわざつくっているのは差別じゃないでしょうか。

私、前に社会労働委員会をやつておりましたときに、トヨタの自動車工場とかヤマハのオートバイ工場とか見学に行きましたけれども、ヤマハなんかではもう女性労働者が先頭に立つて頑張つ

ていて、そしてちゃんとリーダーもやっているわけですよ。その中に、手が動きながらしゃべっているわけですよ。労働者同士。なぜしゃべっているか、あそこ社長さんが、やっぱりもう女性の労働者を雇わなきゃだめだといって女性労働者をうんと採用した。そして、法律に基づいて身体障害者も雇わなきゃいけないというので大勢採用した。ところが、耳の聞こえない人たちがから教えるには文字で書かなきゃいけない。通訳が入ってくる。そうしたら、その耳の聞こえない人たちが、我々が教えるからぜひ手話を健常者であるあなた方労働者が習ってくれといつてそして教えるわけですね。以後健常者がみんな手話を覚えてやっばり労働の中でお互いに高まり合い、いったいということがあるわけですからね。女性は何%採りましようなんといふことが差別になるなんて、これはもう絶対許せないと思います。努力してくださいよ。

文部省来ておられますか。——私、新潟にいましてたけれども、私がいたときに十一人の女の校長先生がいらつしやいました。初めて十一人の女の校長が出たときに生徒が何を言ったかといつたら、今度スカートをはいた校長先生が来たといつてびっくりしたのですね。校長というはみんな男でズボンをはいているものだと思つていたら、スカートをはいているのが来たわけですね。こういう女性の進出について今大体どのくらいの人数いらつしやるか。そして、男性との比でどのくらいになつてゐるか。文部省はやつぱりこういう問題について、教育をやつていらつしやるのですから先頭に立っていい条件を示していただかなきゃ困るわけですよ。実態を御報告ください。

〇説明員(横瀬庄次君) 今の御質問でございますが、国公私立を含めまして小中高等学校の校長、教頭の男女別の実態というふうにとらえましてお答えいたします。

五十九年五月一日現在の数字でございますが、校長につきましては六百四十七人、これは全体の合計の数が三万八千五百六十五校でございますので、一・七%ということになります。それから教頭につきましては千六百人、これは全体の数が四万二千二百三十九人でございますので、二・五%というふうな実態になっております。

〇粕谷照美君 これは非常に少ない数ですね。一・七%なんてもう問題にもならない。

それじゃ、先ほど申しました女性の研究者の問題ですけれども、国立大学で教授、助教授、講師と、こういらつしやるわけですから、大体この比率はどのくらいになってゐますか。

〇説明員(横瀬庄次君) 国立大学におきまして教授の女性の比率でございますが、これも昭和五十九年の五月一日現在の数字で、教授につきましては二百七十一人、これは全体の教授の数が一万四千八百六十人でございますので、女性の比率は一・八%ということになっております。

〇粕谷照美君 助教授は四・〇%ですね。それから講師が六・七%。下へいくほど女性の比率は高くなつて、上の方は全然と言つていいくらいないのですね。

これは、なぜ女性の教授を採用しないか、こういうふうに言いますと、それは国立大学の自治です、大学の自治であります、こういう答弁が返つてくるのですね。大学の自治ですといつたて、絶対的に男が多い中で決められる。今度採用をしようという数字は、それは男の人になるという傾向は大きいに決まっていますよ。そのところらに労働行政の、あるいは文部行政の行政指導というものが必要になつてくるというふうな思つております。あなたは文部大臣でないから言えないけれども、ぜひ文部省としてもしっかりとこういう点では努力をしていただきたいと思います。文部省結構です。

それでは今度は自治省来ておられますか。——国家公務員については大体そういういろんな条件がありますよということがわかつていただいたと思ひますからあれですけれども、自治省関係で、男女差で何か問題になるようなことはありませんか。お考えになっておられますか。男女差は

ありませんというふうに御回答いただけますか。

〇説明員(紀内隆宏君) お答えいたします。法の規定上の関係は、先ほど赤松局長からお話しになったように、国家公務員法と同じように平等取り扱いの原則が地方公務員法上規定してございます。恐らく今先生のお話にございましたのは、例えば採用等について男女の性別によつて区分を設けたりしていないかという趣旨を含んでのことだと思ひますけれども、その点につきましては、私も採用試験の実態とかあるいは昇格の運用とかということにつきましては全体的な調査をしたものはございませんけれども、都道府県の職員の募集要綱等から見ますと、例えば初級の一般の事務職などにつきましては性別による試験区分を設けている団体が一部にございます。

先ほど申し上げました平等取り扱いの原則というものは、例えば警察官とか消防士等のように、女子の深夜業務の禁止というふうな法の規定等との関連でいけば合理的な区別であるといふふうに考えられるもの、今例に挙げました一般事務職の定期的な採用試験のような場合には、あらかじめこれは男子のみをもつて充てるべき職とか、これは女子のみをもつて充てるべき職とかというのを事前に区分しておくことは、なかなか困難ではないかというふうに考えます。といったしますれば、このような職種につきましては原則として男女双方に受験の機会を与えておくべきものというふうに考えております。自治省はそういうふうな考えまして、かねてから指導をしております。

各地方団体におきましてもこういう点は非常に留意して管理に当たつておられるようでございますけれども、まだそういうものが残つておりますので、私もさらに拍車をかけて指導に努めてまいります。このように考えております。

〇粕谷照美君 私、この問題を五十五年に取り上げまして、五十五年の採用の募集案内書を取り寄せて点検してみました。具体的に何県何県というところまでやりました。やつてみても直つてい

ないんですよ。あなたのところは行政指導をしているのですか。私はやつぱりそのことを指摘したいと思ひます。

〇説明員(紀内隆宏君) 私どもの主宰しております例えは全国の総務部長の会議であるとか、あるいは地方課長の会議であるとか、あるいは人事委員会の寄り合いであるとか、人事委員会の事務局長の会議とか、いろんなものがございまして、さらに個別にブロック会議もございまして、その都度私ども口を酸っぱくして指導しております。

まあその割には遅々たる進みだといふ御批判があるのかもしれませんが、数字を申し上げてみますと、現在五十九年度末で男女を分けて採用を区分しておるといふふうなもの、これはいろいろ形はございます。男と女を別々、あるいは男子の枠プラスフリー枠というふうな形はございますけれども、そういうものが五十九年度におきまして二十一ございまして、これは都道府県でございまして、六十年度におきましては、私どもを改正するといふ予定を立てておりましたところが五団体ございまして、そのほか六団体ございまして、五団体ございまして、そのほか六団体ございまして、私どもはさらに馬力をかけて指導いたしますけれども、徐々にいい方向に向かつていくのではないかと、こう思つております。

〇粕谷照美君 私は、お役人の方が前向きに検討すると言ふのは信用できないんです。やつていただかなきゃならない。中曽根総理はがん撲滅と言ひますけれども、やつぱり女性差別撲滅までしっかり頑張つていただかなきゃならないと思つています。

最近、採用に当たつて女子職員を採らないでほとんど男子にしていく、女子は臨時だというふうな条件は、それは都道府県にはないですよ、自治省から次々と随分天下つていく部長がいるわけですから、きちっと守つてもらわなきゃならないわけですから、市町村なんかにはふえてゐるのです。この辺のところも十分に御留意いただきたい

い。いかがですか。

○説明員(紀内隆宏君) 具体的な事案につきましても、私、ゆうべ十時ごろ電話が来まして、きょうの質問に向けて一生懸命勉強しているときだったから、ああ困ったなと思いつながら電話に出て、四十分、長々と。佐渡からです。夫が校長になるというので、あなたはやめなさいと、こういうことを言われたというのです。大臣、こんなことをえられますか。東京あたりですと、私の同級生なんか自分も校長になっている、夫も校長になっている。田舎という例がありますけれども、田舎の方——田舎というのは悪いですね、地方へ出ますと、夫を教頭にする校長にするという条件の一つに、女房をやめさせなさい、こういうのがあるのを御存じでしょうか。埼玉あたりはないと思えますけれどもね。——大臣は御存知ない。こういうことについて、いかがお考えでしょう。

○説明員(紀内隆宏君) 鈴鹿市の案件につきましても、上告がなされてその後の扱いにつきましても私も子細に承知しておりません。

二審が名古屋高裁で行われまして、その判決によりまして、昇格制度の運用に關しまして任命権者において、女子であることのみによって、あるいは恣意的に社会観念上著しく妥当を欠く運用が行われたとは言えないという旨が判示されました。職員の請求が認められなかった、このように承知しております。

○粕谷照美君 しかし、津の地裁ではちゃんと本人の訴えに対して百四十二万六千五百五十円の慰謝料、損害額、弁護士費用、こういうものを支払いなさいという判決を下しているのですね。

これは、先ほども話をしましたように、国家公務員と同じようにある特定の部分に女性が集まっている。それで、受験というのですか、昇任の試験のチャンスさえなかなか与えられない。こういう状況は国家公務員同様、地方公務員にもあるわけですから、こどもきちんと指導していただくことを要望しておきます。

さて、そういう状況の中で、こういう女性差別を受けた人たちは一体どうしたらいいかという問題が出てくるわけでありまして。もう一つ明確でないで

いんですけれども、陰湿ないじめなんですけれども、私、ゆうべ十時ごろ電話が来まして、きょうの質問に向けて一生懸命勉強しているときだったから、ああ困ったなと思いつながら電話に出て、四十分、長々と。佐渡からです。夫が校長になるというので、あなたはやめなさいと、こういうことを言われたというのです。大臣、こんなことをえられますか。東京あたりですと、私の同級生なんか自分も校長になっている、夫も校長になっている。田舎という例がありますけれども、田舎の方——田舎というのは悪いですね、地方へ出ますと、夫を教頭にする校長にするという条件の一つに、女房をやめさせなさい、こういうのがあるのを御存じでしょうか。埼玉あたりはないと思えますけれどもね。——大臣は御存知ない。こういうことについて、いかがお考えでしょう。

○国務大臣(山口敏夫君) 埼玉県は比較的文化県だと思っておりますので、そういう極端な差別はないと確信をしておりますけれども、地方によってはそういう差別が教育の現場においてもしあるとすれば、これは大変私は問題だというふうに受けとめますね。

○粕谷照美君 これまた行政指導をしてもだめなんです。なぜかといえ、そんなのはありませんと、表に絶対出てこないのですから。

そして、私は言ったんです。もう何回取り上げたかわからない。教育委員会交渉も何回やったかわからない。最後に勝つのは何か。夫が、私は校長にならないでよろしい、教頭にならぬでもよろしい、女房をやめさせないでくださいと、こう言うことしかないんだ。そういう人たちがあふえていくことによって初めて女性教師もずっと自分が働きたいところまで働くことができるし、夫も、人格力量を認められれば校長になれるんだ。そこをところを言わなきゃだめ。あなたは私に名前も言わなければいけません。自分の名前を私に電話で言うことすらできないような、こういう陰湿ないじめがあるわけですね。何も生徒だけじゃないんです。教員同士の中だってそういういじめがあるわけ

けです。大臣のところはサイタマじゃなくて文化都市だと、こうおっしゃったから、それはそれでいいじゃないかと思いたすけれども、こういうような訴えを持っていくというのは本当に大変なんですよ。どこに持っていきようもない。訴えたことによって差別を受けるわけですね。例えば、私は何々教育委員会に夫がおまえ校長になりたければ女房をやめさせろと言われたと一言言っただけで、あるさい。それはもう僻地へ飛ばしていくとか、あるいは夫婦が別れるような条件のところにどちらかが転任をさせられるとか、こういう何というのですか、報復手段があるわけですね。

こういうことをなくしていくためにも、やっぱりこの法律は有効に働かなければならない。訴える場所がちゃんとなければならぬ。訴えられたところはちゃんと実情を調べて、そして適正な行政指導が行われる、あるいは処置が行われるというふうにならなければならぬ。ところが、その措置がこの法律ではどうしても足りないという意見が次から次へと出てくるわけじゃないですか。先日にも糸久委員が取り上げられました。鉄連に働く女性が差別を受けたと言った。東京都の苦情処理委員会に提訴をした。何か新聞を見ますとこの間取り下げたということでありまして、どうも、それはなぜ取り下げたか、労働省としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのですか。御存じないですか。

○政府委員(赤松良子君) 鉄連の事件につきましても、取り下げられたという点についてはよく存じております。

○粕谷照美君 私もあれですけれども、鉄連のその闘っている女性たちから毎回ニュースが送られてくるんですよ。もう勇断をもって取り下げましたと。絶望して取り下げているのです。なぜかといえ、苦情処理委員会は権限ないんだから、あんなものところ——そういうふうなことは明確に言いませんけれども、しかし使用者側が、法的な強制力がないという弱点を知っているから、その弱点を利用して対処しているわけです。

だからこの人たちは、最後は裁判で争う以外にないという判断をしていらつしやるのだというふう

に思っています。

どうもこの法律に出てくる救済措置もそういうふうになるんじゃないんですかね。片方がうんと言わなければこれは調停できないわけでしょう。そういうことはならないようになりましてお考えですか。

○政府委員(赤松良子君) 東京都の苦情処理委員会のことにつきましては私も余りよく存じませんが、同種のものであるということで研究はさせていたでいてるわけでございます。

新しい雇用機会均等調停委員会は、できるだけ効果が上がるように、そういうものも検討しながら万全を期してまいりたいと思っております。

○粕谷照美君 どうやったら万全を期せられるかは、もう本当は局長お困りになつていらつしやるのじゃないだろうか、私はそういうふうに思われてなりません。権限ないんですからね。片方が同意したときだけでなければ機会均等調停委員会が本当の機能を出すことができないというのは、これはもう働く人たちはたまつたものじゃないと思うんです。

具体的に、どのようにしたら相手側が出てくるというふうにお考えになつていますか。

○政府委員(赤松良子君) これは地方婦人少年室長が主として使用者の方にお話しすることになろうかと存じますが、いろいろな新しい法律の考え方、社会的な意識の変化、その他をよく御説明をいたしまして、差別というものが世の中からは既に認められないものになつてきているということ

をまず基本的にわかつていただく。その後は、個別の紛争については、やはり相互に譲り合つて解決するというやり方が一番望ましいやり方だということをよく御説明をし、調停に応じていただくということについて説得をするということが肝要かと存じております。

○粕谷照美君 東京都の苦情処理委員会でマミヤ精機の問題が上がってきたわけですね。それで労

政務担当が会社を訪問していらつしやるわけなんです。そうしたら門前払いを食わされているのです。もう門前払い、こうやられているわけです。まあ、その他これは解雇問題も絡まっていたりいろいろありますから、いろんなこともあったかと思ひますけれども、そういう担当官そのものがある門前払いを食わされている。これじゃ困るのです。さらに今度は、担当官じゃだめだからというので、使用者委員がおりまして、その使用者委員ならわかつてもらえませんかと思つて会社の方に連絡をするのですけれども、それでもやっぱり出てこなかったというところが担当であります。苦情処理委員会会長江幡さんなどという方がいろいろ苦勞話を書いていらつしやるのです。

それでも東京あたりはこういうように問題が出てきますからいいですけれども、本当は問題が出てくる以前に問題を探していくという、そういう積極的な姿勢、そしていろんな問題が入つたならば、訴えがあるというところもあるけれども、やっぱりその問題を十分に調査して指導していくというふうな姿勢、こういう積極性というものが私は調停委員会には必要になるんじゃないだろうか。ただ上がつてくるのを待っているという感じが、ただだめなんではないだろうか、こう思ひますが、その点はいかがですか。あくまでも申告をしなければだめですか。

○政府委員(赤松良子君) 個々の紛争につきましては、これは申し立てがあつた場合に取り上げるというシステムでございますが、婦人少年室長のもの一つは任務といたしまして、一般的な啓蒙、指導というものはあるわけでございます。問題になるような点については、個別の紛争というふうなことが起こる前にも行政指導の対象にするというところは可能でございます。

○粕谷照美君 大変心強いことをお伺ひいたしました。そうすると、婦人少年室長の任務というのは非常に重くなりますね。今の体制でやれるのでしょうか。全国的にはどんな状況になっておりますか。

か。

○政府委員(赤松良子君) 婦人少年室の現在の体制は、平均四人程度でございます。小さいところでは三人という室もあるわけでございます。また、もう少し多い室もございますが、その程度の人員でございます。今後、この法案が成立いたしましたら、それを施行するという段階になりますと、婦人少年室の責任が今までよりも非常に重くなるという点はまさに御指摘のとおりでございます。

この充実強化については、私どもこの法案が成立した時点には最大の課題として取り組まなければならぬものと考えております。

○粕谷照美君 労働大臣、コペルニクスの発想のもとにこの法律が通りますと、本当に大変だと思ふんです。よく労働争議なんか起きますと暴力団まで雇つてきて労働者を追い散らすような、そういう会社側もあるわけですから、そんな中で、弱いとは言ひませんが、女性の差別を受けた訴えを本當に守つてくれる、そういうシステムをつくつていただかなきゃならないと思ひます。これはやっぱり予算との関連です。行軍で人数を減らさなければならぬと言つていられるときに私は女性の人権を守る意味では労働大臣の奮起をお願いしなきゃならないと思ひますけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(山口敏夫君) 婦人少年室の持つ機能、今日までの役割も大変高い評価をいただいております。ところでございませうけれども、これからは、この法案を通していただきますとさらにこの婦人少年室の全国的レベルにおける責任、役割は非常に重大なるものがあると私も考えております。

したがいまして、労働省の中でも、総体的にはやはり公務員の数というものは基本的に抑制されておりますけれども、でき得るだけ配置その他を工夫をいたしまして、さらに予算的な措置においても努力いたしまして、今先生から御指摘いただいたような部分につきましても、十分労働大臣としても努力することを考えなきゃいけない、か

ように認識を持っております。

○粕谷照美君 私は先日岩手へ行きまして、岩手の県営バスが大変な赤字の中で、やめなさいという攻撃がかかっている、そういう中でも特に車掌さん、女性労働者にきつい攻撃がかかっているんです。その車掌さんたちは一体何をされるか。もう働いていかなきゃならないから、借金取りが家に来て子供の前でけんかをしている、そういう状況の中でどうしても私は働き続けていかなきゃならないからといって頑張っているのですけれども、どういふことをやっているかといふと、とにかく朝五時に家を出て会社に着く、そして仕事をして——これはきつとバスに乗ってどこかへずつと行くんですね、長野スキーバスじゃありませんけれども、きつとそういうことだと思ひますけれども、そして十時に到着をする。それから車内の清掃が、お客が汚しますから、一時間以上かかります。家に帰るのが十一時過ぎるというんです。労基法違反がまかり通っているじゃないですか。それで働きたいからやっているのだと。もう涙が出るのです。そして、夜行と言われる深夜乗務にガイドは一切使えないんだけれども、しかし、本人の申し出があれば便乗させてもよいということがあり、うっかりしている本人に通告のないままにダイヤが組まれてしまふ。

タクシーの運転手に限りますなんていう今回の法律のあれなんですけれども、こういう問題を積極的に取り上げて指導をする責務が私は労働省にはあるというふうに思ひますので、ぜひ頑張つていただきたいということを願ひし、今までは随分きつい質問ばかりいたしましたけれども、しかし、まあそんなことばかり言つていたって通りませんから、これからは男女が同一基準で働けるようにするための環境整備のことに関連してお伺ひをします。

まず、育児休業について伺ひます。育児休業について、労働省としてはどのようなことを今考え、具体的に普及をさせようとしていらつしやいますか。

○政府委員(赤松良子君) 育児休業につきましては、まだその普及の状況が一四〇程度と低いわけでございますので、これについて請求権化をするようにという要望があることもよく承知はいたしておりますが、審議会におきましても、直ちに請求権化することについてはまだ時期尚早というふうな御見解もいただいておりますので、まずはこの普及に努力をするということで、これまでございました奨励金の額を大幅に増額をし、十分に誘因となるようなものにしたというところが一つでございます。

また、普及のための普及指導員をこれまで増員を六十年年度においては図る予定でございますし、育児休業のための普及の旬間というふうなキャンペーンの企画も今具体化しているわけでございます。そのようなものもろもろの活動を通じて、とにかく育児休業というものが働く婦人にとって非常によい制度であるということを広く世の中にわかつていただき、制度を普及するというのを第一の任務と考えております。

○粕谷照美君 労働大臣、大臣はすぐセンスのいい方で、アピルもお上手だというふうに思ひましたけれども、前の労働大臣で藤尾さんという方がいらつしやいますね。この時代にかつていふことを言っているのです。私は自民党のことにはよくわからないんですけれども、それでも八〇年のダブル選挙のときはたしか選挙公約の中に育児休業の制度をつくり出すというふうなことをおっしゃつたので、国民はみんな法律をつくってくれるのだなというふうに思つていたわけですね。でもそうじゃなかったのががっかりしているんですけれども、新聞報道なんかを見ますと、育児休業制を全面実施、期間は一年から半年、次の通常国会に法案提出なんて、そして早川議員がヨーロッパ諸国を回られて、何々国はこういふような育児休業の実態だというふうなすばらしい報告書なんかもいただきました。我々国連婦人の十年議員連盟はその資料をいただいて物すごく喜んでおります。しかし、健保のお金は全額企業が負担だなん

ていつたところからどうも様子がおかしくなつて、育児休業の育の字もだんだん表面に出てこなくなつたわけだ。

今、局長がおっしゃつたようなことを私も予算を見て随分わかるのですけれども、その奨励金というのは一体幾つ企業に出されていつたのか、あるいはこの普及指導員というのは何人ぐらいつたのか。普及指導員というのは一体どういふふう具体的に普及を指導されるのか、そこをお聞かせください。

○説明員(川橋幸子君) まず第一点目の奨励金の方でございますけれども、六十年代におきましては奨励金の単価を大幅に拡充いたしましたと同時に、件数につきましても、従来の件数よりはかなり大幅なものを認められたところでございます。奨励金の件数についてはそのとおりでございます。育児休業普及指導員につきましては、六十年代におきまして六人増員が成りまして、三十二室に配置されることになっております。

育児休業普及指導員の実際の活動につきましては、それぞれの各室におきまして管内の実情に應じて各企業やあるいは労働組合の方々や、非常に小まめに地道に努力している。普及指導のPRをいたしましたり、あるいは動員に当たりましての具体的な個別指導をやつたりという、そういう活動をやっております。

○粕谷照美君 そうすると、企業まで出かけていって指導していらつしやるという報告だというふうな受けとめて、大変御苦労なことだと思ふんですが、たつた六人の増ではこれはどうも足りませんですね。六人になったのですか、六人の増なのです。

○説明員(川橋幸子君) 大変失礼いたしました。二十五室に配置のところ、六十年代に七人増員になりまして三十二でございます。どうも申しわけございませんでした。

○粕谷照美君 それから、いつも労働省の発表は育児休業の普及率何%ということなんですけれども、何%というこの数字の出方は、企業が幾つ幾つありますよ、そして育児休業をやっているのは幾つですよ、したがって何%だというふうな数字をお出しなすか。

も、何%というこの数字の出方は、企業が幾つ幾つありますよ、そして育児休業をやっているのは幾つですよ、したがって何%だというふうな数字をお出しなすか。

○説明員(川橋幸子君) 育児休業の普及率について御報告申し上げておりますのは、女子保護実施状況調査というのに基づいております。この調査は、三十人以上の規模の事業所を抽出してやっておりますので、抽出した数は一万程度の調査でございますが、もとの母集団は二十五万五千程度という、そういう数になっております。ですが、普及率につきましては統計上の設計をいたしておりますので一四・三。ちなみに、二十五万五千を、分母といひますか、母集団にいたしまして一四・三%掛けますと約三万六千ぐらいと、そういう事業所の数になるかと存じます。

○粕谷照美君 三万六千も育児休業をやっているなんて私はちょっと信じられないんですけれども、それじゃ、三万六千のうち千五百七十五件は毎年払うわけじゃないと思ひますけれども、どうやって配分するのですか。私はそのパーセントそのものが信用できないんです。

○説明員(川橋幸子君) 育児休業の普及率の三万六千という数を申し上げましたが、この数は、奨励金が始まりまして五十一年からでございますので、ちょっと奨励金の対象に当たつた企業とパラレルには考えられない数で、もっと大きな数になっております。

奨励金の支給につきましては、制度導入に当たりまして企業が非常にコスト負担が大きい、そういう調査結果、御意見が多いものでございますから、そういうコスト負担を軽減するという趣旨で、制度を導入した企業に対してトツランナーと申しましようか、導入しただけでなくて、実際に取得者が出来たところで奨励金を支給する、そういう手続をとっております。

○粕谷照美君 そうですね。制度を実施しますなると言つて、お金だけもらつて実際的にはやらない

かつたなんというところでは困るわけですから、とつた人がいたところにお金を出すというのには、これは当然のことだといふふうに思ひます。しかし、もう少し実態をきちんと把握をしていただきたいなというのを要望しておきます。

それで、どうも企業側は育児休業の制度を実施すべきではないと、こういうことを言っているのじゃないんですか。法制化をすべきではないといふことを言っているのじゃないんですか。どうでしょう。

○政府委員(赤松良子君) 企業と申しますか、数年前に使用者団体からの申し入れがございまして、その中で、昭和五十六年十月六日付でございますが、経団連、日本商工会議所、経済同友会、日経連、この四団体から当時の労働大臣あてに要望書が出ておまして、その中で、いろいろ問題があるのですね、制度化するのことは適当でないといふような要望が出されております。

○粕谷照美君 すぐにやることは適当ではないといふ要望書ですね。逆に言ううと、早く育児休業の制度をつくつてくだされといふ、こういう意見もまた満ちあふれているわけで、どちらの意見ををとるかというのには、私は労働省の判断だといふふうに思ふわけでありませう。

そういう意味で、我が党は育児休業法について法案をぜひ成立させてもらいたいと思つて提出をするわけでありませうけれども、大臣としては、この育児休業法の制度はいかがお考えですか。まさか藤尾労働大臣よりは後退する姿勢は、だんだん世の中は前進していくのですから、おとりにならないと思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(山口敏夫君) 藤尾労働大臣は、顔の割には非常に進歩的考えをお持ちでございますが、育児休業その他にも大変御理解がある方でございます。我々も、労働省の政策として、育児休業制度を十分機能させたい、こういう認識のもとに、先ほど婦人局長からも答弁申し上げましたように、いろいろ予算的な面からの充実、また、この環境整備に努めておるところでございますけれども、

ども、この間、婦人少年問題審議会におきまして、「現段階において全企業に本制度の実施を強制することは困難であり、当面、行政側の積極的な指導、援助等により本制度のなほ一層の普及を図ることが先決である」と、こういう建議をいただいております。労働省もいたしましては、この趣旨に基づいて育児休業奨励金の大幅拡充等充実に努めている、また普及促進を図りたい、かように考えております。

ただ私は、今先生の御指摘の育児休業法の法の成案ということ、むしろ産前産後の休業を母性保護の立場でさらに十分当事者が納得のいくような期間の設定という問題に真剣にさらに取り組みが必要があるのではないかと、いふふうに考えております。

○粕谷照美君 女が働いていくということ、家庭の生活を両立させていくということについての条件整備は、そのほかにも再雇用の制度とか、あるいはパートの雇用の労働条件をきちんとしていくこととか、もうたくさんあると思ひます。そして、きょうはせつかく厚生省においていただいて、保育所の実態などについて伺ひたいと思つたんですけれども、もうあと一分になりましたので申しわけありませんでした。ぜひ子供たちの福祉のためにも、この保育所問題はきちんとやつていただきたい。先ほど労働大臣、託児所なんておっしゃつたけれども、これは保育所の間違いでありますので直しておきたいと思ひます。

そういうことも含めまして、それではこの法律はいいかといへば、私は先ほどから厳しい指摘をしておりました。じゃ、悪いからもうちょっとしたら世の中はよくなるんだから直せばいいじゃないかといふこともあります。しかし、直すといふことになりますと、この法律は労働基準法を改正する、改悪するといふ問題と重なることになるわけですね。そうすると、その労働基準法の方は企業家側から言へば、もっともつと保護を撤廃していけといふことになるわけでありまして、両方ワンセットで出ている法律を簡単に見直しますといふこ

とはなかなかならないのではないかと意見を申し上げまして、時間が来ましたので私の質問を終わります。

○委員長(遠藤政夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十五分開会

○委員長(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会を開きます。

休憩前に引き続き、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を議題にいたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中西珠子君 私は、これまでたびたび質問をしてまいりましたので、きょうは、これまでお聞きしなかった部分をお聞きすると同時に、もし時間が許されるならば確認をしたいと思うわけでございますが、大変時間が限られておりますので、答弁はなるべく簡潔にお願いしたいと思っております。

この前の四月十七日の公聴会におきまして、私どもがお願いいたしました四十八婦人団体の代表の方、また、労働団体の代表の方々が、政府が提出された機会均等法案について非常な失望を漏らされ、そして全く期待を裏切ったものだという感想を述べられました。そして、この均等法案が労働婦人福祉法の改正部分と労働基準法の改正部分とが抱き合わせになっているということについて大きな憤りを表明されたわけでございます。この法案は、働く婦人ばかりでなく女性全体の大きな関心事であり、また、日本ばかりでなく世界の目がこの労働婦人福祉法改正案プラス労働基準法の改正案に注がれていると思うわけでございます。

私は、本会議におきましても予算委員会におきましても、また、この本委員会におきましても、た

びたび労働基準法改正部分の切り離しというものを要求してきたわけでございますが、労働大臣はこれが最もよい、妥協の産物とおっしゃるなかつたけれども、非常にいいものだとおっしゃるなかつた。これが一番いいものだとおっしゃるなかつた。これはお譲りにならなかつたわけでございますが、この点については依然としてそのように大臣はお考えでいらつしやいますか。

○國務大臣(山口敏夫君) いわゆる女性化時代の中にあります。あらゆる社会的な諸課題において、旧来の男女の差別的な状況を改善していく、前進させていくという観点としての含意事項としては一つの理想と現実の接点ということがこの法案に言えるのではないかと。しかし、さらにこれが先生方の御発言に見られるように、大いに一層の前進、改善が促進される過程においてさらによりよい条件、あるいは成案の整備というものが当然必要になってくるという私は考え方で取り組んでおるわけでございます。

○中西珠子君 意見の相違ということもございまして、私にたいしては方々ないこともございせんけれども、私は依然として女子保護法規の部分については何も今改正する必要は全然ないと考えておりますし、また、労働基準法全体の見直しというものが日程に上っているときに、なぜ保護法規だけを急いで改正しなくちゃならないかということは大変疑問であります。そして、既に批准をいたしましたほかの国々を見ましても、保護法規を残したまま女子差別撤廃条約、これを批准している国は多いわけでございます。

保護法規を残したまま批准している国がどのくらいあるか、また深夜業などのような保護法規を留保して批准した国がどのくらいあるか、私も大分調べてきたのでございますが、最も最新の情報につきましても、労働省よりもむしろ外務省からお聞きしたいと思っております。

○説明員(村田光平君) お答え申し上げます。

女子保護規定につきましては留保状況は次のとおりでございます。まず、オーストリアでござい

ますが、オーストリアは女子の深夜業及び女子労働者に対する特別保護に關しまして、国内法令の範囲内で本条約を適用する権利を留保しております。次に、ニュージーランドでございしますが、ニュージーランドは一九三八年三月二十九日に同国が批准しましたすべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約、これはILO条約第四十五号でございしますが、この規定と本条約が抵触する範囲内でこのILO条約の規定を適用できるように留保しております。留保している国は以上二カ国でございます。

これに加えて、フランスにつきましては、本条約のいかなる規定も、男子に比し女子を優遇している同国法令の規定に優先するものと解されるべきではないという宣言を行っておるわけでございます。

○中西珠子君 私は、昨年の十一月に西独に参りまして、西独の婦人問題担当の責任ある地位にある人に聞いたわけでございますが、西独は近く批准をする、しかし深夜業の禁止などについてはこれは留保もしない、ILOの八十九号条約、深夜業の禁止条約ですね、これを批准しているから、もう留保もしないで批准する予定だということを言っていました。また、イギリスにつきましても、やはり保護規定はそのままにして批准をするらしいというのを聞いております。

こういつた情報は入つていらつしやいますか。

○説明員(村田光平君) 西独につきましても、御指摘がございましたように、既にこの条約につきましましては国会の承認を得ておりまして、批准の手續を進めている状況でございます。西独におきましては、我が国同様女子保護規定を見直す意向で既に法案が用意され、昨年八月議院に提出もなされておると承知しております。イギリスにつきましましては、一応近く批准するという方向で国内法との整合性につき検討中という状況でございます。

○中西珠子君 留保して批准している国があるわけですね。今オーストリアとニュージーランドの例を挙げて御説明くださいましたけれども、日本においても女子保護規定を今急いで改正する必要は全然ないんです。

私は、これは何回も言ってきましたから、ここでもまた繰り返して言いますと時間ばかりたつてしましますから言いませんけれども、なぜ日本では、女子保護規定の検討がもっと徹底的になされ調査もなされ確信が得られるまで、また、労働時間の短縮がなされそして婦人の働く環境というものがもう少しよくなり、それはもちろん保育施設の整備とか老人ホームその他のものの増設とかいろんなものも含みます、少なくとも労働条件、労働時間、育児休業、そういった条件が整うまで、なぜこれを留保できないのでしょうか。その理由を御説明ください。労働省と外務省と両方からお願いいたします。

○政府委員(赤松良子君) 留保をして批准をするという方法があることは当初から承知いたしておりました。しかし、我が国の場合、すべての保護法規を撤廃するわけではございませんで、雇用の機会均等、待遇の平等というのを進める上で必要と思われる程度にとどめて保護法規を緩和することにしたわけでございまして、今日の時点でこのやり方は適当であると信じております。

○説明員(村田光平君) 政府といたしましては、できる限り条約の要請を満たした上で本条約を批准したいというのが基本的姿勢でございます。均等法の成立につきましても、この女子差別撤廃条約の不可欠の条件であるという立場をとりましたのもそういう考えからでございます。

外務省としましては、女子差別撤廃につきましまして重要な意味を持ちます女子保護規定を維持し続けることは、この条約の要請に沿うものではないと考へた次第でございます。

○中西珠子君 私は、この点につきましましては条約の十一條を引用しまして何回も言いましたけれども、言いませんけれども、大臣にお聞きいたします。女子保護規定を緩和したりなどをいたしましたし

て、このような労働基準法の改正というものをお
図りになって、女性の雇用機会がふえると思ひ
なっていますか。大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(山口敏夫君) 中西先生から再三この
問題に対して御熱心に御質疑もいただいているわ
けでございますが、私も再三申し上げております
ように、やはり女子の雇用の拡大と、それから女
子の職業生活におけるやる気と、また一つの熱意
という中で、全般としての雇用の拡大が図れる
ということをお願いしておたわけでございます。
そういう意味での御質問でもあらうと思いま
す。

女子を男子と同様に扱えない理由として、特に
法制上の制約を挙げる企業が今日まで多かったわ
けでございますが、また、管理職、専門職の女子
で組織されている婦人団体、建築士、タクシー運
転手、卸売市場等における業務、旅行業における
添乗業務などに従事している女子労働者等からも
規制の緩和について強い要望も出されておしま
した。そういう中で、今回の雇用機会、職域の拡大
に寄与するかどうかにつきましては、従来、女子が
法規制による就業を禁止されていた業務や時間帯
に女子の就業が可能になるという直接的な拡大効
果、いま一つは男女の均等な取り扱いの障害にな
っていた時間外労働の規制などが緩和されるとい
う観点から、女子を一層有効に活用すべきだとい
う企業がふえる、こういう間接的な効果等を考え
ますと、これから女子の能力、資質、意欲という
ものが公平、公正に職業社会において評価される
のではないかとというふうに私は考えるものでござ
います。

○中西珠子君 大臣はそうおっしゃいましたけれ
ども、私はどうも時間外労働の制限の緩和、深夜
業の禁止の解除などによりまして、婦人労働者
は、また殊に家庭責任をしょわざるを得ない婦人
労働者は、本人の意思に反してフルタイムの仕事
は退職を余儀なくされるということにもなります
でしょうし、また、婦人が家庭と職業を両立さ
せるためには結局パートになっていかざるを得な

い、派遣労働者にならざるを得ないというふうな
状況が出てきて、せっかくいい意図を持っている
と大臣はお考えでいらつしやいませうけれど
も、婦人の雇用機会が減っていく、そしてパート
や派遣労働者がふえていくという方向に行くので
はないかと大変心配いたしております。

それから、今危険有害業務の就業制限を外して
ほしいという要望が非常に多いというお話でござ
いましてけれども、現行法の危険有害業務の就業
制限を外すに当たって、個々の業務について調査
をなさいたしたんでどうか、いかがですか。

○政府委員(赤松良子君) 個々の業務についてど
の程度のことをするかということとはたいたいま専門
家の御見解を伺っているところでございまして、
で、省令をつくります際に十分反映ができるもの
と考えております。

○中西珠子君 調査をやってから法律を変えてい
ただきたいと思ふんですね。これから調査をする
というところで法律をお変えになつては、これはも
う大変危険なことだと思ふんです。ですから、や
っぱり危険有害業務の就業制限を外すというとき
に当たっては——これは外しちゃだめだとは申し
ませんです、もう三十八、九年も前にできた基
準法ですから、それ以後の技術革新、科学の進歩
ということもあります、医学の進歩ということも
ありますから見直しをしてもよろしいんです。し
かし、やはり個々の業務について慎重な調査をや
つていただいた上でないとこれは見直しをするべ
きではない。少なくとも法律の上で早く廃止する
べきではないと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(山口敏夫君) 先生の御指摘のよう
に、危険有害業務等につきましては、十分調査し
た上で一つ一つの項目を検討、措置するといふこ
とが適当かと思ひます。

それから、先生御承知だと思ふんですけれど
も、誤解があつてもいけませんので、私が先ほど
の答弁の中で申し上げたのは、危険有害業務をそ
ういう中で外していくということじゃなくて、い
ろいろな時間外労働の部分において、建築士でござ

いますとか、タクシー運転手とか、卸売市場等に
おける業務、旅行業における添乗業務等に従事し
ている女子労働者からそれを外してほしいという
要望も労働省の方に随分来ておる、こういう御紹
介を申し上げたわけでございますので、その点よ
ろしくお願いを申し上げます。

○中西珠子君 一応、一般女子労働者の危険有害
業務の就業制限を外しになるわけですね。そし
て妊産婦に関する有害業務というものはこれから
またお決めになる、その中で一般女子にも適用さ
れるというか準用されるものを命令によってお決
めになるということですね。

この命令の本身は一体どういうものですか。
○説明員(松原亨子君) 危険有害業務の就業制限
につきましては、医学的、専門的立場からの御検
討を踏まえて私も具体的に命令の内容を定めた
いと思つておりました、現在の段階では具体的に
申し上げられる状況ではございません。

○中西珠子君 それでは国会に白紙委任をしろと
おっしゃるのと同じですね。もう審議会でするか
らとか専門家にこれからやつてもらふからとい
ふようなことは、国会審議の軽視も甚だしいと言
わざるを得ないのです。すべてこれからやるから
まあ委任しろ、あとは命令で決めますという形で
は、私たちは到底納得してこれで結構でございま
すと賛成はできないんですね。危険でしようがあ
りません。やはりある程度納得がいく線を出して
いただくかないと、私たちここに何のために座つて
いるかということになるわけですね。

大臣、いかにお考えですか。国会審議を全く無
視していらつしやる、我々を軽視していらつしや
るも甚だしいと今申し上げたんですよ。

○国務大臣(山口敏夫君) 私は、国会でも随分い
ろいろな婦人議員の方が大勢おられるわけでご
ざいますし、議会開設以来百年近くたつていてわけ
でございますが、こんなに真剣に男女問題を論議
しておる機関はないわけでございますので、心から
の敬意と、その改善のための前進を願つておるも
のでございます。

○中西珠子君 ちょっと笑いがとまらなくなりま
したけれども、やはり国会審議を慎重にやらして
いただいて、そして私どもの主張もある程度は入
れていただきたいと思います、まるで白紙委任しろと、
国会軽視も甚だしいと怒らざるを得なくなるわけ
ですね。

じゃ、危険有害業務につきましては全く危険な
ことはやらないでくださいという要望を繰り返
しまして、この間の続きになっていきます坑内労働
禁止の緩和ですね。禁止を解除する対象はどんな
職種かということをお伺いしまして、そのことこ
ろで私の質問時間が切れてしまつたんですが、一
応そのときのお答えによりますと、医者、看護
婦、新聞記者というふうなことをおっしゃいまし
たけれども、けさほど緊急質問が出ましたけれ
ども、この人たちが鉱山の災害の場合に入つて
いけるものでしょうか。通産省お願いいたしま
す。

○説明員(久賀俊正君) お答えいたします。

鉱山におきましては、保安に関する事項を管理
する者といつたしまして、保安統括者が置かれてお
ります。この保安統括者は、発生しました災害の
対策に関する事項を管理することになっておりま
す。いわゆる均等法によりまして医者、看護婦さ
ん等の女子の坑内労働が認められたと想定した場
合でございますが、非常災害時におきましてこれ
らの女子労働者が坑内に入ることにつきましては、
保安統括者が災害の防止に十全の配慮を
した上で判断をするものと考えております。

○中西珠子君 それでは、保安統括者が許可を与
えるときに、婦人の労働者の状況を検査とい
うか、調べることでございますか。例えば女子労働者
は妊娠二、三カ月というものは目立たないんですよ
ね。そういう状況にあるかどうかというふうなこ
とを調べることでございますか。

○説明員(久賀俊正君) 女子労働者が坑内に入る
というケースは、これまでは法律の禁止によりま
してなかつたわけでございます。今後、もしこれ
が認められた場合につきましては、一件一件非常

に慎重に保安統括者の判断が働くものと信じておりまして、その辺につきましては心配はないのではないかとふうに考えております。

○中西珠子君 心配は本当にないとお約束できま

すか。

○説明員(久賀俊正君) 今後、そういうふうな場合になりましたことを想定いたしまして、この法律で医師、看護婦等の坑内労働が認められた場合には、十分鉱業権者、保安統括者に対して教育してまいりたいというふうに考えております。

○中西珠子君 十分教育してまいりたい、十分措置をとってまいりたい、十分に予防をいたしますとおっしゃっても、随分日本は鉱山の災害が多いですね。

【委員長退席、理事佐々木満君着席】

そういった災害の場合、この六十四条の四の「臨時の必要のため」というふうになってはいますが、この「臨時の必要」は災害の場合を含みますか。

どうですか、労働省の御見解は。

○政府委員(赤松良子君) この「臨時の必要のため」は、例えは新聞記者の取材、あるいは医師、看護婦の治療、これは病人が出たというような場合でございまして、必ずしも大規模な災害というふうなことを予定しているわけではございません。

○中西珠子君 大規模な、人命にかかわりのある災害においては、決して女子労働者を坑内の業務に服させるようなことはありませんかとお約束ができませんか。

○政府委員(赤松良子君) そのようなことを予定してこの改正を行っているわけではございません。

○中西珠子君 そのようなことを予定してこの改正を行っているわけではございませんというところは、災害のときには絶対に入れるようなことはしませんということでございますかとお聞きして

るんですよ。災害のときには、無理に医者と看護師とかいう者が、また、新聞記者が取材に入るというふうなことは、これは避けるべきだと思ふんですね。やはり危険のあるところには入るべきではないと思ふんですね。ですから、そういう災害時に無理に入らせるようなことはきつと予防ができませんかとお聞きしているわけです。

○政府委員(赤松良子君) 災害のときに、男性の医者といたしても入れないというふうな場合に、もちろん女性を入れるつもりはございません。

○中西珠子君 危険な坑内労働の禁止を緩和するのですから、どうぞその点の御配慮は十分にやっていたらいいと思います。

それから、既に深夜業のことは大分お聞きしましたけれども、また危険有害業務との関連におきましてもう一つ確認させていただきたいことがございまして、六十四条の三に参ります。

この六十四条の三の二でございまして、そこに出ております「女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者」というのがございまして、この「命令で定めるもの」とはどのようなことをお考えになっておりますか。

○政府委員(赤松良子君) この条文は現在の労働基準法と変わるところはございませんし、また、内容も現行のものと同様のことを考えております。すなわち、スチュワード、女子寮の管理人その他現行のものというふうに御理解いただきたく存じます。

ただ、今後関係審議会にも諮って、従来どおり「健康及び福祉に有害でない業務」が該当するという場合には当然審議の対象にならうかと存じます。

○中西珠子君 現行の深夜業の禁止の除外例、すなわち女子年少者規則の中の第六条ですね。ここに挙げられている「女子の健康及び福祉に有害でない業務」で、それは今局長がお挙げになったように、「スチュワード」以下ずっとあるわけですね。その業務以外のものをまた「女子の健康及び福祉に有害でない業務」というふうにお定めにな

なっている二の二の中にお入れになるといたしますと、そうすると三、四、五にある「前条第四項に規定する命令で定めるもの」というその後は、「品質が急速に変化する」として始まる四号ですね、それから五「深夜業に従事することを使用者に申し出た者」、こういったものは、「健康及び福祉に有害でない」というふうな認定もしくは認識はなしに、全く別個のものとして扱っていらっしゃるわけですか。

○説明員(松原直子君) 二号で「女子の健康及び福祉に有害でない業務」というものを定めまして、三号以下に特段そういうことはないわけでございますが、これは必ずしも二号以外のものが「女子の健康及び福祉に有害」であるということと分けていうことではございませんで、わざわざ分けたのは、現行法では一本になっておりましたけれども、三、四、五というように具体的にどういう考え方で適用を除外するかということとを明らかにした方が適当だというふうに考えたものについて別建てにしたわけでございます。

二号の「健康及び福祉に有害でない」ということが三、四、五とは関係ないという考え方はございしません。

○中西珠子君 それでは、三、四、五のそれぞれの号に該当すると思われる深夜業の禁止から除外されるものは、「健康及び福祉に有害でない」というふうにもあわせてお考えになって除外されるというふうにも理解してよろしいですか。

○説明員(松原直子君) 今、そういうふうにお答えしたつもりでございます。

○中西珠子君 確認させていただきまして、それから、私は、くどくど何回も言うようでございますけれども、この四の「品質が急速に変化する」という食料品の製造又は加工の業務その他の当該業務の性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者」と、こうなっておりますけれども、この前は時間の関係で、パートも含みますかというふうなことをお聞きしましたけれども、きょうは「業務の性質上」という業

務の性質は一応公益上の必要性ということであるという御説明がございましたけれども、それ以外に、やはり技術上の必要性とか経営上の必要性とかいふような必要性を考えられて、これが拡大する危険があるのじゃないかと非常に心配しているわけでございます。

ですから、やはりこの労働基準法の改正というものを切り離すことも、またしばらく棚上げにすることもできないということであれば、このところはきちっとはっきりしておいていただきませうと、また命令に白紙委任はできないと、さっきと同じようなことを申し上げざるを得ないということになるわけでございますが、「当該業務の性質上」というものをもう少しはっきりと説明していただけないでしょうか。

○説明員(松原直子君) ここで言います「業務の性質上」というのは、業務そのものの性質から深夜業が必要かどうかということとを判断するわけでございます。まして、企業がコストダウンのために行うとか生産競争のために行うといったような深夜業まで「業務の性質上深夜業が必要」というふうには私どもは考えているわけではございません。その範囲を今具体的にいうことはなかなか難しいわけでございますけれども、例えば国民生活の利便のためといったような公益上の観点といえますか、そういう観点からの必要性を考慮する必要があるのではないかと考えております。

多少具体的に申し上げれば、これにつきましては、審議会の審議の過程におきましては新聞配達業務等とか、卸売市場における生鮮食料品の卸売業務等が検討の対象になりましたので、今後の検討に当たりまして、こういうものがその対象になるというふうなことを考えているところでございます。

○中西珠子君 なるべく範囲を拡大しないでいただきたいという要望を重ねて申し上げておきます。

それから、またこれは確認の御答弁をいただきたいわけですが、五号ですね、「深夜業

に従事することを使用者に申し出た者」となっておりまして、「命令で定める事業に従事するものに限る。」となつていまして、今タクシーの運転手ということをお考えだそうでございますが、これがやはり本人が申し出たか申し出ていないかということがまたこれ自体が基準法の精神に合致するかどうかというところは大変問題なのですが、もつと問題なのは、使用者側が深夜業をしなくちゃ雇うてやらぬぞとか、深夜業をしないと解雇するぞというふうな場合、本人が申し出たということになつて、そして行政官庁の承認を得るという段取りになりますと、その行政官庁の承認は本当に本人が申し出たかどうかということとをきちっと確認していただいて、そして承認を与えるというふうな手続をはっきりとつくつていただきたいと思います。これは困るわけで、この前はそうようにいたしますというところでしたけれども、この点の確認をもう一度お願いいたします。

【理事佐々木満君退席、委員長着席】
○説明員(松原亘子君) 五号に、「深夜業に従事することを使用者に申し出た者であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの」というふうに書いてございますが、ここで「命令で定めるところにより」といいますのは、今先生がおっしゃいましたその申し出が女子労働者の真意に基づくものであるかどうか、そういうことと確認をするために必要な手続等をここに置いて定めたいと思つておるわけでございます。

○中西珠子君 これはお約束として受けとめておきます。
それから、時間外労働の規制の緩和でございますが、これはもうこの前もその最も高い上限、これは法技術上どうしても書かなければならなかったからこのように書いてあるという御説明でございまして、この最も高い上限、すなわち一週間で四十八時間も残業をさせるというふうなことはあり得ない。そして、これはもつと低いところで考えてくださつて結構ですという御答弁がございま

したけれども、この点に關してはいかがですか。もう余り心配しないで命令に委任して大丈夫ではないか。

○政府委員(赤松良子君) 一週間でございませう、四週四十八時間でございませう。これはあくまで上限でございまして、我が国の現状から考えまして、上限というものは、直ちにそういうものでは必ずしもないだろうというふうにお話し申し上げたわけでございます。

○中西珠子君 一週四十八時間というのは、この六十四条の二の二項を読みますと、これ一週間にまとめれば一週四十八時間の残業も可能などということになるんですね。ですから、そんなとんでもないことになったらもう女工史の再現ですからね。これはもう絶対に避けていただきたいというところで、この間からよく申し上げておりました、そんなことはしない、大丈夫だということでございます。どうして削除ができないとなれば、何とかこれはもう大臣とそれから婦人局長、基準局長の良識に訴えるより仕方がないというところなんではないかと、その点はもう本当に私は働く婦人の立場に立つて考える場合にどうしても、現行のままと言いたいだけけれども、それも可能ではないということであれば、やはり時間外労働はなるべく少なくしてほしい。

御承知のとおり、世界の国々では男女ともに労働時間の時間外労働を制限しているところがあるんですね。そして週四十時間というのが世界一般の傾向で、欧米諸国はみんな週四十時間というのが定着しているわけですね。これをILOの第一号も批准できないでいる日本の状態では、週四十八時間ということでこれにもまた特例がついていて、また基準法研究会あたりは週四十五時間、しかし一日九時間なんという方向も出ているという、そういうときに、やはりこの点につきましてはどうかお願いいたしまして、一挙に婦人の時間外労働を長くならないようにお願いしたいと思つたんですが、いかがですか。

○國務大臣(山口敏夫君) 六十四条の二の三項にもございまして、「身体の負担の程度」、「事

業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において」、「こういうふううにうたつておりますけれども、行政の立場におきまして、今中西先生の御指摘いただいている部分は私も非常に大事な問題の部分だというふうな認識は持つておりますので十分きめ細かい行政的な配慮をするということが肝要かと存じております。

○中西珠子君 きめの細かい配慮をぜひお願いしたいと思つた。

それで、今の同じ条項の第三項に「同項の事業の事業活動の状況等を考慮し」というのがあるので、それよりもむしろ「女子の健康及び福祉に支障のない」という方に重点を置いてやつていただきますように重ねて大臣にお願い申し上げます。もう時間もだんだん迫つてまいりますので、大臣の本当に御理解のある御指導に期待いたしておりますからよろしくお願いいたします。いいですか大臣、一言どうぞ。

○國務大臣(山口敏夫君) よく承りました。一生懸命やります。

○中西珠子君 次に参ります。

今度は労働婦人福祉法改正部分に戻りますけれども、この間、育児休業につきまして育児休業の普及率というものを伺いました。そのときに一四四という数字が出ましたけれども、これは公共部門を含んでいるので民間企業自体のやはり普及率というものは把握していらつしやらないというところでございましてけれども、民間における再雇用特別措置、これはいかがですか。どの程度普及しているのか、またその内容はどのようなものか、これは把握していらつしやいますでしょうか。

○説明員(川橋幸子君) 再雇用制度についての先生の御質問でございますが、現在、再雇用制度の普及率という点では、私どもの女子保護施設状況調査、五十六年でございましてけれども、女子のみ適用する再雇用制度を有している事業所の割合というものは七〇程度となっております。

その再雇用制度の実施の具体的内容でございませうけれども、これは業種により企業により非常にさまざまございまして、おおむねの内容といたしましては、退職事由として妊娠、出産、育児等を挙げる企業というものが半数ぐらゐ。それから、一たん離職して再雇用されるまでの最高離職期間といつても、その期間が育児休業に比べますと比較的長い。比較的長いのですけれどもその期間も企業によりまして非常にさまざまございまして、一年を超え十年以内というぐらゐに企業による大きな違いが見られます。

それから、今度は再雇用時点の話でございまして、中途採用をするに当たりまして企業が再雇用制度の対象者を優先的に再雇用するように配慮するとか、それから再雇用時の労働条件、賃金、格付等の労働条件面についてでございますが、退職時の条件を勘案するものが多く見られます。それから、中途採用者に比べて労働条件面について配慮する、そのような制度を仕組んでいる企業が多くなつております。

○中西珠子君 どうもありがとうございます。

それで、第二十四条「再就職の援助」とのところに行きますが、「国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子に対しその希望するときに」云々と書いてあります。それから二十五条、これは「再雇用特別措置の普及等」というところですが、「事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じて、再雇用特別措置」——おしまいで読むと違ふなりから読みませんが、そのところ、どうして妊娠、出産、育児に限定していらつしやるのでしようか。やはり婦人が仕事をやめざるを得ない、涙をのんでやめざるを得ないという理由には、妊娠、出産、育児だけでは足りない。今、老人介護とか近親者の病気の看護とかそういう問題でどうしてもやめざるを得ない人が出てきております。それで、ILOの百六十五号勧告、また百五十六号条約などにも、近親者や子供、老人、そういう人たちの看護休暇というものを家族的責

任を持った男女労働者には与えなければならぬという事になっていますが、そういつたものもない、看護休暇もないような日本の現実におきまして、再就職の援助というところ、また再雇用特別措置の普及というところ、「妊娠、出産又は育児」と限定をなさらないで、妊娠、出産、育児等、等を入れていただきたい。

二十四条もそうだし、二十五条も妊娠、出産、育児等と入れていただきたいと思うのです。これはやはり現在老人ホームも老人病院も本当に施設的な面で立ちおくれで、そして高齢化社会の急速に迫ってきている状況にもかかわらず、老人の介護問題というのはやはり婦人の肩にほとんどがかかっておりまして、またその婦人自身が中高年化してたり高齢化しているという状況の中で、また働く婦人が年をとった親を見なければならぬというふうな状況の中で、これはやはり老人介護その他の理由というものも考慮していただきたい。再就職の援助や再雇用特別措置の援助普及というものに考慮していただきたいと思うので、このところに妊娠、出産、育児等と、等を入れていただきたいと思います。

○政府委員(赤松良子君) この規定は、女子に対する援助の規定でございます。妊娠、出産につきましまして、これは女子の特有な現象でございますから、こういうふうな点にいたしても条約上の問題も起こらないかと思いますが、結婚あるいは老人の介護ということであれば、女子についてだけ規定するということはいかがかというふうに思うわけでございます。

○中西珠子君 条約の要請、すなわち雇用の入り口から出口まで差別禁止規定にしていたただかなければこれは条約の要請を満たさないということとか、それから同じ条約の二条の(四)ですね。差別を受けた婦人を効果的に保護する措置がなければならぬ、原案の救済措置というものは実効性が無い、効果が無いということをお指摘申し上げまし

たりいたしましたときに、これは日本におきましては日本の特殊事情からこのようなやり方で条約の要請を満たすというふうな御主張になりましたね。それならば、この再就職の援助、再雇用特別措置のことに当たりまして、現在の日本において本当に働く婦人が老人介護、近親者の看護などによって仕事をやめざるを得ないという状況がたゞくさんあるわけですから、今の御答弁では、等を入れないということにはならないと思うんですね。

○政府委員(赤松良子君) 現在の時点で、「妊娠、出産又は育児」に限定いたしましたのは、妊娠、出産が次代を担う世代の出生という社会的に重要な行為であり、母性として位置づけられるものであるということからでございます。

○中西珠子君 しかし、働く婦人が現在困っている問題、また、やめざるを得ない理由の中には老人介護というものもございます。政府の老人介護に対する対策の立ちおくれということは指摘されているわけですから、これはやはり他の部分で日本の特殊事情を御主張なさるのであれば、ここにおいて日本のもう一つの特殊事情を考慮していただくべきだと考えます。これは御再考をお願いいたします。私、時間がなくなりますが次に移りますが、この点はぜひ再考していただきたいと思

います。それから、婦人差別撤廃条約の今の二条の(四)、(五)を満たしていないという点を何度も御指摘いたしましたし、十一條の「すべての人間の尊厳な権利としての労働の権利」ということと安全、健康をどうしても男女ともに守らなければならぬというのが条約の要請であるということと、それから保護法規というものは何も急いで改正するということが条約の要請ではなくて、条約は必要に応じて見直しをしたり、これは廃止したり、また適用拡大するべきだと言っているわけですね。このような状況を見ますときに、この労働婦人福祉法の改正案とそれと抱き合わせになっ

ては世界のはかの国々、殊に欧米の先進諸国に比べて恥ずかしいと思ふんです。それでまた国際経済摩擦の原因がもたらぬいろいろありますけれども、その構造的な原因というものがやはり日本の長時間労働であり、輸出形産業における婦人の賃金格差というものは、男性を一〇〇にしたときには四二二なんです。この日本の女性の低賃金、こういうものがある世界じゅうに知れわたっているときに、この政府御提案の法案がそのまま通ったときに、私は女子差別撤廃条約批准のための法的な整備ができましたと胸を張って世界に言われるかと非常に疑問に思ふんでございますが、この点は大臣いかがでございますか。

○国務大臣(山口敏夫君) 過去の女子の職業生活に比しましてこの法案の持つ意義、その効果等を考えますと、批准のための国内法といまして、これを第一歩といまして大きな評価とこれを土台としての改善、前進が図られる、またそうあらねばならない、かように私は考えております。

○中西珠子君 大臣は、今これを第一歩として前進をするというふうなことを、一口に言えばそういうことをおっしゃいましたけれども、この法律をとにかく実施してみても、そしてここがまずいなと思つたらそれは本当に見直しをすぐに行つて、そして手直しをするということをお考えでいらつしやいませんか。

○国務大臣(山口敏夫君) これは政府の立場としても、当然そうしたこの問題について十分取り組まなきゃならないと思ひますし、国会におきましても引き続きまた御関心、御論議もいただきまして、さらによりよい形での中身にしていく。また同時に、国会の外における現場の世論啓発といひますか、改善への努力に対しても啓発を行政的にも指導していかなくちゃならない、こう私は考えるものでございます。

○中西珠子君 世界に冠たる労働省の行政指導ですから、大いに啓発してやっていただきたいた。また、ここはまずいと思つたらもうさつとお

直しになるだけのやはり大きな広い心をお持ちいただきたいと考えるわけでございます。そして、国内における啓発、そしてまた国内における婦人の運動、労働組合の運動ばかりでなく、そういった方々のその御意見にも素直に耳を傾けていただくということばかりじゃなく、やはり条約の第十七条に基づいてござりまする婦人差別撤廃委員会というのがあるわけですね、どうせここに報告書を出しになって、そこでまた御説明をなすつたりいろいろなるわけでございますが、この十八条に基づいて報告といつたものにおいても、日本政府は恥ずかしい点のないような命令、その他の細かい規則をぜひおつくりになつていただくように、これからこれが批准の前の段階におきまして、結局、細かい規則や命令を私どもが委任せざるを得ないという状況に追い込まれているわけですが、時間的に。そういたしますと、本当に大臣と基準局長、婦人局長の良識に期待する以外になくなっていくわけですからね。幾らこ

こでその命令の内容を言つてくだされとわめいても出てこないわけですから。結局、よりよきものにしていただくという良識を期待するのは大臣と婦人局長と基準局長、職安局長、その他の労働省の幹部ということにもなりますから、ぜひ婦人の声、労働組合の声といったものにもよく耳を傾けていただきまして、そしてよりよきものにしていただく。そして、我々が委任せざるを得ない命令の内容は、本当に婦人の安全と健康を守り、それこそ福祉を高める、婦人の地位を高めるものであつてほしいと心からお願ひ申し上げます。

○国務大臣(山口敏夫君) 審議会でも十分議論をいただいた経過もござりまするし、また、国会及び婦人団体からいろいろな形でこの男女均等法の問題につきましまして御論議、御指摘をいただいたわけでございます。そういう中で、多少中身については後先の問題があることも御指摘をいただく点もあらうと思ひますけれども、今先生からお話しいただきましたように、この運用につきま

して

して

して

して

は、これだけ国会で大きな議論をいただいたわけ
でございまして、また婦人団体からいろいろな形
での要求、要望も出していただいておりますので
もでございます。

この法案が成立していただきました晩には、
その運用については、労働省、労働大臣としても
省を挙げてこの公平、公正な運用のためにさらに
努力をする責任がある、こう痛感しております。

○中西珠子君 お約束としてしかと承りました。
よろしく願います。

終ります。

○安武洋子君 婦人、とりわけ働く婦人にとりま
して、雇用でどれほど平等を願っているかわ
かりません。私自身も二十年婦人労働者として働
いてまいりました。比較的差別の少ないと言わ
れている公務員労働者、しかも私は労働省の一職
員として働いてまいりました。しかし、その中
でも、どれほど多くの差別を感じてきたかわかり
ませんし、平等を願ってもありません。今、それ
にもかかわらず、婦人の願いと全く裏腹なこのよ
うな法案が、しかも審議はわずか二日です。
きょうを入れて三日です。その中で打ち切
られてしまおうとしている。そのことに對して私
は心の底からの憤りを感ぜずにはおれないわけ
です。私は、本当に平等を願っている婦人を代弁し
て、このような審議不十分のままで審議を打ち切
つてしまおうという暴挙に對して怒りの声を上げ、
反対を表明いたします。そして、このようになつ
た審議をもし打ち切るなら、私どもは本格的修正
案を用意しております。これこそ真に婦人の平等
を願う声にこたえるものであるというふうに思っ
ております。私はこの本委員会、この私どもの
抜本的修正案、これを成立させていただきたい。
そのことを心から願ひまして、質疑に移らせてい
ただきます。

私は、先日の質疑の中で、いかに今提出されて
いる均等法そのものが、婦人が最も差別を感じて
いる賃金に對して働かないか、このことを明らか

にしてまいりました。私は、きょうはさらに、勞
働基準法で同一労働、同一賃金をうたわれている
唯一のこの条文も、いかに男女の大きな賃金格差
に對して有効に働かないか、そのことを明らかに
してまいりたいと思ひます。

まず、お尋ねいたします。女子労働者の雇用管
理に關する調査、これをお出しでございませう。こ
れは労働省の婦人少年局のものであります。これを拝見
しますと、初任給が男女異なる企業、これが高卒
で六三・六％、大卒で六五・六％、これだけの企
業で行われております。女子の方が男子より低い
と思ひますけれども、その比率は男子を一〇〇に
して女子がどれくらい低いのか、お伺いをいたし
ます。

○説明員(松原直子君) 男女別の初任給の実態で
ございませうけれども、労働省が実施いたしてあり
ます昭和五十九年の賃金構造基本統計調査により
ますと、男子を一〇〇といたしますと、学歴別に
数字は違つておりますが、中卒の場合は女子が九
五、高卒の場合も同じく九五、短大卒が九四、大
卒、これは事務系でございませうけれども九五とい
うふうになっております。

○安武洋子君 初任給、ここから男子よりもう
五％から七％も低い、こういう数字があらわれて
いるわけですね。これは今までもこういう傾向がず
っと続いてきていて、このように思ひます。その
点、どうかということが第一点です。

それから、公務員の初任給はこれは男女とも同
じでございませう。民間の方では、なぜこのように
出発点から格差があるのか、この点をお答え願ひ
とうございませう。

○説明員(松原直子君) 今手元にある数字は五十
七、五十八、五十九の三年分しかございせんので
それでお答えいたしますと、先ほどの数字にそれ
ぞれ該当する数字でございませうが、男子を一〇〇
にしますと、中卒の場合、五十七年は女子は八九
でございませうが、それが五十九年は先ほどの
九五というふうな格差が縮まっております。高卒
の場合は五十七年が九四、それが五十九年には九

五でございませう。それから、短大卒の場合は五十
七年が九六、五十九年が九四ということござい
ます。大卒事務系でございませうが、五十七年が九
四に對して五十九年は九五というふうになつ
ているところでございませう。

それから、初任給に男女間格差をつけているそ
の理由は何かという御質問でございませうけれど
も、これは先生から御指摘ございました女子の雇
用管理に關する調査によりますと、初任給が男女
異なつていふという企業を一〇〇といたします
と、その理由は、配置職種が男女で異なるという
ものが最も多いわけでございます。高卒につきま
してはこれが七〇・五％、大卒につきましては六
六・一％でございまして、次いで同じ職種だけ
ども仕事の内容が異なるというものが、高卒の場合
につきましては三三・一％、大卒につきましては
三六・九％というふうになっております。

○安武洋子君 要するに初任給から格差がある、
こういうことが続いてきた、これは間違ひない
と思ひます。

それから、なぜこういう格差があるのかという
ことに對する御答弁というものは、これは配置職
種、それから仕事の内容が違ふということござい
ますが、じゃ、この職種、それから仕事の内容
が違ふ、こういうことは一体だれが決めるので
うか。

○説明員(松原直子君) 採用した労働者をどのよ
うな職種、どのような仕事につけるかということ
は、原則として企業が採用方針、人事配置計画等
に基づいて行ふものというふうな考へておりま
す。

○安武洋子君 ですから、初任給に男女格差があ
つてもこれは仕方がない、配置された仕事が違う
から、それから職種が違ふからと、こういうこと
は企業が決めるわけですね。結局、労働基準法四
条、この違反でない、企業がこう言う。そして仕
事が違ふから、職種が違ふから、こういうところ
に配置しているのだからということ企業が言
う。企業の基準で物事を決定する。こういうこと

だらうと思ひます。

そこで、大臣にお伺いをいたします。小学校、
中学校、高校あるいは大学で同じ教育を受ける、
そして就職をする、その出発点で初任給は女子が
低い。こういう差別的な取り扱いこそ条約の精神
に基づいても私は撤廃すべきではないか。こうい
う差別をなくさなければならぬではないか。こうい
う大臣はどのようにお考えでございませう。

○國務大臣(山口敏夫君) それぞれの就業状況あ
るいは労使協定、その他の仕事、どだい現場に立
つておられませんと、どこに差別があるかというこ
との具体的な指摘はできないと思ひますが、一
般的には、今安武先生の御指摘いただいているよ
うな部分もいろいろあるのではないかと。そういう
問題の改善のためにも、こういう法案が国会で御
論議をいただき、そして条約の批准とあわせて国
内法を整備して、女子労働者の職業生活の差別
的な状況を改善していく、こういうところにもこ
の法案の意味があるというふうに私は考へており
ます。

○安武洋子君 では、この法案でどうして今私が
申し上げたような格差が是正できるんでしょ
うか。企業が、これは仕事が違うんだ、これは配置
した職種が違ふんだ、こういうことになりま
す、これは企業が決めるわけですから、こうい
うことに對して労働省は手も足も出ないじゃあ
りませんか。本法で、どういふ条項でどういふこと
を是正なさるわけですか。

○國務大臣(山口敏夫君) それはやはり安武先生
が国会でいろいろ問題をお取り上げいただいて、
こうすべきである、あさすべきである、こうい
う御指摘も、何の改善への実績にもならない、こ
ういふことであれば論議する必要があるじゃな
いか、こういう議論と私は同じだと思ひます。こ
の法案が賃金差別を一挙に改善するといふふう
に私は申し上げているのじゃなくて、あらゆる総
体的な女子労働における諸条件の環境整備とい
うものは、やはり意識の変化にも非常に影響がある
と思ひます。

ですから、やはり賃金の問題も含めまして、それからまた就業する女子の労働者の就業に対する意識あるいは意欲という問題も含めて、あらゆる面で改善へのいろいろな環境づくりが進んでおる、こういうところから方々で一步一步今御指摘いただいたような問題の改善を図っていくことが大事なのではないか、こう私は申し上げておるわけでございます。

○安武洋子君 私、今均等法、この法案を審議させていただいている。この均等法が、今言ったような初任給から差別がつくというところに、企業の言い分が通ってしまつて働かないじゃないですかというのを申し上げておるわけです。こういう差別こそ是正しなければいけないということになれば、私は均等法が働くようにすべきだ、こういうことなんですよ。ですから、今の大臣の御答弁というのは全くいただけないわけです。

私は、前回の質疑の中で東芝の例を挙げました。これは男女の賃金格差がどのようにして広がるか、こういうことを私は東芝の実例を挙げて追及をしたわけです。これは女の人が多い職種、職群をつくりまして、この職群に対しては低くランク付けをする。そこに女子労働者を長年にわたって放置したままにする。そして本給、能率給、仕事給、三つに分けたそのいずれもずっと格差を広げていく、こういうふうになるわけです。ですから私は、実に巧妙な男女別二本立て賃金である。古典的な男女別二本立てではなくて、今大企業の中ではこういうことが行われておりますよということを示しました。だからこそトータルでどうなるか。十年もたてば男子一〇〇として八〇%台に女子の賃金が増えてしまふわけです。これは東芝だけでない。私は、この前々にも調査をしてほしいと申しましたけれども、ほとんどの大企業の中でこういうふうな実に巧妙に男子と女子が差別されて格差賃金がつくような構造的な仕組みがあるわけなんです。

そこで私は、きょうは大商社の例を挙げます。大商社の例ですけれども、ここでは二十二歳で同

一賃金、こういうことであつても年を追うごとに差が大きくなる。四十五歳の女性と二十六・五歳の男性が同じ年収です。この人たちがどう言っているか。仕事は男並み、賃金は半分。そして仕事の違いは、海外へ出かけて商売をしているかしてないかだけ。賃金は男女一本にすべきだ、こう言っております。

どういうふうになつていくかということをもう少し具体的に挙げますと、高卒、勤続二十一年、男女の賃金は、月収で男が四十五万三千二百円、女が二十三万六千九百円、差額二万一千六百円——二十一万六千三百円、年収三百六十万の差が出ます。こういうふうな、私が言い違えるぐらいにひどい差なんです。こういうふうな実態でも、労働省は最賃さえクリアしておればいい、そして仕事の内容が進めば仕方ないんだ、こういうお考え方だというのが先日の質疑の中で明らかにいたしましたけれども、均等法は全く作用しない、仕事の内容が進めば男女にこういうふうな賃金格差があつてもそれが救済できない、こういうことですね。お答えください。

○政府委員(赤松良子君) 仕事の内容が違い、責任が違ふ場合には、給料の差があるということはやむを得ないというふうにお答えすべきだろうと思ひます。

○安武洋子君 このように労働省がお答えになる、そういう態度だから——じゃ、どういうことになつていくか、総体として、日本の男女の賃金格差を見てください、先進国の中でけた外れなんです。男子一〇〇に対してまして女子が五二・八、これは性を対象にして差別をする、女であること理由にして差別をする、それ以外にはこんな差は出てこないわけです。賃金差別も労働基準法第四條違反にならない。仕事が進め、職種が進め、責任の度合いが進めというふうになつてしまつたけれども、その企業が答えさえすれば、こういう賃金格差をどんどんどんどん生むということに何ら労働省は有効な手が打てない。労働基準法第四條があつても何らこのことが解決できない。こういう

うことではありませんか。

○政府委員(赤松良子君) 基準法四條は、あくまでも他の条件が同じであつて、女子であることだけを理由にして賃金に差をつけた場合に違反になるという規定でございます。そうでないものから、違ふ要素から出てくる賃金格差を縮めるといふことまでを労働基準法四條に求めるのは無理かと思ひます。

○安武洋子君 企業が一方的に定める、賃金格差については仕事が進めからと、こういうことに、労働省は、それはそれでいい、これとこれは同一価値の労働だ、これは同一賃金にしなければならぬ、そういう公の基準はありますか。

○政府委員(赤松良子君) 労働基準法四條の内容につきましては、基準法の性格から申しまして労働省が解釈をしております。これは、労働者が女子であることのみを理由として賃金について男子と差別的取り扱いをすることを禁止した規定である、したがって、従事する職務の内容、資格、勤続年数等が同一である男女労働者について、一方が女子であることのみを理由として賃金に差異を設けて支給する場合は同条に違反することとなる。しかし同条は異なる職務についての賃金の差異については規定するものではない。それぞれ職務についてどのように評価し、それに従事する労働者の賃金をどうするかは労使間において定めるべき事項であると考え、これが労働省の見解でございます。

○安武洋子君 同一労働、同一価値の労働、その基準というものが限り、私はこの労働基準法第四條というのは世界に冠たる男女の賃金格差、これを是正することに働かない、こう思ふわけです。だから男子一〇〇に対して五二・八という状況が放置されてきたわけです。

労働法令上重要な問題、これにつきましては皆公的な基準を設けているはずなんです。あなたたちは賃金だけを聖域扱いにされている。はっきりしているわけです。既に本法案でも、募集、採用、配置、昇進、これはガイドラインを設ける、

こういう態度を打ち出しておられます。そして賃金は労使間、こうおっしゃいますけれども、時間外労働、これは三六協定を結びます。しかしそれではとこの中で月に五十時間、大臣命令でこれはガイドラインを示してないんです。ですから賃金につきましても、賃金一般ではありません、これは世界にもけた外れの男女間のこの賃金格差は正に私にガイドライン、指針を設けるべきだ、こう思ひます。大臣いかがですか。

○政府委員(赤松良子君) 先ほど申し上げましたような見解が労働省の公にしております四條の解釈でございます。先ほどいろいろ均等法案のガイドラインについてもお触れになりましたが、この指針は、努力目標になつていくがゆえにその努力目標の内容を明らかにするということでは、強行規定の部分につきましては、これは労働省が解釈を明らかにいたしますれば、それがその法規定の正式な内容として明らかにされるわけでございます。

○安武洋子君 四條がいかに働かないかということの実例を挙げたわけです。そして私は四條の解釈総覧、これを持ってきております。そうすると、この第四條につきましても、いかに労働省がこの解釈について、昭和二十二年十一月から今まで全然何も手を触れておられないかということがよくわかるわけです。

しかもこの解釈、これはいかに古臭いものであるか。戦前の名残についてこの解釈例規を示しておられるだけです。中に、最もひどいのを挙げてみます。四つしかないわけなんです。その一つは、男の人には月給を払つて、女には日給を払つたら差別がついてくるけれども、これはどうであらうか、それはまずいということですね。もう一つ、「女子であることのみを理由とする差別」の中に、これは「女子労働者が一般的、又は平均的に能率が悪いこと、知能が低いこと、勤続年数が短いこと、扶養家族が少いこと等の理由によつて、女子労働者に対し賃金に差別をつけることは違法であること」。女子労働者を何と心得ているのです

か。これは、女子労働者が一般的、そして平均的、能率が悪い、知能が低い、勤続年数が短い、扶養家族が少ない、こういうことで差別したら、どうでしょうか、それはまずいですね、こんなものじゃありませんか。これでどうして日本が世界に冠たる男女間の賃金差別を生んでいるということに有効に働く解釈例規になるんですか。

○政府委員(赤松良子君) その解釈例規は昭和二十二年のものだと存じますが、その当時の解釈が今間違っているというふうには考えられません。

○安武洋子君 これはこんなものを差別でございませんと云ったら、それはおかしいですよ。これは間違っておりませんよ。しかし、いかに現状に合わないか。おっしゃったように、これができたのは昭和二十二年でしよう。そんなときから今女子労働者がどれくらいふえていますか。女子の労働条件、地位向上。あなたたちは国連婦人の十年だ、女性の地位を上げなければならぬ、こうやってこられたわけでしょう。そして、明らかに女性が一番差別を感じている中心部分の賃金部門でこれだけの差がある。そのことに有効に全く働かない。こういうものを掲げて、そして解釈例規もこのまま。

大臣、今ごらんになっておられますけれども、それについて大臣はどういう御所見をお持ちでございませうか。

○国務大臣(山口敏夫君) ですから、この中にも書いてある「知能が低いこと」……

○委員長(遠藤政夫君) 傍聴席は静かに願います。

○国務大臣(山口敏夫君) 「知能が低いこと」ということは、要するに学歴の問題等にも、特に女子の場合は男子に対して当時は学歴その他における差もあったという意味での表現だと思えますが、いざにいたしまして、賃金の問題も含めてこの男女均等法というものは、そういう男子の労働者に対して同等の賃金の条件を得られるような職場の拡大ということの意味にもこれはつながるわけでございます、この均等法がどうして賃

金格差に貢献するんだ、こういうおしかりもございましてけれども、私が先ほど来から申し上げている総体的に女子労働者の職業人としての生活条件の環境整備につなげる一歩にしていかなければならない、こういう決意でこの法案に取り組んでおるところでございます。

○安武洋子君 決意は結構ですけれども、私が言っておりますのは、企業が仕事、職種、配置した職種が違ふんだと、こう言えは均等法もだめ、労基法もだめ、四条件もだめ、しかもその四条件の中には、労働者の法令というものは、時間外勤務のように、残業のように、ガイドラインを設ける、そういうふうなやってきているわけですから、賃金だけは聖域扱いで、この第四条については先ほど私が言ったように、女子の知能が低いとか能率が悪いとか、そんなのは差別だ、困ります、こういうふうな、まだ戦前の名残のようなことしか挙げていないわけですから。現状に対応し切れないわけですよ。

【委員長退席、理事佐々木満君着席】

ここで私は、ちゃんとした公的基準、同一価値の労働、同一労働というふうな公的基準を設けない限り男女の格差というものは正されませんよ。大臣の御決意は立派でございしますから、そうなら私は公的基準を設ける、指針をつくる、そういうふうにお答えになるべきである、こう思います。いかがですか。

○国務大臣(山口敏夫君) 先ほど来から答弁申し上げておりますように、賃金その他就業条件というのはやっぱり労使双方でいろいろ協議をして決めていく。今そういう極端な賃金差別という問題は、労働組合を初めいような公的な機関におきましてもそうした保護、また改善への努力というのがなされる機関もあるわけでございます、我々としては、先ほど来から取り上げていただいてる中にもございしますが、勤続年数の問題とか、あるいは扶養家族が少ないとか、今までの過去の経緯の中で男子と女子が同じ条件にありながらも賃金格差があったとするならば、そういう

過去の経緯から引きずっている問題もあったというところもあるいは言えるかも知れません。しかし、じゃ、そういう問題をどの時点で断ち切るべきか、あるいは改善への、前進への取り組みにつなげるか、こういうことの広範な議論と実践の中で今先生から御指摘いただいたような諸条件の整備に努めていかなければ、私は、論議も大事でございしますけれども、やはりそこに具体的な改善への取り組みというものがより大事であるということ、まずは、そういうこの男女均等法の問題をめぐってのいろいろな環境整備というもののの中に一つの改善がなされていくということを期待しているわけでございます。

○安武洋子君 大臣、極端な賃金差別がもしあるなら、今現存しているわけでしょう。それは統計でも出ている。そして、過去を引きずっている云々とおっしゃいますけれども、そうじゃなくて、今の初任給でも、既に初任給から格差がついている。そして、私が言いましたように、じゃ、均等法の何条でこれが解決できるか、それはならない。四条件でもそれはならない。これははっきりしているわけでしょう。仕事が違うんだ、職種が違うんだと言ふのなら、それが同じ職種であるのか、同一価値の労働であるのか、そういう四条件の厳密な運用、あるいは基準、そういうものを設けたら、今大臣がおっしゃるようになります、こういう格差もなくなっていくのだということになるわけですよ。

私は、何もここで無益な議論をしているわけでもない。そういうふうになされば、こういう世界に冠たる男女格差というものがなくなっていく、それが今この時点では唯一の方法じゃないですか、こういうことを申し上げている。検討してください。

○国務大臣(山口敏夫君) そういう問題が一部の企業あるいは地域的な経済市場においてあるいは存在をしているという御指摘でございしますが、私どもとしては、やっぱり労使の就業規則あるいは労使協定の中で賃金、条件その他が協約されて今

日運用されておる。こういうことでございしますから、政府が、この賃金は低過ぎる、高過ぎると、もちろん最低賃金の問題はありますけれども、これは春闘その他を含めてもそれですけれども、介入する立場にないわけですし、全体的な条件の整備やレベルアップの問題についてはやはり政府としてもまじめに真剣に取り組んでいるわけでございます。

その環境づくりの一端としてこういった法案を、私は過去の経緯を引きずっているということ、は、そういういろいろな女子の労働者の就業条件の問題の中で、今先生が指摘されたような部分もあるいは一部あるのではないかと。それを今日のようない女子が十分活動できる社会条件の中でこれからどう改善していくべきか、こういう立場からいろいろ取り組むべき努力ということをご約束、お訴え申し上げているわけでございます、そういう総体的な問題の中から改善されていくということは非常に大事なことではないかということとを先ほど来から申し上げているわけでございます。

○安武洋子君 ちょっと議論がかみ合わないですよ。私が申し上げているのは一部の企業のことを言っているのじゃありませんよ。だって、男子一〇〇に対して五二・八なんという数字が出ているというの、全企業のトータルとしてそういうものが出ているわけでしょう。ですから、一部の企業の問題でないと認識を改めていただきたい。

それから、賃金を決定するのは労働組合とか労使の関係でしょう。しかし、こういう世界に冠たる男女賃金の格差、賃金一般で言っております。こういう格差が出ていることについて、じゃ、大臣はいいと思われませんか。よいと思われなければ、大臣が今おっしゃったような方向でなぜ改善ができるのですか。均等法がどこが働くのですか。四条件のどこが働くのですか。私はその点明確に答えていただきたい。仕事が違う、それから配置された職種が違ふということであれば同一賃金でなくてはよろしいということで、この解

○政府委員(赤松良子君) いろいろな前提があるわけでごさいます。急激に変わるということ、大きな混乱という言葉が適当かどうかはわかりませんが、いろいろと風波を巻き起こすということは否定できないのではないかと思いますし、また、現実と余りにかけ離れた規定というものは、それをくぐるためにいろいろ陰湿な違反が起こったり、かえって思わぬ弊害が起こるというようなこともございますので、現実というものと余りにかけ離れた規定ということでないということが私どもの御提案している法律の内容でございます。

○抜山映子君 このような法律はある程度やはり社会にショックを与えるようなものでなければ前進しないと思うんです。やはり法律というものは先見性とか理想というものがなくてはならないと思うんです。

先ほど局長は風波が起こるということを言われましたけれども、努力規定を禁止規定にしてそんなに風波が起こるとは、私、労働大臣同様思わないんです。なぜかという、その選考基準というものはおのずから公正で、公平で、妥当で、客観性があって、そしてだれしもが納得できるものでなければならぬ。そういうものがあれば、決してそれは差別にはならない。例えば、専門知識による選別というものはございます。あるいは目的意識とか生涯雇用とかいう条件もございます。あるいは勤務の対応性、海外に派遣されるのはいやだ、地方に派遣されるのはいやだ、こういうことを言う女性については当然はねられてしかるべきであると思うんです。

【理事佐々木満君退席、委員長着席】
したがって、学業成績、受験成績のみならず、このような条件が公平、公正に選考基準として出されるならば、幾ら禁止規定になっても、この選考基準さえ企業が明らかにしておけば、そんな風波が起こるというようなことは決してないと思いがたでしよう。

○国務大臣(山口敏夫君) 抜山先生の御発言の中にも、これこれこういうことでない限りという御

指摘の中で傍聴側にもため息が出ましたけれども、やっぱり禁止規定と努力規定の問題は、女子労働者の職業人としての責任意識の問題というところと相対的な面では私は前進していかねればならないというふうな前回も御答弁申し上げたつもりでございます。冒頭の御質問のように、基本的人権の部分よりいわれる経済効率、合理性の問題が優先しているのじゃないかということ、私は、基本的人権を守り確保するためにはやはり当然の義務、責務というものが伴うわけでございます。女子の労働者の職業人としての生活においてもこれは決して例外ではない。そういう部分の取り組み、乗り越えという中に、今抜山先生が御指摘いただいたような形で法案が将来あるいはそういう方向に行くということも十分私は考えられるということは今もってそう考えておるわけでございます。

○抜山映子君 それでは、差別行為の救済の点についてお伺いしたいのです。

差別行為の被害救済というものは、簡便にして迅速な救済ということが非常に大事だと思うんです。裁判になりますとどうしても時間もかかりまして費用もかかりますし、立証責任という大きな負担もございます。それであるからこそ大部分の国が平等委員会とか雇用機会均等委員会とか、そういうものをつくって差別是正についての救済を行うようにしておるわけです。

ところが、先般来局長さんは、これは一つの行政サービスである、したがって調停には相手方の同意がなければ開始されないんだと、こういうふうに言われたわけです。ところが先ほどおっしゃいますには、調停が効果を上げるよう万全を期したい、そのために意識の変化を、差別は許されないうものだということを御説明し、調停に就くよう説得いたしますと、こういうことを言われました。もしそのようなお気持ちがあるなら、わざわざそのような手数をとおりにならなくても、簡明、明快に、括弧書きの、相手方の同意を要するというのを削っていただければと思いますが、い

かがでしよう。

○政府委員(赤松良子君) そのような努力をいたすつもりでございますが、それを、ただいまある括弧書きを削れば努力をする必要がなくなるという御指摘かと存じますが、これはもとも相手方に相互に譲り合うという気持ちでなければ調停というものは成り立たないものでございまして、括弧書きを取ることによってその点が非常に変わるといふふうには思わないわけでございます。

○抜山映子君 その点は何度も申し上げたのですが、民事調停にしても家事調停にしても、開始のときにはお互いに互譲の意思はないわけですから、調停をやっているうちに調停委員から説得され、あるいは相手方の主張も聞き、やはり互譲しなければいけないというところでだんだん互譲の意思が醸成されていく。時間を経過するに従って互譲の意思ができていくわけですから、最初の開始のときに、互譲の意思がないから調停はできないと、これでは余りひどいではありませんか。

○説明員(松原重子君) ただいま局長が御答弁いたしましたように、互譲の精神が全くない状態で同意に全く応じないという場合にあっては、婦人少年室長がこの調停委員会の事務局を担当いたしますわけでございますので、調停の趣旨ですとか法律の趣旨等を十分説明し、互譲の精神が必要だということも十分説明した上、同意が得られるように側面から努力をいたしたいというふうに申し上げているわけでございます。今先生がおっしゃっているようなことにつきましては、このようなことを通じて十分達成されるというふうに考えているわけでございます。

○抜山映子君 でそれから、その都度御努力いただくのは余りに煩瑣でしょうから、どうぞこの際括弧書きを取ってくださいと、こういうことなんです。いかがでしよう。

○説明員(松原重子君) 煩瑣ということでございますが、それは行政機関としての任務でございますし、そういうことを啓発することによってこの

法律の趣旨が正しく労使に認識されるということにもなるわけでございますので、私どもはこれは必要だというふうに考えているわけでございます。

○抜山映子君 その点は、どっちが正論か、多分皆さんもおわかりだと思います。

さて、本法は国際的に見まして、救済機関の面でも物すごく見劣りしておるわけでございます。ね。しかも、調停に同意を要するなどというのは世界的に類を見ない悪文の例だと思います。さらに、民事的救済にとどまらず、外国では、イタリア、フランス、ベルギー、デンマークにおきましては刑事罰を科している国すらあるわけです。したがって、本法案は国際的に見まして日本の後進性を示す、世界的に恥辱的な内容だと思いますけれども、その点は労働大臣、いかがでございますか。

○政府委員(赤松良子君) この法案は、日本の現状その他いろいろ勘案をいたしまして慎重に審議をされた審議会の建議を待つてつくったものでございまして、諸外国と実情が違つてつくられているわけで、先ほど先生御指摘のような、罰則をつけている国もあることはそれはもちろん存じておりますが、それはその国の実情に応じてつくられたわけでございます。すべての国に罰則がついていてというわけでもないことは御存じのとおりでございます。各国がそれぞれの実情に応じた法律をつくるということは、国際的にももちろん理解されることだと思ひます。

○抜山映子君 私が申し上げたのは、日本の後進性を示すものになりませんかというように申し上げたのです。

○国務大臣(山口敏夫君) 現行における条約の国内法としては、外務省からも再三答弁いただいておりますように、諸外国に比べても十分見劣りするという中身の問題ではないということが一点でございます。

また、私の気持ちといたしましては、そういった今先生から指摘していただいたような諸外国の経

済的あるいは社会的諸条件というものを考えますと、雇用率の問題あるいは経済的安定度の問題あるいは家庭内における離婚その他等の問題においても、非常に家庭的にも家族的にも日本の環境の方が逆に評価されておる。こういうのも現状でございまして、私は、諸外国並みにいろいろの問題を近づけるというこの努力の大切さと同時に、また日本の中におけるよきも十分活用する、こういう立場もやっぱりこの法案とは別に非常に大事なことだと思ひます。

○抜山映子君 少し大臣、強弁に過ぎるような気がするので。前回聞きましてけれども保育所は大変にお粗末なものでございました。養護老人ホームもありませんでした。少のうございまして。あるいは日本では中小企業構造の経済体質でございまして。決して諸外国に比べて社会的条件、経済的条件がすぐれているというように言えたことではございませんし、この法案が諸外国に見劣りがしないなどということは、余りにも見え透いていて、失礼ではございますが多少こつぱに、少し無理があり過ぎるのではないか、こういうふうに思ひます。

それはさておきまして、通産省の方にお伺ひいたしますが、住友商事が米国で訴えられたという事案、先ほどの委員会でもちょっと提起されましたけれども、通産省の方から、どのような事案であつたのか御説明ください。

○説明員(川口順子君) 米国の住友商事は日本の住友商事の現地の子会社でございますが、この子会社の従業員は女性十二名から、同社では日本人の男性のみが管理職に採用されており、同社が日本国籍の男性のみを重視する結果、その女性十二名は秘書職にとどまらざるを得ないというような訴えがございまして、これが人種、皮膚の色、性別、出身国を理由とする差別を禁止した公民権法の第七編の規定に違反するという事で、違法な雇用差別の差しとめと補償を求める訴えを提起されたという事件でございまして、この事件につきましては、現在なお米国の裁判所におきまして審

理中と承知いたしております。

○抜山映子君 このような差別扱いについて、日本の企業ないしは日本から進出した合弁会社が現地の人から訴えられるというようなことは、やはり新聞だね、雑誌だねにもなりますし、大変に日本としても恥ずかしいことになると思うのでございまして。

したがしまして、今回出されましたような均等法案、諸外国に比しまして格段に見劣りするような均等法案が出ますと、そのような法案の意識のもとに、海外に派遣された日本人スタッフも当然そういうような意識を持って行動してしまふ、そういうことで現地で訴えられる、こういうようなことで、昨今貿易摩擦も大変激しいことでもございまして、そういうような観点からも、少しでも世界的レベルに近づけた法律をつくらなければいけないのではないかと。こういうふうに思うのでございまして、いかがでしょうか。

○政府委員(赤松良子君) 私がこのアメリカの住友商事事件を初めて見ましたときに、やはり日本にも男女の雇用の平等ということが内容となる法律というものが非常に必要なのではないかと実は思つたわけでございまして。そういうものがなくて差別が普通のこととしてまかり通るということは非常によくない。アメリカでの法律の内容と日本での法律の内容とはおのずから差があるということでは、先ほども申し上げましたように起こってくるかと存じますが、おおよそ差別というものをなくしていくべきであるという規範意識のようなのものが我が国の企業の中にも定着していくということが必要なことであらうというふうに私も認識をしております。

○抜山映子君 どう見てもこの法案は平等については得るべきものは非常に少ないわけではございまして。すなわち、従来裁判で無効だと確定しているような部分のみ改めて禁止規定にしただけのこと、肝心の画期的な部分については皆努力規定にしてしまったということ。一方、保護については、時間外という深夜業といひ、保護について失

うものは大変に大きい。実質的に影響を受ける大きな改悪だと思ひます。このように労基法の改悪とも言うべきところをセツトにして、批准を前にして慌てた時期において一緒に審議するように持つてこられたことは大変に私残念に思ひます。

私のところで、流通部門が一番陳情が実は多いわけではございまして。この流通部門について聞きますと、時間外の制約を外すことは大変に困る。特にスーパーですね、スーパーマーケットでは、終業が支店ごと、さらには同じ支店の中でも売り場ごとに個別化しているのだそうです。すなわち、お客さんが来るとどうしても閉められないで閉店がおくられてしまふ。おまけに店次長というものがございまして、売り場ごとの責任者はどうしてもノルマを達成したい、成績を上げたというところで、時間が来てもお客さんがいれば売り場をクロージしない。特に過当競争のスーパーマーケットのところでは特にその状況がひどい。店を開めてからスーパーマーケットにある生ものを収納する作業が始まるわけで、もう残業をぎりぎり強いられる、こういうことなんです。

こういうことになりましたと、日本では単身赴任も多うございまして、だんな様の方はほとんど一週間に一回家庭で食事すればいい方という方が多いわけですから、実際には子供が一人で食事をするという事例がたくさん出てくるであらう。そうなれば家庭も崩壊していくことになるかもしれない。健康が破壊されるということもあるかもしれない。女性は退職を余儀なくされるでしょう。あるいはパートタイマーへの転換が要求されることになりましよう。さらに私が憂えるのは、出生率の低下ということにならぬかということをお大変に恐れるわけなんです。

そこで厚生省、日本の最近の出生率の動きをちょっと明らかにしてください。

○政府委員(小島弘仲君) 出生率を見ます場合に、人口千対に比較しました普通出生率と、一人の御婦人が生涯に何人のお子様をお産みになるか

という合計特殊出生率と両方ありますが、人口問題というようなものを考える場合には合計特殊出生率の方がよろしかろうかと思ひます。

戦後、母子保健なんかの向上とともに急激に合計特殊出生率は低下を遂げてまいってございまして、昭和三十年代の後半から四十年代を通じてはほぼ人口の置きかえ水準に近い線で安定してございまして。五十年代に入りまして多少でございましてありますが、人口の置きかえ水準、現在は二・一前後と言われておりますが、それを割りまして一・七七、一・七五という水準まで落ちましたが、直近では一・八ぐらいのところになつております。今後どう動くかということは予断を許さないところだと思ひます。

○抜山映子君 厚生省としては、現在一・八人だそうだけれども、どれぐらいであることが日本の国策上望ましいとお考えでしょうか。

○政府委員(小島弘仲君) 国策ということになりますと、いろいろな見方があらうかと思ひます。厚生省として社会保障を進めておる立場、老齢年金、年金問題にも見られますように、やっぱり世代間の連帯で社会保障制度を支えていくということになりますれば、人口は置きかえ水準を保つ前後のところ安定的なものが一番そういう制度の運営がスムーズにいくのじゃなからうか。あるいは子供の健全育成という面でも、余り少なくなりますというんな問題が出てまいっているようにございまして、その辺が望ましい線ではなからうかと考えております。

○抜山映子君 労働大臣、ただいま厚生省の方で、人口の再生産が行われるところのレベルが望ましいと、現在一・八であるということではございまして。したがしまして、このような均等法案はひたすら過酷な労働条件に追いやるような均等法案はひとつなるべく近いうちに見直していただきたい、あるいはこの機会におきましてよりよいものをつくるように大臣として進言していただきたい、こういうことを切望いたしまして私の質問を終わります。

○下村泰君 各委員からそれぞれこの法案の内容について詳しくあらゆる角度から分析なさっていらつしやいます。私はいつも申し上げますが、一番最後に質問いたします関係上、あれもこれもと準備してまいりますと、ほとんど前の方がお話しになりました。中にはダブるものもあればダブらない私独特のものもあるのですが、本日はほとんどダブります。ダブりますけれども、また私の感覚でお尋ねをいたします。

私は、この世の中に女性ほど恐ろしい存在はないと思つています。私の家に参りますれば男女平等どころじゃないんです。かみさんの方が私の地位より上な上なんです。ですから、こういう法案をつくらなきゃならないというふうな日本の国全体のあり方が私にはむしろ理解できないんです。最初から平等でなきゃいけないものが、何でこうなつておるかというのが私には不思議に思えるくらいなんです。

労働大臣、失礼ですが、おしめを洗ったことがありますか。

○国務大臣(山口敏夫君) おしめをしたことはございませう。

○下村泰君 洗ったことはいないわけですか。おしめを洗ったことはなかった——赤ちゃんと御自分でおしめをしたわけですか。

○国務大臣(山口敏夫君) 女房を信頼し、期待して、すべてをお願いしておるわけでございます。

○下村泰君 私の経験を上上げますと、うちの女房は、赤ん坊が離乳期に入つてやつと普通の食事をする前の段階です。まだ六カ月から七カ月、そのころになりますと、消化不良を起こして緑便をするのです。そうしますと、うちのかみさんは汚がつて洗えないんですよ。これは傍聴者の中にもいるかも知れませんが、そういう人は、緑便がついてると洗えない。これで育児の役が務まりますか。私が洗い方を教えたんです。気持ちが悪かつたらまずぬるま湯につける。たらいにぬるま湯を入れてつけなさい。それでも落ちなかつたら竹の棒でかき回せ。竹の棒でかき回したら

緑便が全部取れるんです。ぬるま湯につけておきますとね。それからその緑便の分だけ流して、もう一度ぬるま湯を入れて洗いなさい。そうすればそんなに汚ないという感覚はなくなる。自分の腹から出た子供の、しかもその子供が緑便をしたからといって汚がつているようじゃ、おまえは母親としての資格がないぞという説教を食わしたことがあるんです。

また、乳幼児のときに風邪を引きます。はな水をたらしませう。時によつてはこれはな水で呼吸のできないくらい詰まることがあります。普通何にも教育もない母親ですと、ティッシュペーパーみたいなものでふいたり、あるいはチンしなさいとか——チンしなさいと言つたつて乳幼児のうちはチンなんてわかりやせぬのです。自分のおしっこも教えないくらいなんです。そういうとき、私の母親に教えてもらったのは母親みずからはな水を吸うことです。私自身もやります。吸いますと、赤ん坊の鼻の中に詰まっているはな汁が口の中にびやんと飛び込んでくるんですよ。汚がつてやらないのです。普通の母親は、殊に近ごろの若い母親は、そういうことをして初めて子供を育てるんです。ですから母親というものは偉大なものなんです。先週の委員会でも、私はここで刀自という言葉について御説明をいたしましたけれども、上古の時代には女性の方が男よりもはるかに地位が上だったんですよ。それがいつの間にか時代の変遷でこうなつた。それで今日こんな法案が出てきているわけだ。

さて、そこで一つお伺いをいたしますけれども、今度のこの法案の中には、いわゆる使用者側に、働いている女性が何か不満、不服、しかも差別をされるような事態が発生した場合にはどうするか。いわゆる苦情の処理、そして調停という何か条があります。一つ伺いたいのですが、こういう委員会ということになりましたと、すぐ欧州とか欧米先進国という言葉を使つて、じゃ、一体先進国はどうなつてゐるのか。アメリカ、イギリス、カナダ、イタリア、フランスとあります。もちろん

んスウェーデン、デンマークもありますけれども、私が今ここでお尋ねしたいのは、アメリカ、イギリスそれからイタリアですね、これちょっと聞かせてください。そちらに資料がありましたら、どうぞひとつ。

○政府委員(赤松良子君) お答え申し上げます。救済機関についてのお尋ねかと存じますが、アメリカにはイコール・エンプロイメント・オポチュニティー・コミッション、略称はEEOCと申しますが、委員会がございまして、そこであつせん、調停をいたすことになっております。そして、その中で調停案が受け入れられない場合は、これは強制的な命令を出す権能がございせんので、裁判に申し立てをするというシステムになっております。

イギリスはイコール・オポチュニティー・コミッション。これの違ひは、アメリカはエンプロイメントのみに限つておりますが、イギリスはエンプロイメント以外の分野、雇用以外の分野についてもこの委員会が所管することになっております。そして、ここでは助言、調整、仲裁等のサービスを行うことになっております。

それからイタリアをお尋ねかと存じますが、イタリアにはこのような機関は設けられていないわけでございます。

○下村泰君 イタリアには機関はないけれども、いきなり罰則がありますな。

○政府委員(赤松良子君) 御指摘のとおりでございます。

○下村泰君 その罰則は二十万リラ以上百万リラ以下の罰金、こういうふうになっておりますね。この私の資料は森山眞弓さんの資料でございます。おたくの大先輩、そこに座つていらつしやいますかね。

これを拝見して、一つ一つ細かく読みたい心境なんですけれども、読んでみると長くなると思ひますが、例えばアメリカの場合には、「苦情処理手続」として、被害者は、雇用機会平等委員会に苦情を申し立てる

雇用機会平等委員会は、苦情について調査し、その結果理由ありと認めた場合

①非公式の会合、調整、説得等により解決に努める

②調整不成立の場合

委員会又は委員会の提訴がない場合は被害者が、裁判所に民事訴訟を提起する

裁判所は、救済命令を発する(違法な雇用慣行の禁止、賃金の溯及支払い、復職、雇入れ等)

そして、「救済機関とその機能」の項目には、雇用機会平等委員会

差別待遇除去のための手段についての報告、立法についての勧告

法の目的達成のための調査の実施、結果の公表

教育・振興活動のための他機関との協力

苦情処理

差別的定型的慣行についての民事訴訟の提起

ここまでいっていません、我が国の方は、いかがでございますか。

○政府委員(赤松良子君) アメリカにおきましては、一九六四年に公民権法の第七章と申しますか、タイトルセブンの中でそのような規定が設けられたわけでございますが、当初は説得及び調停というところでございまして、七二年の改正におきまして、裁判に委員会自身が申し立てを行うという改正がされたというふうに理解をいたしておりますが、調停委員会自身が中止命令を出すという権能は今なお与えられておりませんで、それをいたしますのはやはりアメリカにおきましては裁判所でございます。

○下村泰君 今局長のお話を聞いてみると、一九六四年といつたらもう二十一年前でしょう。それから、一九七〇年代にまた改正されたわけですね。そうすると、今回出されている法案は、これはやっぱり一九六四年代ですか、内容的には、いかがでしょう。それだったら恥ずかしいないんですか。

○政府委員(赤松良子君) アメリカで一九六四年にこの種類の法律ができましたときは、その主な

る目的は人種差別の禁止ということに重点が置かれていたというふうに承知をいたしております。当時の人種差別の問題というのは非常に深刻な問題でございまして、その後もこの問題についての歴史的な背景というものは我が国とは非常に違つたものがあつたというふうに認識をいたしております。

○下村泰君 ですから、こういったものを、例えば諸外国のこういうものに類する法律を研究されて、こういうものができ上がってくるならば、ほかの国よりももう少しましなものができてこなければならぬという気がするんですが、これはこれ以上いろいろ言うてもだめですね。だめならもう聞きません。

ただこの中で、まず、「苦情の自主的解決」というのがありますが、これはもう無理でしょうな。使われている方としてはそんなことをなかなか使用主に言えたものじゃないでしょう。言つていけばその日からマークされるでしょうな、言つた方は。すると、その段階で自主的解決どころじゃない。自主的解雇になりますわな。自分でやめざるを得ない、そういう状態になると思ひますよ。そんなことはないとおっしゃるかも知れませんが絶対に、私の感覚では。

それからもう一つお聞きしますのは、いわゆる「都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会を置く」、この委員は「学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。」しかも、この委員会には「三人をもつて組織する。」学識経験というの一体どういう形の人を学識経験というのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたい。

○説明員(松原亘子君) 女子労働の問題について、何といひますか、専門的な知識、それから実際に労働関係の問題について、具体的な仕事に携わつておられる方、そういう方を想定いたしているわけでございます。

○下村泰君 現場からの人の意見は聞かないのですか。現場から言つてきたような方たちの委員は置かないのですか。あくまでも学問的に見てきた

人ただけですか。

○説明員(松原亘子君) 現場からとおっしゃいましたのはどういふことか十分に理解はいたしておりますけれども、必ずしも学問として研究をしてきたということだけに限定をいたしているわけではございません。

○下村泰君 つまり、実際に働いた経験のある方、あるいはその経験をしたことの上から学識経験を持った人、私はそういうふうになつたつもりなんですけれども、どうでしょうか。

○説明員(松原亘子君) 過去にどういう御経験があるかということ、今おっしゃいましたように働いた経験があるというふうなことにつきましては、特段、現段階における学識経験者ということ、それが、それによつてそうでないということの判断の材料になるわけではございません。

ただ、これを学識経験者といひましたのは、労働間の紛争の調停に当たる方でございますので、あくまでも労働双方から信頼の得られる中立的な立場に現在お立ちになつておられる方ということが必要だといふふうに考へまして、学識経験者の方といふふうにいたしたわけでございます。

○下村泰君 それはそれでいいでしょう。選ぶ方が労働大臣ですから、下手すりゃ企業主の方へ偏つて、企業主に都合のいい人を選ばないとも限らない。いかがですか。これは大臣にお聞きします。

○国務大臣(山口敏夫君) 大変な偏見でございませう。

○下村泰君 しかも受けとめておきます。そこで、十八条の中に、これはちょっと問題だらうと思ひますがね。「事業主団体が指名する関係労働者を代表する者」と、これ「事業主団体が指名する関係労働者」つて、私ら余りそういう経験がありませんけれども、企業の中に行くと何か御用組合と言われるような組合があるのだそうで、会社にとつて都合のいい方の、企業にとつて都合のいい方の組合を代表する人に来てもらつたらこれはどういふことになるんですかね。

○説明員(松原亘子君) 第十八条、この条文はちょっと読みにくいんでございませうけれども、書いてありますことは、「主要な労働者団体が「指名する関係労働者を代表する者」と、それから「事業主団体が指名する」「関係事業主を代表する者」といふふうには読むわけでございます。前段が「又は」で続けて後段も「又は」でございませうが、それはたすきがけに読んでいただくというところでございます。御理解いただきたいと思います。

○下村泰君 審議会と今おっしゃいましたけれども、今までの状態を見ますと、審議会に出す前にはもう労働省側の案があるのでしょうか。今までの審議会はみんなそうじゃないですか。例えば米価審議会もそうでしょう、ほとんど決まつていふんじゃないですか。それでどつちかをおとりなさいと。そういうコミンシャルがあるでしょう、頭をひっぱたいて片方をとらせる。もうほとんど労働省の方にあるんじゃないですか、この命令で定める業種というの。審議会なんかの答えなんか待たなくたって。こういうものを質問いたしますと、審議会のお答え待ちでございませう、すぐ隔れみのに使う。ほとんどもうこれとこれとこれとあるんでしょ、それをちょっと答えてください。

○下村泰君 たすきがけに読んでがんにがらめになるおそれがある。いづれにしても、こういう法というものは解釈の仕方によつて随分変わってきますわね。事実、この委員会ではいろいろと諸先生方のお話を聞かしていただきました。それぞれ立場でそれぞれの解釈がある。ところが答えになる方は全然そういう解釈をなさらないで、ただ逃げの答弁だけなんだ、これじゃいつまでたつてもかみ合わない。それでこれを審議して採決なんというのは本当はこれは間違ひです。

○政府委員(赤松良子君) 審議会にお諮りする原案は、この場合には労働省がつくることを予定いたしております。その場合、どのようなものが考えられるかといふことは、ただいま具体的に申し上げましたのである程度おわかりいただけたのではないかと存じます。

それからその次に、坑内労働のことについて伺います。「坑内労働の禁止」という条項がありますね、六十四条の四ですか。「使用者は、満十八才以上の女子を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者については、この限りでない。」と、このところが大変ひかかるところなんです。「命令で定めるもの」といふのは、どういふ業種のことを言うのでしょうか。

○下村泰君 そうすると、今おっしゃつた新聞記者、それから坑内で何かあつたときの看護婦さん。この二つ以外にありませんか。(医師)と呼ぶ者あり。医者ね、はい。お医者さんでも女性の方がいますね。女医さん。これだけですか。

○政府委員(赤松良子君) これから審議会にお諮りするまでの間、まだもう少し検討する必要がありますので、ただいま申し上げたものは今日までの法案について御審議いただいた審議会の中で出てきた職種でございませうので、これらをお諮りすることになるのはほとんど間違ひなからうかと思ひます。

○下村泰君 今局長のおっしゃつたのは、病人といふ言葉であらわしていらつしやいましたけれども、その急病人という状態が単なる人体の病気で、ある場合もありましようし事故ということもありませう。例えば昨日ですか、長崎県の三菱石炭鉱業高島礦業所の坑内ガス爆発災害、こういうとき

看護婦さんも女医さんも入りますか。

○政府委員(赤松良子君) そういう大きな事故が発生した場合には特別な配慮が必要となるのではないかと思いますので、先ほど通産省の御見解にもあったように、その場合に具体的な検討が行われるというふうに理解しております。

○下村泰君 そうしますと、そういう方たちは例えばレスキュー隊のようなものじゃありませんか。特別訓練されなければ、そういう事故が起きたときなんかとても入れるものじゃありません。

ですからこの方たちは、特別な訓練を受けて十分それだけの技術を持ち体力もあるような人でなければできないわけですね。そうしますと、例えばその事故の起きたところからはるか手前、坑道の入り口あたり、何ら危険のない場所というところまでというふうに解釈していいのですか。

○政府委員(赤松良子君) 特別の訓練が、あるいは特別の組織が必要なのが入れるようなところには、多分入れないことになると思います。

○下村泰君 そういうことを、いわゆる看護婦というものを職業にしている方たちは大変心配しておられるわけですね。命令で決められて行けと言われたら行かないやらない、とんでもない話だというあれが出てくるわけですね。

ですから、局長の今の見解、果たして現場でそれが守り切れるのかどうか、こういう点はちょっと気になると思いますが、いかがですか。

○政府委員(赤松良子君) 命令で行けというような種類の命令ではございませんで、坑内に臨時に入ることが認められる者を省令で定めるという趣旨でございます。

○下村泰君 それでは最後に一つ、これだけ伺いたいと思います。

せんだって私が申し上げましたように、企業側のある人は、この法案ができるということは革命であるということをやったという人もいます。こんなものができたら大変だ、ぶつぶせと言う方もいらした。しかし法案はこうして審議されてでき上がっていきます。これが施行された場合、今

度逆に企業側の方が、こんな問題を多く抱えた者は雇うのは嫌だと、むしろこの法案が成立することによって逆に忌避するような業者が出てくる。業者というのはおかしいですね、経営者側が出てきせぬか、こういう心配も私はしているのです。ですから、この法案が成立したとして、雇用における男女平等は前進するのでしょうか。それを労働大臣に承って私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(山口敏夫君) やはり今日のような時代におきまして、職業人としての生活に重きを置きたいという方もおられますし、家庭における家庭責任で女性としての立場を、役割を果たしたいと、こういう方もおられると思うんですね。しかし、基本的に、この法案が審議、成立をいただくことによって確実に女子の労働者のいわゆる職業人としてのステージにおける雇用の機会が拡大をするというふうに私は確信をしております。

しかし、それをさらに賃金の問題あるいは昇進その他の問題についてより一層の改善、前進を図るためには、やはり女子労働者の方の職業人としての意識、また意欲というものを能力に応じて大いに発揮していただく、こういうことがより大事なことではなからうか、こう私は考えております。

○委員長(遠藤政夫君) 他に御発言もなければ、(委員長委員)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○委員長(遠藤政夫君) 質疑を終局することに賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(遠藤政夫君) 多数と認めます。——傍聴席は静粛にしてください。——よって、質疑は終局することに決定いたしました。——静粛にしなければ傍聴人は退席を命じます。静粛にしてくだ

さい。

佐々木君及び安武君から発言を求められておりますので、順次これを許します。佐々木君。

○佐々木君 私は、ただいま議題となつております法律案に對しまして、自由民主党・自由国民會議を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

○委員長(遠藤政夫君) 安武君。

○安武洋子君 私は、ただいま議題となつております雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に對し、日本共産黨を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

○委員長(遠藤政夫君) それでは、佐々木君及び安武君提出の修正案を議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。佐々木君。

○佐々木君 ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に對する修正案につきまして、自由民主党・自由国民會議を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

その要旨は、第一に、「目的」の項であります。が、「目的」におきまして、この法律が法のもとに平等を保障する日本国憲法の理念にのっとりておるものである、こういうことを明確にすることでありま

第二は、「基本的理念」の項であります。この項におきまして、女子労働者の福祉の増進の本旨は、女子労働者が母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営む、これが一つ。もう一つは、職業生活と家庭生活との調和を図ることができるようになる。この二つであることを明

確に法律で規定することでありま

第三番目は、この法律による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び改正後の労働基準法第六章の二の規定、この二つにつきましては、この法律の施行後適当な時期において、その施行状況を十分勘案して、必要がある場合には検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、こういう見直し規定を明確に挿入することでありま

以上でございます。

どうぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) 次に安武君。

○安武洋子君 私は、日本共産黨を代表して、政府の男女雇用機会均等法案に對する修正案の提案理由及び内容の概要を説明いたします。

本来、雇用における男女の平等とは、国の民主主義の問題として、母性の保護を当然の前提とし、雇用機会、賃金、昇進昇格等職業生活のすべての面で男子と同等の機会、権利を保障するものでなければなりません。それは、婦人労働者の人格的尊厳の確立に資するとともに、社会的生産活動において、女子の能力の全面的な開花、發揮を保障し、民主主義の發展と社会進歩に貢献するものです。

ところが、政府提出の男女雇用機会均等法案は、長年の婦人労働者の願いと期待に背き、極めて実効性の薄い機会均等法と抱き合わせに、女子労働者の労働条件を大幅に悪化させる労働基準法の改悪が一体のものとしてされていま

国会の審議などを通じて政府案の内容が明らかに

なるにつれて、全国で労働基準法改悪反対、実効ある雇用平等法の制定という多くの婦人労働者の声が沸き起こっているのは当然のことです。日本共産黨は、この婦人・国民の声と要求にこたえ、真の男女雇用平等法を制定するために、本修正案を提出することとしました。次に、修正案の概要について御説明いたしま

す。

第一は、政府案の全文を削除し、雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保等女子労働者の権利の保障に関する法律にかえます。

この略称男女雇用平等法では、目的の中で雇用における男女の差別的取り扱いの禁止と差別的取り扱いを受けた女子労働者の迅速な救済を行うことを明確に規定することとします。

第二は、使用者は、募集、採用から訓練、賃金、配置、昇進、福利厚生、定年、退職、解雇に至る労働者の全ステージにおいて、男女の性別を理由とする差別を禁止することとしています。

第三に、中央及び都道府県の婦人少年局（室）に雇用平等監督官を配置し、この法令の施行に關し、事業場の臨検、尋問、命令などの強力な行政権限とともに、司法警察官の職権行使など現行労働基準法に規定する労働基準監督官と同様の権限を行使できるようにすることとします。

労働者は、男女平等の機会、権利の保障に違反する事実があるとき、その事実を婦人少年局（室）に申し立てることができるように定めています。申告した労働者が報復を受けないよう不利益扱いの禁止規定を設けています。

第四に、不服審査のため、国の機関として中央、地方に男女雇用平等委員会を新たに設け、行政の行った判断や処分などについての不服審査を行うこととします。

第五は、必要な罰則を設けることとしています。

政府案には罰則が全くありませんが、本修正案は実効の上がる法律とするため、差別違反及び行政命令に対する違反なども含めて必要な罰則を設けることとしております。

第六に、労働基準法の一部改正について、政府案のうち産後休業の延長など、妊娠、出産に係る改善部分を除き、現行労働基準法上の女子の時間外、休日労働の制限、深夜業の禁止、危険有害業務の就労制限、坑内労働の禁止、生理休暇の権利を大幅に後退させる改悪部分等については、すべて

を削除することとしています。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長（遠藤政夫君） ただいまの安武君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。山口労働大臣。○國務大臣（山口敏夫君） ただいまの日本共産党の修正案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長（遠藤政夫君） 静粛にしてください。傍聴人、制止に應じられない方は退席を命じることがあります。それでは、各修正案に対し、質疑のある方は御発言をお願いします。——別に御発言もないようですから、質疑はないものと認めます。

それでは、これより原案並びに修正案について討論に入ります。討論は五分以内に願います。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○高杉通忠君 私、日本社会党を代表して、政府提出の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案及び自由民主党・自由国民会議提出の修正案並びに日本共産党提出の修正案に対し、反対の討論を行うものであります。

政府が女子差別撤廃条約を本年に批准するため、国内法の整備の一環として提出した本法案は、条約の根本精神に反し、女子労働者の置かれている厳しい現状に対する配慮に欠けるものであり、数々の問題点をここに指摘し、明らかにするものであります。

第一に、政府案は、女子差別撤廃条約の基本理念から余りにもかけ離れていることであります。そもそもこの条約の根本精神は、女子に対する差別は、人間の尊厳と権利の平等の原則に違反するものであり、男女平等は基本的人権であるという点にあります。これに対し政府案は、勤労婦人福祉法の改正という形をとり、男女の均等な機会及び待遇の確保を、女子労働者の福祉の概念に包

み込んでいるところであります。今日求められていことは、女性の働く権利を基本的人権として保障することであり、それを理念として法律において明確にすることであります。

第二に、男女の雇用差別撤廃の規制措置に実効性がないことであります。

政府案は、雇用におけるすべての女子差別を禁止するものとはなっていません。募集、採用、配置、昇進については事業主の努力義務にとどめ、教育訓練や福利厚生も限定的な禁止でしかありません。我が国では雇用の入口である募集、採用段階での女性に対する差別が深刻であります。入口での差別が放置されるならば、その後の賃金、昇進、昇格など、すべての差別につながってしまうのは確実であります。真の男女雇用平等を実現するためには、募集、採用から定年、退職、解雇に至る雇用のあらゆるステージにおいて禁止規定とすることこそが女子差別撤廃条約の趣旨に合致するものと確信する次第であります。

第三に、女子労働者が不当な差別を受けた場合の救済措置が貧弱なことでもあります。

政府案では、苦情処理については労使の自主的解決にゆだねてしまい、紛争解決の援助については、都道府県婦人少年室長が単に助言、指導、勧告ができるだけであって、是正命令の権限が付与されておられません。機会均等調停委員会についても、調停開始の要件の一つとして、使用者側の同意が必要とされ、使用者が応じなければ全く機能しないものであります。しかも、女子労働者が行政機関に差別撤廃を申し立てたことに対する使用者の不利益取り扱いの禁止について何ら規定がないことはまことに遺憾であります。差別からの救済を迅速に図るため、是正命令を出せる行政機関を設置すべきことをここに強く主張するものであります。

問題点の最後に、政府案が労働基準法の改悪を打ち出していることであります。

政府案は、現行労働基準法上の女子の時間外、休日労働の制限、深夜業の禁止、危険有害業務の

就業制限、坑内労働の禁止などいわゆる女子保護規定を大幅に緩和しております。特に、女子の時間外労働について、工業的業種では現行一日二時間の枠を外したほか、非工業的業種では現行の一日二時間、一週六時間、一年百五十時間から四週四十八時間、一年三百時間へと大幅に拡大していることは問題であります。

また、男女がともに家庭責任を分担し合うことを強調している女子差別撤廃条約の精神に照らして考えるならば、男女を含めた全体の労働条件を国際的水準に向上させることが急務であり、私は条約の理想とする姿をできるだけ高い水準で達成することは国際的に見ても我が国に課せられた責務であると確信するものであります。したがって、女子の労働条件を切り下げ、労働強化を促進する今回の労基法の改正は断じて容認できないところであります。労基法の改正問題は、労働時間の短縮、週休二日制、有給休暇の拡大や保育施設の充実など、女子の家庭責任を軽減する諸施策を進めた上で考えるべきものであることをここに強く表明いたします。

以上申し述べましたように、政府案は条約の精神に逆行し、真の男女平等の実現にはほど遠いものがあります。

我が党は、公明党・国民会議、民社党・国民連合並びに二院クラブ・革新共闘と終始協力して衆議院での四党提案の男女雇用平等法案の趣旨に沿って政府案の矛盾を追及してきたところでありますが、我々の要求を受け入れなかったことは極めて遺憾とするところであります。

政府は、四党案による真に実効性のある法律を制定することが必要であることをここに強く強調いたしまして、私の反対討論を終わります。

○石井道子君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について、自由民主党・自由国民会議提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成

し、日本共産党提出の修正案に反対の意を表するものであります。

御承知のとおり、経済社会の発展、変革の中にあって、平均寿命の伸長、出生率の低下等により女性のライフサイクルが変化するとともに、高学歴化や社会参加意識の高まり等を反映して、女子の職場進出が進んでおります。女子労働者は、今や雇用者全体の三分の一強を占め、あらゆる職場で活躍しており、その職業生活の中でそれぞれの能力を開発し、発揮していききたいと望む意欲と能力に富んだ女性も増加してまいりました。国際婦人年以來、あらゆる分野における男女平等の実現が世界的な大きな潮流となっており、欧米諸国では雇用の分野においても均等な機会と待遇の実現のための努力が続けられております。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が国連条約として採択され、この条約の締約国数も漸次ふえてきております。我が国においてもこの時期に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための立法措置を講ずることはまことに時宜を得ていると考えます。

今回の政府案の主要な柱である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進のための措置については、募集等に関しては努力規定にし、定年、退職、解雇等に関しては禁止規定とするともに、その実効を図るため、努力規定については指針の策定、事業主による自主的解決の促進、都道府県婦人少年室長の助言、指導または勧告、都道府県ごとの機会均等調停委員会の調停を措置しております。これらは婦人少年問題審議会における法律の制定改廃を行う場合には、その内容は将来を見通しつつも現状から遊離しないように、女子労働者の就業実態、職業意識等我が国の社会経済の現状を十分踏まえたものとする必要があります。我が国の現状に照らし適切なものであると考えます。これにより男女の機会均等を旨として一步一步着実に前進していくことができるものと考えます。

また、政府案においては、出産や育児等で一時期家庭に入り、育児から手が離れた段階で再び働きたいという女子もまた多くいることを考慮いたしまして、職業生活と家庭生活との調和を図るために、女子の再就業の援助についても配慮し、再雇用特別措置の普及等を図るとともに、女子の就業の継続が可能となるような育児休業の一層の普及促進のための援助措置を新設することとしているのは当を得た措置であると言いうことができません。

また、労働基準法の女子保護規定につきましては、政府案は産前産後休業期間の延長など母性保護措置は拡充されております。母性保護は個々の女子労働者の健康のためのみならず、健全な次の世代を産み育てるという社会的視点からも重要であるので、私は今回の母性保護措置の拡充を高く評価するものであります。

一方、その他の特別の保護措置は女子の能力発揮や職業選択の幅を狭める結果をもたらす場合があり、意欲と能力のある女子にとってはその能力の発揮の妨げとなるという声も多く出ております。これらの保護規定は男女の均等取り扱いとは相入れないものであり、女子差別撤廃条約の趣旨に照らせば本来廃止すべきものと考えますが、政府案においては、女子労働者の家事育児等の家庭責任をより重く負っているという現状等を踏まえ、緩和が必要事項について部分的に改廃を行ったものであり、適切な措置がとられたと考えます。

その点、日本共産党提出の修正案については、現実的ではなく、賛成しかねるものであります。以上の理由により、私は政府案に賛成するものと、日本共産党提出の修正案に反対するものであります。

なお、政府案に対する自由民主党・自由国民会議の修正案は、法のものとの平等を保障する日本国憲法の理念をこの法律案においてもより明確にしたものであり、この法律の施行後の状況に照らして見直すべきであるという関係審議会に出されま

した公労使の一致した意見を規定したものであり、妥当であると考えます。

最後に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するに当たって配慮すべき点を要望したいと存じます。

この問題は、単に雇用の分野の問題に限らず、文化的歴史的背景とも深く関連をしており、実際の職場において女子労働者の地位が向上するためには均等な機会と待遇が法制上措置されるだけでなく、それに向けての労使双方のたゆまざる努力が求められるところであります。

また、家庭生活における責任についても、男女が協力し合いともに担っていくことは、女子労働者が職業と家庭生活との調和を図り、子供が心身ともに健全で豊かな人間として育っていくためにも大切であると思われま

また、今後職場において男女が同一基盤で働けるようにするためにも、労働時間の短縮など、男子を含めた全体の労働者の労働条件や労働環境の整備がより一層推進されるとともに、女子自身も職業能力の発揮と開発向上に努め、職業生活における責任を全うすることも重要であります。

このような点を踏まえまして均等な機会と待遇を確保していくための施策が強力に推進されてまいりますよう要望して、私の討論を終わります。

○中西珠子君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案について政府原案並びに自由民主党提出の修正案、共産党提出の修正案に反対の立場から討論をいたします。

婦人に対する差別は、人間としての尊厳を侵すものであり、基本的人権の平等の原則を侵すものであるということは、国連憲章にも、また、既に我が国が批准をしております国際人権規約にも明らかにされており、また、国際人権規約が採択された翌年に国連が採択いたしました国連の婦人差別撤廃宣言にも明らかにされているところであ

り、また、これから我が国が批准しようとしている女子差別撤廃条約にも明らかにされているところでもあります。

女子差別撤廃条約は、御承知のとおり婦人に対するあらゆる差別を禁止することを要請し、また、婦人が差別を受けたときは差別から効果的に保護される救済措置を要請しております。自民党、共産党御提出の修正案は、ただいま申しました点ばかりでなく、あらゆる面において婦人差別撤廃条約の理念並びに要請を全面的に生かしているとは残念ながら言えないのであります。また、私どうしてもこれは指摘したいのですが、もう時間もございませんから繰り返しては申しませんが、れども、政府原案につきましてはこれまで何回も指摘してまいりました多くの問題点がそのまま残されているという状況では反対を表明せざるを得ないのです。

簡単に反対の理由を申し上げます。第一に、私どもが強く要求いたしました労働基準法の改正部分が切り離されていないということでありま

女子保護法規の改正は、労働基準法全体の見直しの中で行われるべきであり、男女ともに労働時間を短縮し、労働条件の改善を行い、かつ育児休業の普及や保育施設、老人病院や老人ホームの充実など、婦人の働きやすい環境の整備を行った後になされるべきものであります。今回の労働基準法改正、殊に現行の危険有害業務の廃止、坑内労働の禁止の緩和などにより、働く婦人の健康と安全が脅かされることになるのではないかと大変危惧いたします。また、特に家庭責任を持つ婦人にとつては、時間外労働の規制の緩和や深夜業の禁止の緩和は、職業生活と家庭生活の両立を著しく困難にし、フルタイムの仕事をやめてパートや派遣労働者にならざるを得ないという状況に追い込むに違いないというふうに考えるからであります。

次に、原案は雇用の入り口から出口までの差別を禁止していないことであります。

すなわち募集、採用、配置、昇進において差別をなくすることが雇用上の平等を実現するには最も重要であるにもかかわらず、これらが努力義務規定になっていることは容認できません。人間としての尊厳、基本的人権を侵すものである差別を撤廃するという女子差別撤廃条約の要請にも反するものと言わざるを得ません。

第三に、差別を受けた婦人を救済する措置は、原案では全く実効性に欠けるといふことであります。

条約の第二条の(〇)は、「差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること」を要請しているにもかかわらず、原案にございませう。募集、採用、配置、昇進は正命令権もない、また相手方の同意がなければ調停を始めることもできないというものであり、全く婦人を差別から効果的に救済するという機能を果たしているとは絶対に言えないのであります。

第四に、原案には不利益取り扱い禁止規定が欠如していることであります。

差別を受けた婦人が差別を訴えたことによつて解雇その他の不利益な取り扱いを受けるという保証がなければ、差別を受けた婦人は安心して訴え出ることもできないのであります。

第五に、原案には制裁規定が何もないということであり、制裁規定のない法律は効果が期待できません。

以上、反対の理由を、ただ主な理由だけを簡単に述べましたが、政府原案並びに修正案双方に反対の意を再び表明して、私の討論を終えます。

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案、いわゆる男女雇用機会均等法案、また自由民主党・自由国民会議提出の修正案に対して反対の討論を行います。

国連は平和、平等、発展の目標を掲げ、一九七五年から八五年を国連婦人の十年と設定しました。この目標実現のために婦人差別撤廃条約を採

択し、我が国も署名しました。同条約はその前文で、「婦人に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に違反するもの」であると述べ、婦人に対するすべての差別を撤廃するために、立法や制約を含む必要な措置をとることを各国政府に求めました。我が国の婦人は、労働条件の劣悪な現状改善と、条約批准のため実効ある男女雇用平等法の制定を切実に求め、大規模な運動を展開してきました。しかるに、国連婦人の十年の最終年であるこの年に、くしくも我が国の婦人労働者は本法の成立によって、政府からまゐるで足げにされるがごとく処遇を受けようとしているのであります。しかも、当委員会における本法の審議が、わずか三日間のみで、審議も尽くさないまま慌ただしく採決をしようとすることに私は激しい怒りを覚えるものであります。

私が本法に反対する第一の理由は、いわゆる均等法が極めて実効性に乏しいからであります。男女の平等が雇用の入り口である募集、採用から雇用関係成立後の配置や昇進までが事業主の努力義務とされ、また教育訓練、福利厚生、定年、解雇等も禁止規定とはいへ、女子であることのみを理由とした場合しか規制できず、職場における差別の現状の改善にはほとんど役立たないものであります。ましてや、私が質疑で指摘したように、婦人労働者の最も強い要望である大きな賃金差別の是正には何ら効力を持ち得ないものであります。

反対理由の第二は、本法には労働基準法の改悪が含まれているからであります。

本法案は、現行労働基準法上の女子の時間外、休日労働の制限、深夜業の禁止等を大幅に緩和するものとなっております。もともと我が国の労働時間は、先進国の中でも非常に長くて有名であるばかりか、今日の貿易摩擦を惹起している主要な一因でさえあります。政府が今とるべき態度は、すべての労働者の労働時間を週四十時間、週休二日制とし、時間外労働や深夜業の厳重な規制等、労働時間の短縮を先行させるべきであります。と

ころが、本法案は全く逆に、女子の時間外労働等の規制を緩和するというもので、到底認めることはできません。このような改悪を許すならば、我が国の長時間労働に拍車がかかるのみか婦人の母性と健康を損ない、家庭生活をすら破壊するものとなります。婦人労働者へのこのような攻撃は、男子を含めた労働者全体の賃金や労働条件を一層劣悪化させるものであり、絶対に許せません。

以上が反対の理由であります。

本法案は、結局財界の要求してきた労働基準法の改悪を鮮明にし、いわゆる均等法はその許容範囲内にとどめたところに本質があります。自由民主党・自由国民会議提出の修正案は、かかる本質を何ら変えるものでなく、ともに反対であります。

私は、最後に、我が国の婦人労働者は不屈であり、必ずやこのような悪法を乗り越えて、真の男女平等と婦人の地位向上、平和のために前進し続けるであろうことを強く申し上げ、反対の討論を終ります。

○坂山映子君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました政府提出の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案及び自由民主党・自由国民会議提出の修正案に反対の立場から、また日本共産党の修正案に反対の立場から討論を行うものであります。

憲法第十四条ですべて国民は性別により差別されないことと明記されておりますが、就労、勤労の分野では依然として男女間の差別が存在するのは残念ながら衆目の認めるところであります。

政府は、昭和五十五年に婦人差別撤廃条約に署名し、国内準備体制を整えて本年までに批准することを決定いたしました。この五年間政府の活動にはまことに遅々たるものがあり、やっとなし、たいてい議題となっており、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に対する両修正案並びに修正部分を除く原案に対し、反対の討論を行います。

本法案は、女性差別撤廃条約批准に向けての

の均等を実現し、確保するための立法は、憲法第十四条に規定する基本的人権の保障措置の一つであります。したがって、この立法は、政府案のように採用、募集、昇進、配置について努力義務規定にするのではなく、雇用の全ステージについて差別的取り扱いを強行規定によって禁止し、その実効性を確保することを基本としなければならぬと考えるのであります。

第二に、差別的取り扱いの是正、救済は、基本的人権の侵害に対する措置である以上、労使間の調整である調停によって解決すべき性格のものではなく、公権力による権利侵害の是正、権利の救済、回復の措置を命ずることができるものでなければならぬのであります。しかも、本案の調停の開始には相手方の同意を要すること、実質的には調停を封じることになっていくことは致命的な欠陥となっておることを指摘したいのであります。

第三に、労働基準法の改正については、本来、労働時間の短縮等、昭和二十二年以来本格的な改正が行われてこなかった同法の根本的な改正をまず行うべきであるにもかかわらず、女子保護規定のみを抜き出して改正するというのは本末転倒であり、しかもこの改正部分については、国民、特に女子労働者の理解が得られていないと到底考えられないのであります。

また、自由民主党・自由国民会議提出の修正案は、まことに徹々たるものであり、以上述べた根本的な点について何らの修正もなされていない状況においては、反対の態度を表明せざるを得ないのであります。

以上、討論を終ります。

○下村泰君 私は、二院クラブ・革新共闘を代表して、ただいま議題となっており、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案に対する両修正案並びに修正部分を除く原案に対し、反対の討論を行います。

国内法整備の一環をなすものであります。したがって、法律案は条約の趣旨を正しく理解し、認識するというのが基盤に立脚するものでなければなりません。本条約は、女性に対するあらゆる形態における差別を人間の尊厳に対する重大な侵害であるところから、男女平等の原則を国際社会における基本理念であることを宣言したものであります。

しかるに政府の姿勢は、雇用と経済の効率性の側面を重視した態度が基本的に流れており、いかにも現状に妥協したものとされているのであります。これでは現状を打破し、長期的展望に立った態度とは全く矛盾するものであります。経済性と効率性を基軸にするとしたら、それは全く条約の精神と相入れない態度と言わざるを得ません。

例えば募集、採用といった就業の入り口に関する差別撤廃の規定が努力義務規定というのでは、これまでの男女別建て採用をさらに固定するだけでなく、助長させるのではないかと危惧されます。私も本案が提出されてから幾つかの職場を見てまいりましたが、採用段階で女子は補助的業務、男子は基幹職務と最初から分けて採用している実態を見ております。ヨーロッパ諸国が一九七〇年代末から八〇年代にかけて、雇用における男女平等法を制定した契機は、女性の雇用を増大させることであつたはずであります。そうして、平等法が成立して採用面、昇進、賃金の面で大きな改善を見ているのであります。

次に、女子の保護規定の改廃であります。現在我が国は経済大国になつていと言われておりますが、男子でさえ労働基準法上の地位、特に労働時間、休日、休暇関係は発展途上国も賛成したILOの水準以下であります。休日は、近く開かれますサミットへの参加国は、日本を除いてすべて週休二日制を実現しているのではないですか。女子に家庭奉仕のすべてを負わせたままで現在の女子の労働基準法の保護をカットして、現在のような労働時間初め労働条件を強いられる男子と無制限に競争させるなら、女子は健康を害し、かえって男子と対等に働くことさえできなくなるのでは

ないでしょうか。むしろ深夜労働は男女ともできるだけ、公共のためか、技術的理由に基づくものに限定し、深夜勤をできるだけ少なくし、深夜勤務時間と拘束時間を短縮する努力をこなされるべきではないのでしょうか。

女性労働者は、本法律案に対し、失うものが余りに大きいので、平等法など要らないといった声が大きくなつていゝのであります。女性を二分し、こうした分裂した労働観の中に陥れてしまう本法律案には到底賛成できるところではありません。

また、自由民主党・自由国民会議提出の修正案は実効を伴うものではなく、実質的に何ら改善を見ていないのであります。さらに、日本共産党提出の修正案は、今日の時点で全部改正と言われましても、検討の時間もありません。したがって、両修正案にも賛同できません。

以上で、反対討論を終わります。

○委員長(遠藤政夫君) 以上で討論は終局いたしました。

これより雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案について採決に入ります。

まず、安武君提出の修正案の問題に供します。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤政夫君) 少数と認めます。よつて、安武君提出の修正案は否決されました。

次に、佐々木君提出の修正案の問題に供します。

本修正案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤政夫君) 多数と認めます。よつて、佐々木君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案全部の問題に供します。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤政夫君) 傍聴人は静粛に願います。

多数と認めます。よつて、修正部分を除く原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤政夫君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。

本日、粕谷照美君が委員を辞任され、その補欠として片山基市君が選任されました。

○委員長(遠藤政夫君) 次に、職業訓練法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終了しておりますので、これより直ちに討論に入ります。討論は三分以内に願います。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、職業訓練法の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行います。

今日の技術革新の進展やサービス経済化の進行、高齢化社会への移行などの社会的背景のもとで、職業訓練の拡充は労働者の間からも求められております。その基本は、憲法に定められた教育権、職業選択の自由、勤労権に基づく生涯を通じての教育訓練が受けられる体制を強化する点であり、具体的には公共職業訓練の充実、学校教育との連携、有給教育訓練休暇の改善などが求められています。

ところが、本法案はこのような労働者の求める職業訓練拡充の方向ではなく、専ら企業側の要請に沿った形で企業内訓練のあり方の転換を図ることを主目的にした極めて不十分な内容となっております。

本法案に反対する理由の第一は、今回の改正が労働者の教育権、勤労権の保障をするという職業訓練における国の役割を民間の職業能力開発の推進を中心に据え、国や地方自治体はそれを援助するという立場に後退させ、公共職業訓練の役割を相対的に低下させるものであるという点であります。

第二、公共職業訓練の弾力的運営の名のもとに専門学校等への委託訓練を拡大しようとしていることとあります。公共職業訓練は職業訓練の中核として拡充すべきものであるにもかかわらず、逆に委託化を進めるといふ安上がり職業訓練体制づくりに推進することに反対であります。

第三は、臨調行革の一環として、都道府県立の職業訓練校等の運営費への補助方式を負担金方式から交付金方式に改悪することとあります。交付金化による定額化は長期的には国庫負担の削減となつて、公共職業訓練校の縮小にもつながるものであり反対です。

以上、本法案は雇用保険法改悪、男女雇用均等法における労基法の改悪、労働者派遣事業法の提案に見られる戦後労働法制の総決算的改悪の一環として行われる職業訓練の転換であり、我が党はこれに反対の立場であることを表明して、私の反対討論を終わります。

○委員長(遠藤政夫君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤政夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

職業訓練法の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤政夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉勉忠君 私は、ただいま可決されました職業訓練法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

職業訓練法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、技術革新の進展、高齢化等の諸情勢に対応し、訓練科、内容、施設、設備等の基準の弾力化を図り、機動的に職業訓練を展開できる体制を確立するとともに、指導員免許制度の総合的改善と研修制度の充実を図ること。また、特にM・E関連訓練の充実を図ること。

二、生涯能力開発給付金について、その充実や受付窓口の拡大等を図るとともに、有給教育訓練休暇制度等の活用を通じ、職業訓練が労働者の自発性を尊重するものになるよう、関係者を指導、援助していくこと。また、中小零細企業等において、訓練計画の策定や給付金の手続き等が円滑に行われるよう、公共職業訓練施設が相談等の援助に努めること。

三、公共職業訓練については、その内容の改善を図るとともに、施設、設備、指導体制等の充実、強化に努め、現存のものについては訓練期間の短縮を行わないこと。特に、中高年齢離職者、女子労働者及び障害者の訓練については、職種の開発、職業訓練手当の改善等を図るとともに、委託訓練については、受講者が訓練職種を選択できる幅を拡大する

観点から実施し、これにより、公共職業訓練の活性化と弾力的対応を図ること。

四、職業能力開発体制の基盤となる養成訓練をも重視した施策を配慮すること。特に、国、都道府県は、昭和五十三年法改正時の附帯決議をも踏まえ、中卒者に対する職業訓練を、地域の実態に応じ引き続き実施し、新規卒業者及び若年労働者が不当に受講機会を失うことのないようにすること。

五、都道府県に対する職業訓練事業交付金については、人件費及び物価等の上昇、地域実態等に配慮した予算の配布を行うとともに、交付金制度の導入により、都道府県の職業訓練体制が後退することのないように措置及び指導すること。

六、訓練受講者の再就職の機会を拡大を図るため、訓練内容、種類の弾力化を図り、各種資格の取得などの便宜を与えるとともに、労働市場等の情報、分析等を含め、職業安定機関との連携を一層密にすること。

七、継続した技能習得を可能にするため、技能検定の多段階化と内容の整備の検討を行うとともに、受検の促進に努めること。

また、営利を目的としない法人等が行う認定職業訓練に対する援助、助成を充実するよう努めること。

八、中央及び都道府県職業能力開発協会並びに公共職業訓練施設の運営、職業能力開発推進者の選任等について、労働者の意見が十分反映されるよう努めること。

九、職業訓練を通じての国際協力を充実するため、職業訓練担当者の海外派遣及び海外労働者の受入体制を強化し、計画的な訓練の実施を図るとともに、関連施設、設備の充実等の総合的対策を講ずること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(遠藤政夫君) ただいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

す。

本附帯決議案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠藤政夫君) 全会一致と認めます。よって、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山口労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山口労働大臣。

○国務大臣(山口敏夫君) ただいまの附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、努力してまいれる所存であります。

○委員長(遠藤政夫君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤政夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤政夫君) 次に、育児休業法案(参議院第三号)を議題といたします。

発議者永八重子君から趣旨説明を聴取いたします。永八重子君。

○永八重子君 ただいま議題となりました育児休業法案につきまして、日本社会党を代表し、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における人口の高齢化は急速に進んでおり、出生率の低下と相まって、来るべき社会の担い手となる児童の健全育成が一層重要な問題となっております。

また、近年、婦人の職場進出は目覚ましく、一九八四年には、雇用されて働く婦人の数は、千五百十八万人に達し、そのうち有配偶者が約六割を占めるに至っており、今後も乳幼児を持ちながら働く婦人の増加が見込まれております。

しかし、働く婦人の職場環境を見ますと、出産後も勤務する意思を持ちながら、育児のために職場を離れなければならない例が多く見られ、一度

離職すると再就職が難しく、また、不利な労働条件を余儀なくされる場合が多い実態にあります。

この職業と家庭生活との調和の問題に対処するためには、保育施設の整備充実とあわせて育児休業制度の普及が不可欠となっております。

現在、我が国では、公務員である女子教員、看護婦、保母等については、育児休業が制度化され、対象範囲が限られておりますが、国家公務員について、その利用状況を見ますと、対象者に対する利用率は一九八二年度で五二・七％となっております。

また、勤労婦人福祉法は、勤労婦人の育児休業の実施について事業主の努力義務を規定しております。しかし、一九八一年では三十人以上規模の事業所で育児休業を実施している事業所はわずかに一四・三％にすぎません。しかも、この数字は教員を含んでいるものであり、一般事業所はさらに低いものとなっております。

〔委員長退席、理事佐々木満君着席〕

一方、ヨーロッパ諸国では、多数の国において育児休業制度が立法化され、働く婦人の人権と母子福祉、育児についての手厚い配慮がなされております。

一九八〇年に我が国が署名した国連の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、「子の養育には男女及び社会全体がともに責任を負うことが必要であることを認識」と述べております。

また、ILOも、一九八一年に男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び勧告を採択しており、その勧告では「両親のうちのいずれかは、出産休暇の直後の期間内に、雇用を放棄することなく、かつ、雇用から生ずる権利を保護された上、休暇(育児休業)をとることができるべきである」とうたっておりますが、現在、これらの理念が世界共通の認識となるに至っております。

しかるに、本日審議議となりました雇用機会均等法には、「育児休業の実施その他の育児に関

する便宜の供与を行うように努めなければならぬ。との規定のみであります。

かかる実情の中で、すべての労働者を対象とする所得保障を伴う育児休業制度を早急に確立する必要があります。

これが、ここに、育児休業法案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、子を養育する労働者に育児休業を保障することにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進を図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的としております。

第二に、使用者は、父または母である労働者がその一歳に満たない子を養育するための休業を請求したときは、その請求を拒んではならないものとしております。ただし、共働きである父母の一方が育児休業をするとき、または一方が家事専従でその子を養育できるときは、重ねて他方が育児休業をすることを拒むことができることとしております。

第三に、これが、最低の労働基準として遵守されるための必要な規定を設け、また、育児休業を理由とする不利益取り扱いの禁止を規定しております。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕

第四に、育児休業期間中の給付については、別に法律で定めるところにより、賃金の額の六割に相当する額の給付を行うこととしております。

なお、この法律は、公務員を含めた全労働者に適用されますが、公務員関係規定の整備等は、別に法律で定めることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(遠藤政夫君) 次に、育児休業法案(参議院第四号)を議題といたします。

発議者中西珠子君から趣旨説明を聴取いたします。中西君。

○中西珠子君 ただいま議題となりました育児休業法案につきまして、公明党・国民会議を代表し、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、既婚婦人の就労が著しく増加し、昭和五十八年には女子就業者は二千二百六十三万人を数え、非農林女子雇用者は千四百七十五万人で、このうち有配偶者、いわゆる共働きの妻は八百七十七万人となっております。このような婦人労働者の増加が保育需要を増加させ、保育所の数も年々ふえて、昭和五十九年四月一日現在では全国で二万二千八百八十一カ所となりましたが、婦人の就労形態の多様化、通勤時間の延長、また核家族が総世帯の六割以上を占めるに至った家族構成の変化などにより、延長保育、夜間保育、ゼロ歳児保育に対する要望が高まっているにもかかわらず、午後七時ごろまでの延長保育を行っている保育所は全国で二百九十七カ所、午後十時ごろまでの夜間保育を行っているところは全国で十七カ所にすぎません。産休明け保育やゼロ歳児保育を行う公立保育所は皆無に等しく、ベビーホテルの繁栄の陰に乳児の悲惨な事故が後を絶たない状況です。

このような状況のもとで我が国の出生率は近年激減し、昭和五十八年には人口千人につき一二・七にまで低下しています。六十五歳以上の人口の総人口に対する比率は、十五年先には一五・五前後となり、二十五年先には、二十歳から五十九歳までの生産年齢人口は四九・八%となり総人口の半数を割ると予測されています。

かくも急ピッチで人口の高齢化が進んでいる我が国において、婦人が経済社会活動の担い手として一層職場に進出せねばならないことは明らかであります。

あります。しかしながら、共働きの妻は家事育児と職業生活の両立が困難であり、また育児のため退職をすれば不利となるような状況では、子供を持つことをためらい、出生率は一層減少することになりましよう。働きながら安心して健全な次の世代を産み育てることが可能な環境をつくらなければならない、我が国の永続的な発展は阻害されるのではないかと危惧されます。

雇用を継続しながら一定期間休業し、育児に専念できるように、所得保障付きの育児休業制度を確立することこそ、労働者の福祉の向上と次の世代の健全な育成のためにも、また国としての人口対策の見地からも緊急課題であると考え、この法案を立案いたしました。

最近の離婚率の上昇、交通事故死の増加などにより父子家庭が急増し、昭和五十五年で既に三十万世帯を突破している状況から見ると、女子労働者のみならず、男子労働者にも育児休業がとれる権利を与える必要があると考え、この法案は男女労働者いづれにも育児休業を請求する権利を確保しています。ヨーロッパでは既にスウェーデン、ノルウェー、フィンランド、フランス、イタリア、スペイン等が男女双方に育児休業請求権を与える法律を制定しています。

ILOの百五十六号条約すなわち家族の責任を有する男女労働者の機会均等と平等待遇に関する条約第三条は、家族的責任を有する者が、差別を受けることなく、またできる限り就業にかかわる責任と、家族的責任との相克を防ぎながら、就業の権利を行使できるようにすることを国家の方針とするよう求めています。また、同名の百六十五号勧告は、両親のうちいずれかの者は、出産休暇の直後の期間に親として育児に専念する休暇をとる可能性を有すべきである。ただし雇用を放棄することなくかつ雇用から生ずる権利が保護されるものとすると言っています。このような休暇や育児休業の普及には、育児休業制度の法制化が絶対必要であると痛感いたしました。ここに育児休業法案を提出する次第であります。

次にこの法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、子を養育する労働者に育児休業制度を設けることにより、労働者の雇用の継続を確保し、あわせて、子の健全な育成に資することを目的とすると定めております。

第二に、育児休業とは、労働者がその一歳に満たない子を養育する為の休業をいうと定義し、育児休業は一定の期間を定めて請求するものとしております。請求は育児休業期間の始まる一カ月前にすることとし、期間の延長の請求も同様とします。

第三に、使用者は父または母である労働者が育児休業を請求したとき、また育児休業期間の延長や短縮を請求したときは拒んではならないと規定しています。ただし、共働きの場合、他の一方が育児休業をしている期間は拒むことができるとし、また、両親の一方が無職で家庭にいる場合は、疾病、負傷、出産、その他やむを得ない理由でその子を養育できない期間を除き、拒むことができることとしています。しかし、多胎出産の場合は、共働きの父母双方が同時に育児休業をすることができるとし、この場合に妻が専業主婦であっても、父親の労働者が育児休業をすることができるとしてしております。

第四に、育児休業中は労働協約により賃金を支払う定めのある場合を除き、原則として無給としております。しかし、労働者の生活の安定と子の健全な育成に資するため、別に法律で育児休業基金を設け、この基金から当該労働者の賃金の額の百分の六十に相当する額の育児休業手当を支給することとしております。

育児休業基金はスウェーデンの両親保険のようなものを考えておりますが、社会保険方式をとることを考慮してただいまやっております。別の法律でこれはお出しいたします。

第五は、この法律で定める育児休業に関する基準は最低の基準とし、この基準に達しない労働契約は関係部分について無効としたしております。

さらに、年次有給休暇の日数算定上、育児休業期間は欠勤とみなさないことにしています。また、不利益取り扱いの禁止事項を設け、使用者は育児休業を理由として労働者に対し解雇、その他不利益な取り扱いをしてはならないものとしています。

第六は、この法律の規定に違反する事実のあるときは、労働者は都道府県労働基準局長、労働基準監督署長、または労働基準監督官に申告することができ、労働基準監督官等には報告徴収及び立入検査の権限を認め、この法律の違反については労働基準監督官は刑事訴訟法の規定による司法警察官の職務を行うものとしています。

第七に、この法律の適用対象は公務員を含み、船員以外のすべての労働者としています。なお、船員の育児休業については別に法律で定めることにしています。

また、この法律の実効性を確保するため所要の罰則を設けております。あわせて関係法律の改廃整備も行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(遠藤政夫君) 次に、林業労働法案(参第五号)を議題といたします。

発議者目黒今朝次郎君から趣旨説明を聴取いたします。目黒君。

○委員以外の議員(目黒今朝次郎君) たいい議題となりまして林業労働法案につきまして、日本社会党を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の森林は、国土面積の七〇%に当たる約二千五百万ヘクタールを占めておりますが、このうち人工林の面積は約一千万ヘクタールに及びそ

の蓄積は十億立方メートルと全森林蓄積の四割を超えて達しております。

この豊かな森林は木材などを生産し、建設資材、家具、紙などの形で国民の生活必需品の供給を担う等の経済的機能を果たしているほか、国土保全、水資源の涵養、大気の浄化、自然環境保全、保健休養等の多面的な公益的機能など、はかり知れない重要な役割を果たしております。殊に、国土開発に伴う山地災害の多発化、水需要の増大さらには都市への人口集中などによる生活環境の悪化等から、森林の公益的機能の充実が一層重要になっております。

しかしながら、森林、林業を取り巻く情勢は近年非常に厳しく、危機的な状態を強めております。すなわち、木材需要の七〇%に及ぶ外材輸入と住宅建設の大幅な落ち込み等による国産材需要の不振、山村の過疎化の進行による林業労働者の減少等により、森林資源の保全、管理機能は著しく低下しております。このため、造林の育成に不可欠の除伐、間伐の立ちおくれ、脆弱な森林の増加さらには山地崩壊、水害などの国土災害の危険性の増大、水資源の不足といった状況を生じさせておるのであります。

二十一世紀へ向けて、人類が避けて通れない課題は資源と環境だと言われます。我が国においては、まさに林業こそが森林の育成を通してこの二つの課題にこたえ得るのであります。そして、この森林の育成に不可欠なのは、その生産の担い手である林業労働者の安定的維持と確保であります。ところで林業労働者、とりわけ民間林業労働者の置かれている労働の実態は、極めて憂慮すべきものになっております。すなわち、民間林業労働者は季節的、短期的雇用が多いため不安定であり、健康保険、厚生年金等被用者保険の適用はごく少数であり、賃金は他産業に比べて低く、出来高払い制のため労働強化を強いられ、振動病の罹患者は毎年増加するという状況にあります。また、労働基準法が適用されないなど、まさに労働過酷な労働条件のもとで重労働に従事しております。

このような民間林業労働者の労働環境のもとでは、新規卒業者や若年労働者の就労は皆無に等しく、労働力の高齢化、女子化が進んでおり、このまま推移するならば我が国の森林、林業の危機的状況は一層深刻なものとなることは明白であります。

世界的な森林の減少による環境変化が懸念されている中で、今後我が国が森林の管理を適正に実行し、国産材の供給能力を飛躍的に向上させ、国産材時代への展望を切り開いていくためには、何れにしてもその生産労働力の確保対策が重要であります。

しかるに、現行労働関係の諸法律やその運用のみでは、林業労働の特質から来る諸問題は解決し得ないところであります。したがって、民間林業労働者の雇用安定、労働条件の改善、安全衛生、福祉面での施策の整備、充実等のためには林業労働の特質を踏まえた新たな立法が必要であります。これが日本社会党が林業労働法案を提案する理由であります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講ずることにより、林業労働者の地位の向上を図るとともに、山村地域の振興に寄与することを目的としております。

第二は、林業労働計画の策定であります。すなわち、労働大臣は本法の目的を達成するための基本となるべき事項について、五年ごとに全国林業労働計画を策定し、都道府県知事は全国林業労働計画に即して、毎年市町村長が策定した市町村林業労働計画に基づいて、都道府県林業労働計画を策定することとしております。市町村長が策定する市町村林業労働計画では、林業の事業の量、林業労働者の雇用の安定及び福祉の増進に必要必要な事項について規定し、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮することとしております。

第三に、専業労働者とは常用労働者以外の林業労働者で、一年間に通常九十日以上雇用される者をいい、兼業労働者とは、常用労働者及び専業労働者以外の林業労働者で、時期を定めて一年間に通常三十日以上雇用される者をいうこととしておりますが、公共職業安定所長は、林業労働者について、専業労働者及び兼業労働者別に林業労働者登録簿に登録するとともに、林業事業者の届け出に基づき、林業事業者登録簿を作成することとしております。また、林業事業者は、公共職業安定所の紹介を受けて雇入れた者でなければ、林業労働者として林業の業務に使用してはならないものとしております。

第四に、林業労働者に対して、一年間のうち最低限の雇用が確保されなかった場合及び本年度雇用実績が前年度雇用実績を下回った場合において、雇用の安定を図るため、雇用保障手当を支給することとしております。雇用保障手当の費用については、一定規模以上の森林所有者、林業事業者及び登録林業労働者から納付金を徴収することにより、国が費用の三分の一を補助することとしております。

第五に、振動機械を使用する登録林業労働者等について、定期及び特殊の健康診断を義務づけるとともに、振動障害を予防するため、出来高払い制の禁止、振動機械の操作時間の規制等を行うこととしております。また、振動障害者の福祉増進のため、国は療養施設等の設置、軽快者の雇用安定のための助成、援助、職業転換希望者に対する職業訓練等について、それぞれ適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととしております。

その他、政府は、労働保険及び社会保険制度について検討を加え、その結果に基づき速やかに必要な措置を講ずるものとし、また、労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定を、林業労働者にも適用するために、労働基準法の一部改正を行うことのほか、監督、罰則等について所要の規定を設けることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

あります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

〔参照〕

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案(佐々木満君提出)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第一条の改正規定中「雇用」を「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用」に改める。

第一条のうち第二条の改正規定中「女子労働者は」を「女子労働者は」に、「女子労働者が」を「この法律の規定による女子労働者の福祉の増進は、女子労働者が」に改め、「図る」に「の下に」「配慮されるものとする」を「することをその本旨とする」に加える。

第一条のうち第四条の改正規定中「が具現されるように配慮して」を「に従って」に改める。

〔検討〕

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

るものとする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案(安武洋子君提出)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案の全部を次のように修正する。

雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保等女子労働者の権利の保障に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 性別を理由とする差別の禁止(第四条―第七条)

第三章 監督等(第八条―第十八条)

第四章 不服申立て(第十九条―第二十条)

第一節 中央男女雇用平等委員会(第二十一条―第二十九条)

第二節 地方男女雇用平等委員会(第三十条―第三十三条)

第三節 審査請求の手続(第三十四条―第五十条)

第五節 再審査請求の手続(第五十一条)

第六章 罰則(第五十二条―第五十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者の募集及び採用、賃金、配置、昇進、福利厚生、定年、退職、解雇その他の労働条件、職業紹介、教育訓練等について、使用者等が労働者に対して性別を理由とする差別をすることを禁止するとともに、その差別を迅速かつ適正な手続により是正するため必要な措置を講ずることにより、雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保を図ることを目的とする。

ことを目的とする。

(基本理念)

第二条 およそ性別を理由とする差別は、人間の尊厳と基本的人権を侵害するものであり、かつ、経済及び社会の発展を阻害するものであることにかんがみ、すべて女子は、雇用における機会及び待遇について、性別を理由とする差別を受け得ることがあつてはならない。

(定義)

第三条 この法律において「労働者」又は「使用者」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条又は第十条に規定する労働者又は使用者をいう。

2 この法律において「労働者委員」、「使用者委員」及び「公益委員」とは、中央男女雇用平等委員会又は地方男女雇用平等委員会の委員のうち、それぞれ、労働者、使用者及び公益を代表する委員をいう。

第二章 性別を理由とする差別の禁止

第四条 使用者は、募集若しくは採用又は賃金、配置、昇進、福利厚生、定年、退職、解雇その他の労働条件について、性別を理由とする差別(母性の保護を目的とする措置を理由とする差別を含む。以下同じ)をしてはならない。

第五条 公共職業安定所(職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。)及び同法の規定により許可を受け又は届出をして職業紹介事業を行う者並びに地方運輸局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三十九条の地方運輸局長をいい、海運監理部長(同法第四十二条の海運監理部長をいう。)を含む。)及び船舶職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)の規定により許可を受けて船舶職業紹介事業を行う者(第十条第一項において「職業安定機関」という。)は、職業安定法又は船舶職業安定法に規定する職業紹介又は職業指導について、性別を理由とする差別をしてはならない。

第六条 労働者としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を行うものは、その行う教育訓練について、性別を理由とする差別をしてはならない。

(準拠すべき基準)

第七条 労働大臣は、中央男女雇用平等委員会の意見を聴いて、性別を理由とする差別の禁止につき準拠すべき基準を定めるものとする。

第三章 監督等

第八章 婦人主管局長(労働省の内部部局として置かれる局で女子に特殊な労働問題に関する事務を所掌するものをいう。次項において同じ。)及び都道府県婦人少年室に雇用平等監督官を置く。

は職業指導について、性別を理由とする差別をしてはならない。

(教育訓練についての差別の禁止)

第六条 労働者としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を行うものは、その行う教育訓練について、性別を理由とする差別をしてはならない。

(準拠すべき基準)

第七条 労働大臣は、中央男女雇用平等委員会の意見を聴いて、性別を理由とする差別の禁止につき準拠すべき基準を定めるものとする。

第三章 監督等

(監督機関)

第八章 婦人主管局長(労働省の内部部局として置かれる局で女子に特殊な労働問題に関する事務を所掌するものをいう。次項において同じ。)及び都道府県婦人少年室に雇用平等監督官を置く。

2 婦人主管局長(婦人主管局長の長をいう。以下同じ。)及び都道府県婦人少年室長は、雇用平等監督官をもつて充てる。

3 雇用平等監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

4 雇用平等監督官を罷免するには、労働基準法第九十九条第四項の労働基準監督官等分限審議会の同意を必要とする。

第九条 婦人主管局長、都道府県婦人少年室長及び雇用平等監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(雇用平等監督官の権限)

第十条 雇用平等監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場その他の施設に立ち入り、使用者等(使用者、職業安定機関及び第六条に規定する教育訓練を行うものをいう。以下同じ。)労働者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、雇用平等監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し

なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一條 雇用平等監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察員の職務を行う。

（労働者の申告）

第十二條 労働者（労働者とならうとする者及び労働者であつた者を含む。第十六條第一項並びに第十九條第一項及び第三項において同じ。）は、第四條から第六條までの規定に違反する差別があるときは、その旨を都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官に申告することができる。

2 前項に規定する申告があつたときは、都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官は、事件について必要な調査をしなければならない。

（是正勸告）

第十三條 都道府県婦人少年室長は、第四條から第六條までの規定に違反する差別があると認めるときは、使用者等に対し、その差別を是正するため必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

（公表等）

第十四條 都道府県婦人少年室長は、使用者等が、正当な理由がなく、前條の規定による勧告（募集又は採用に係るものに限る。次項において同じ。）に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 公共職業安定所又は地方運輸局長は、前條の規定による勧告に従わない使用者等の事業所に係る求人申込みを受理せず、又は既に受理した当該申込みに係る職業紹介をしないことができる。

（是正命令等）

第十五條 都道府県婦人少年室長は、使用者等が、第十三條の規定による勧告（募集及び採用

に係るものを除く。）に従わないときは、当該使用者等に対し、その差別を是正するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 前項の場合において、使用者等が同又は地方公共団体の機関であるときは、都道府県婦人少年室長は、その機関に対し、同項の処分代替として、必要な措置を執るべきことを指示するものとする。

（労働者の申請）

第十六條 第四條から第六條までの規定に違反する差別をされたと考える労働者は、都道府県婦人少年室長に対し、労働省令で定めるところにより、適当な措置を執るべきことを申請することができる。

2 前項の申請を受けた都道府県婦人少年室長は、相当の期間内に、適当な措置を執り、又は措置を執らないときはその旨を決定しなければならない。この場合においては、その申請をした者に対し、速やかに、措置を執つたときはその内容を、措置を執らない旨の決定をしたときは理由を示してその旨を、通知しなければならない。

（報告等）

第十七條 都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（労働基準監督機関等の協力）

第十八條 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長若しくは労働基準監督官又は地方運輸局長若しくは船員労働官（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百五條の船員労働官をいう。）は、婦人主管局長、都道府県婦人少年室長又は雇用平等監督官の行うこの法律の施行に関する事務が円滑かつ効果的に行われるように緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第四章 不服審査

第一節 不服申立て

（不服申立て）

第十九條 第十五條第一項の規定による処分不服がある使用者等若しくは労働者又は同條第二項の規定による指示若しくは第十六條第二項の規定による決定（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）にいう「処分」に含まれるものとする。）に不服がある労働者は、地方男女雇用平等委員会に対して審査請求をすることができる。

2 第十六條第一項の申請に対する不作為（行政不服審査法第二條第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。）についての審査請求については、前項と同様とする。

3 地方男女雇用平等委員会の裁決（前項の審査請求の裁決を除く。）に不服がある使用者等又は労働者は、中央男女雇用平等委員会に対して再審査請求をすることができる。

4 前項の再審査請求は、同項の者が第一項の審査請求をしなかつたときにおいても、することができる。

5 第一項及び第二項の審査請求並びに第三項の再審査請求については、行政不服審査法第二十五條及び第二十七條から第三十一條まで（同法第五十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第二十條 第十五條第一項の規定による処分、同條第二項の規定による指示若しくは第十六條第二項の規定による決定（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）にいう「処分」に含まれるものとする。）又はこれらについての審査請求の裁決の取消しの訴えは、その処分、指示若しくは決定又は裁決についての再審査請求に対する中央男女雇用平等委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項の場合における審査請求の裁決の取消しの訴えについては、行政事件訴訟法第八條第二項の規定を準用する。

第二節 中央男女雇用平等委員会

（設置等）

第二十一條 第十九條第三項の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、労働大臣の所轄の下に、中央男女雇用平等委員会（以下「中央委員会」という。）を置く。

2 中央委員会は、第七條に規定する基準について労働大臣に建議することができる。

（組織）

第二十二條 中央委員会は、労働者委員、使用者委員及び公益委員各四人をもつて組織する。

2 労働者委員、使用者委員及び公益委員は、それぞれ男女同数とする。

3 中央委員会に会長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 会長は、会務を総理し、中央委員会を代表する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された者が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員は、常勤とすることができる。

（委員の任命）

第二十三條 労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて雇用における男女の平等取扱いの推進に関し識見を有する者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて同項に定める資格を有する者のうちから公益委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が

得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(欠格事由)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(任期等)

第二十五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、その委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(失職及び罷免)

第二十六条 委員が第二十四条各号の一に該当するに至ったときは、その職を失う。

2 中央委員会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認められたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(服務)

第二十七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長となつてはならない。

3 公益委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 常勤の公益委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除く

ほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(会議)

第二十八条 中央委員会は、会長が招集する。

2 中央委員会は、労働者委員、使用者委員及び会長を含む公益委員各二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 中央委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 中央委員会が第二十六条第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く出席委員の全員の一致がなければならない。

5 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第二十二條第五項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(給与)

第二十九条 委員の給与は、別に法律で定める。

第三節 地方男女雇用平等委員会
(設置等)

第三十条 第十九条第一項及び第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、労働大臣の所轄の下に、都道府県ごとに地方男女雇用平等委員会(以下「地方委員会」という。)を置く。

2 地方委員会の名称及び位置は、政令で定める。

(組織)

第三十一条 地方委員会は、労働者委員、使用者委員及び公益委員各四人、各六人、各八人又は各十人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

2 労働者委員、使用者委員及び公益委員は、それぞれ男女同数とする。

3 地方委員会に会長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。

4 会長は、会務を総理し、地方委員会を代表する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された者が、その職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第三十二条 労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の意見を聴いて雇用における男女の平等取扱いの推進に関し意見を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

(中央委員会に関する規定の適用)

第三十三条 第二十四条から第二十九条までの規定は、地方委員会及びその委員について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「第二十四条各号」とあるのは「第三十三条において準用する第二十四条各号」と、同条第二項及び第二十七條第四項中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、第二十八條第二項中「各二人以上」とあるのは「一定数のそれぞれ二分の一以上の委員」と、同条第四項中「第二十六條第二項」とあるのは「第三十三條において準用する第二十六條第二項」と、「前項」とあるのは「第三十三條において準用する第二十八條第三項」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第三十三條において準用する第二十八條第二項」と、「第二十二條第五項」とあるのは「第三十一條第五項」と読み替えるものとする。

第四節 審査請求の手續

(管轄地方委員会)
第三十四条 第十九条第一項又は第二項の規定による審査請求は、原処分(第十五條第一項の規定による処分、同条第二項の規定による指示又は第十六條第二項の規定による決定をいう。以下同じ。)又は同条第一項の申請に対する不作為に係る都道府県婦人少年室長の所属する都道府県婦人少年室の所在地の都道府県に置かれた地

方委員会に対してするものとする。

(合議体)

第三十五条 地方委員会による審査請求の事件の処理は、地方委員会が指名する四人以上の公益委員をもつて構成する合議体で行う。

2 前項の合議体は、同項の公益委員の半数以上の公益委員が出席しなければ、同項の事件を取り扱うことができない。

第三十六条 前条第一項の合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が審査長となり、その他のものにあつては、地方委員会の指名する審査員が審査長となる。

(合議)

第三十七条 第三十五条第一項の合議体の決定その他の判断は、合議によらなければならない。

2 前項の合議は、出席審査員(審査長を含む。)の過半数の意見により決し、可否同数のときは、審査長の決するところによる。

3 第一項の合議は、公開しない。

4 第三十五條第一項の合議体は、第一項の合議に先立つて、審理に参与した使用者委員及び労働者委員の出席を求め、その意見を聴かなければならない。ただし、出席がない委員については、この限りでない。

5 第一項の合議は、前項の意見を尊重してしなければならない。

(審査請求の公告)

第三十八条 地方委員会は、審査請求を受理したときは、政令で定めるところにより、審査請求の要旨を公告しなければならない。

(審理の期日及び場所)

第三十九条 地方委員会は、審理の期日及び場所を定め、審査請求人、原処分又は第十六條第一項の申請に対する不作為に係る都道府県婦人少年室長及び参加人(以下これらの者を「当事者」という。)に通知しなければならない。

(代理人及び補佐人)

第四十条 当事者は、弁護士又は地方委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 当事者又は代理人は、地方委員会の承認を得て補佐人とともに出頭することができる。

(審理への参与)

第四十一条 使用者委員及び労働者委員は、審理に参与することができる。

(迅速な処理)

第四十二条 地方委員会は、第十九条第一項又は第二項の規定による審査請求があつたときは、遅滞なく審査を開始し、できる限り速やかに事件の処理を図るよう努めなければならない。

(審理の公開)

第四十三条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立てがあつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮)

第四十四条 審理の指揮は、審査長が行う。

(意見の陳述等)

第四十五条 当事者及びその代理人は、審理の期日に出席して意見を述べることができる。

2 前項の場合には、審査請求人又は参加人は、地方委員会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(審理のための処分等)

第四十六条 地方委員会は、審理を行うため必要な限度において、当事者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審尋し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業場その他の施設に立ち入り、使用者、労働者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

ること。

2 地方委員会は、審査員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 地方委員会は、当事者の申立てにより第一項第四号の処分をしようとするときは、その日時及び場所をその申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

5 当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審尋に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、又は同項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、地方委員会は、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

6 第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(費用の弁償)

第四十七条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

(調査)

第四十八条 地方委員会は、審理の期日における経過について、調査を作成しなければならない。

2 当事者は、前項の調査を閲覧することができる。

(不服申立ての制限)

第四十九条 この節の規定に基づいて地方委員会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(政令への委任)

第五十条 この節に定めるもののほか、審査請求

の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 再審査請求の手續

(審査請求に關する規定の準用)

第五十一条 第三十五条から前条までの規定は、中央委員会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「地方委員会が指名する四人以上の公益委員」とあるのは「公益委員の全員」と、第三十九条及び第四十五条第二項中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と、第四十四条中「審査長」とあるのは「会長」と、第四十六条第二項及び第三項中「審査員」とあるのは「公益委員」と、第四十七条中「前条第一項第一号若しくは第二項」とあるのは「第五十一条において準用する第四十六条第一項第一号若しくは第二項」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第五十一条において準用する第四十六条第一項第三号」と読み替へるものとする。

第五章 補則

(不利益取扱いの禁止)

第五十二条 何人も、第十二条第一項の申告若しくは第十三条第一項の申請をしたこと、同項の申請に対する不作為について行政不服審査法第七條の異議申立てをしたこと、第十九条第一項若しくは第二項の審査請求若しくは同条第三項の再審査請求をしたこと又は地方委員会若しくは中央委員会が行う審査請求若しくは再審査請求に係る審理のために証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをされない。

第六章 罰則

第五十三条 第二十七条第一項(第三十三条において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十萬元以下の罰金に処する。

一 第四条(定年、退職及び解雇に係る部分に限る)の規定に違反した者

二 第十五条第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十二条の規定に違反して不利益な取扱いをした者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、三十萬元以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第十七条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

三 第四十六条第一項第一号又は第二項(第五十一条において準用する場合を含む)の規定による処分に違反して出頭せず、審尋に対して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

四 第四十六条第一項第二号(第五十一条において準用する場合を含む)の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない者

五 第四十六条第一項第三号(第五十一条において準用する場合を含む)の規定による鑑定に際し虚偽の鑑定をした者

六 第四十六条第一項第四号又は第二項(第五十一条において準用する場合を含む)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第五十六条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第五十四条又は前条(第五号を除く)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する

場合には、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。ただし、附則第五條(労働基準法第百條の二及び第百二十條第四號の改正規定に限る)、附則第六條第一項、附則第七條及び附則第十五條(労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二號)第四條第三十號の次に二號を加える改正規定並びに同法第四條第三十二號及び第三十四號並びに第九條第一項の改正規定に限る)の規定は、公布の日から施行する。

(任命のために必要な行為)

第二条 第二十三條第一項の規定による中央委員会の委員の任命又は第三十二條の規定による地方委員会の委員の任命のために必要な行為は、前條の規定にかかわらず、この法律の施行前においても、行うことができる。

(最初に任命される公益委員の任命についての特例)

第三条 この法律の施行後最初に任命される中央委員会の公益委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十三條第二項及び第三項の規定の例による。

(最初に任命される委員の任期の特例)

第四条 この法律の施行後最初に任命される中央委員会の委員の任期は、第二十五條第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、労働者委員、使用者委員及び公益委員のうち各一人は一年、各一人は二年、各二人は三年とする。

2 この法律の施行後最初に任命される地方委員会の委員の任期は、第三十三條において準用する第二十五條第一項本文の規定にかかわらず、

労働大臣の指定するところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。

一 当該地方委員会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各四人の場合 各一人は一年、各一人は二年、各二人は三年

二 当該地方委員会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各六人の場合 各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年

三 当該地方委員会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各八人の場合 各二人は一年、各三人は二年、各三人は三年

四 当該地方委員会の労働者委員、使用者委員及び公益委員の定数が各十人の場合 各三人は一年、各三人は二年、各四人は三年

(労働基準法の一部改正)

第五条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項中「六週間」の下に「(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)」を加え、同條第三項中「六週間」を「八週間」に、「但し」を「ただし」に、「五週間」を「六週間」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第六十五條の二 使用者は、妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子が請求した場合において、第三十三條第一項及び第三項並びに第三十六條の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日労働をさせてはならない。

第九十九條第四項及び第百條第一項中「労働基準監督官分限審議会」を「労働基準監督官等分限審議会」に改める。

第百條の二中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改め、「及び年少者」を削る。

第百十九條第一号中「第六十六條」を「から第六十六條まで」に改める。

第百二十條第四号中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改める。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律(附則第一條ただし書に掲げる規定については、当該各規定。次条及び附則第十六條において同じ)の施行前に前條の規定による改正前の労働基準法(これに基づく命令を含む)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同條の規定による改正後の労働基準法(これに基づく命令を含む)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子については、前條の規定による改正後の労働基準法第六十五條第二項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に前條の規定による改正前の労働基準法第六十五條第二項ただし書の規定により就業するに至つた女子で、この法律の施行の際産後六週間を経過していないものについては、前條の規定による改正後の労働基準法第六十五條第二項の規定は、適用しない。

第七条 この法律の施行前にした行為及び前條第三項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第八条 健康保険法(大正十一年法律第七十號)の一部を次のように改正する。

第五十條第二項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠の場合に於ては七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

第六十九條の十八第一項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠の場合においては、七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 分べんの日がこの法律の施行の日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前條の規定による改正後の健康保険法第五十條第二項及び第六十九條の

十八第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に分べんの日後労働に服すに至つた被保険者及び被保険者であつた者で、この法律の施行の際同日以後四十二日を経過していないものについては、前條の規定による改正後の健康保険法第五十條第二項及び第六十九條の十八第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第十条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五號)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「人事院規則又は条例でこれより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間」を「多胎妊娠の場合にあつては、十週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。」に、「産後六週間」を「産後八週間」に、「十二週間(人事院規則又は条例でこれより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間)」を「十四週間(多胎妊娠の場合にあつては、十八週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。)」に改める。

第五條中「六週間前」を「六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)前」に、「産後六週間」を「産後八週間」に、「十二週間」を「十四週間(多胎妊娠の場合にあつては、十八週間)」に改める。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行前に前條の規定による改正前の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三條の規定により臨時に任用された者が、この法律の施行の際現に当該臨時の任用により勤務している場合における当該臨時の任用に係る任用の期間は、同條の

規定にかかわらず、前条の規定による改正後の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行前に産後職務に復帰するに至つた国立又は公立の学校又は学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する女子教職員でこの法律の施行の際産後六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めている場合にあっては、当該期間）を経過していないものの出産に際しての当該学校又は施設の教職員の職務を補助させるためにした臨時の任用に係る任用の期間については、なお従前の例による。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正）第十二条 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「出産前六週間」の下に「（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）を加え、」を、「出産後六週間」を「出産後八週間」に改める。

（社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）第十三条 出産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子である被共済職員については、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に出産後社会福祉施設の業務に従事するに至つた女子である被共済職員で、この法律の施行の際出産後六週間を経過していないものについては、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）第十四条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の二 中央男女雇用平等委員会の常勤の公益を代表する委員

第一条第十九号の六の次に次の一号を加える。

十九の六の二 中央男女雇用平等委員会の非常勤の公益を代表する委員

別表第一官職名の欄中「労働保険審査会委員」を「労働保険審査会委員」を「中央男女雇用平等委員会の常勤の公益を代表する委員」に改める。

和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

（労働省設置法の一部改正）第十五条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 雇用における性別を理由とする差別の是正及びこれに関する啓もう宣伝

第四条第三十号の次に次の二号を加える。

三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関することその他勤労青少年の福祉に関すること。

三十の三 雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保等女子労働者の権利の保障に関する法律（昭和六十年法律第三十二号）の施行に関すること。

（労働省設置法の一部改正）第十五条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 雇用における性別を理由とする差別の是正及びこれに関する啓もう宣伝

第四条第三十号の次に次の二号を加える。

三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関することその他勤労青少年の福祉に関すること。

三十の三 雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保等女子労働者の権利の保障に関する法律（昭和六十年法律第三十二号）の施行に関すること。

（労働省設置法の一部改正）第十五条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 雇用における性別を理由とする差別の是正及びこれに関する啓もう宣伝

第四条第三十号の次に次の二号を加える。

三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関することその他勤労青少年の福祉に関すること。

三十の三 雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保等女子労働者の権利の保障に関する法律（昭和六十年法律第三十二号）の施行に関すること。

（労働省設置法の一部改正）第十五条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 雇用における性別を理由とする差別の是正及びこれに関する啓もう宣伝

第四条第三十号の次に次の二号を加える。

三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関することその他勤労青少年の福祉に関すること。

三十の三 雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保等女子労働者の権利の保障に関する法律（昭和六十年法律第三十二号）の施行に関すること。

正するため必要な事項を命ずること。

四十の三 雇用の分野における男女の平等な機会及び待遇の確保等女子労働者の権利の保障に関する法律に基づいて、使用者、労働者その他の関係者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

四十の四 雇用における性別を理由とする差別に関する苦情を処理すること。

第九号第一項中「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十号の二から第三十一号まで、第三十三号」に、「その他婦人及び年少労働者」を「その他婦人労働者」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

この修正の結果必要となる経費
この修正の結果必要となる経費は、初年度約三億二千五百万円の見込みである。

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童扶養手当法の一部を改正する法律案（第百一回国会提出、衆議院継続審査）

（「本号（その二）」に掲載）

児童扶養手当法の一部を改正する法律案（「本号（その二）」に掲載）

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地域福祉保健活動の推進に関する法律案（案）

地域福祉保健活動の推進に関する法律案（「本号（その二）」に掲載）

四月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法改正反対・男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二七六号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二七七号）（第四二七八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四二七九号）（第四二八〇号）（第四二八一号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二八二号）（第四二八三号）（第四二八四号）（第四二八五号）

一、公的年金制度の抜本改善反対に関する請願（第四二八六号）（第四二八七号）（第四二八八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四二八九号）（第四二九〇号）（第四二九一号）（第四二九二号）（第四二九三号）

一、母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二九四号）

一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第四二九五号）

一、年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願（第四二九六号）（第四二九七号）（第四二九八号）（第四二九九号）（第四三〇〇号）（第四三〇一号）

一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第四三〇二号）（第四三〇三号）（第四三〇四号）（第四三〇五号）（第四三〇六号）

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願（第四三〇七号）（第四三〇八号）（第四三〇九号）（第四三一〇号）（第四三一一号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四三二六号）（第四三二七号）（第四三二八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四三二九号）（第四三三〇号）

一、公的年金制度の抜本改善反対に関する請願（第四三三一号）

一、年金制度の改善反対等に関する請願（第四

四月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法改正反対・男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二七六号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二七七号）（第四二七八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四二七九号）（第四二八〇号）（第四二八一号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二八二号）（第四二八三号）（第四二八四号）（第四二八五号）

一、公的年金制度の抜本改善反対に関する請願（第四二八六号）（第四二八七号）（第四二八八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四二八九号）（第四二九〇号）（第四二九一号）（第四二九二号）（第四二九三号）

一、母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二九四号）

一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第四二九五号）

一、年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願（第四二九六号）（第四二九七号）（第四二九八号）（第四二九九号）（第四三〇〇号）（第四三〇一号）

一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第四三〇二号）（第四三〇三号）（第四三〇四号）（第四三〇五号）（第四三〇六号）

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願（第四三〇七号）（第四三〇八号）（第四三〇九号）（第四三一〇号）（第四三一一号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四三二六号）（第四三二七号）（第四三二八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四三二九号）（第四三三〇号）

一、公的年金制度の抜本改善反対に関する請願（第四三三一号）

一、年金制度の改善反対等に関する請願（第四

四月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法改正反対・男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二七六号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二七七号）（第四二七八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四二七九号）（第四二八〇号）（第四二八一号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二八二号）（第四二八三号）（第四二八四号）（第四二八五号）

一、公的年金制度の抜本改善反対に関する請願（第四二八六号）（第四二八七号）（第四二八八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四二八九号）（第四二九〇号）（第四二九一号）（第四二九二号）（第四二九三号）

一、母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二九四号）

一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第四二九五号）

一、年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願（第四二九六号）（第四二九七号）（第四二九八号）（第四二九九号）（第四三〇〇号）（第四三〇一号）

一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第四三〇二号）（第四三〇三号）（第四三〇四号）（第四三〇五号）（第四三〇六号）

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願（第四三〇七号）（第四三〇八号）（第四三〇九号）（第四三一〇号）（第四三一一号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四三二六号）（第四三二七号）（第四三二八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四三二九号）（第四三三〇号）

一、公的年金制度の抜本改善反対に関する請願（第四三三一号）

一、年金制度の改善反対等に関する請願（第四

四月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働基準法改正反対・男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二七六号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二七七号）（第四二七八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四二七九号）（第四二八〇号）（第四二八一号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二八二号）（第四二八三号）（第四二八四号）（第四二八五号）

一、公的年金制度の抜本改善反対に関する請願（第四二八六号）（第四二八七号）（第四二八八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四二八九号）（第四二九〇号）（第四二九一号）（第四二九二号）（第四二九三号）

一、母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願（第四二九四号）

一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第四二九五号）

一、年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願（第四二九六号）（第四二九七号）（第四二九八号）（第四二九九号）（第四三〇〇号）（第四三〇一号）

一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第四三〇二号）（第四三〇三号）（第四三〇四号）（第四三〇五号）（第四三〇六号）

一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願（第四三〇七号）（第四三〇八号）（第四三〇九号）（第四三一〇号）（第四三一一号）

一、労基法改正に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四三二六号）（第四三二七号）（第四三二八号）

一、年金制度の改善に関する請願（第四三二九号）（第四三三〇号）

一、公的年金制度の抜本改善反対に関する請願（第四三三一号）

一、年金制度の改善反対等に関する請願（第四

昭和六十年四月二十五日
【参議院】

- 一、男女平等の労働権を保障するため、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四五〇七号）
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願（第四五〇八号）（第四五〇九号）（第四五一〇号）（第四五一一号）（第四五一二二号）
- 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願（第四五一八号）
- 一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願（第四五二一九号）
- 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願（第四五三〇号）
- 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願（第四五三一号）
- 一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願（第四五三二二号）
- 一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願（第四五三三三号）
- 一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願（第四五三四号）
- 一、労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願（第四五三五号）
- 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願（第四五三六号）
- 一、年金の官民格差是正に関する請願（第四五三七号）
- 一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術に関する請願（第四五三八号）
- 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願（第四五三九号）
- 一、労災被災者の脊髄神経治療技術に関する請願（第四五四〇号）
- 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願（第四五四一号）
- 一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願（第四五四二二号）

一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第四五四三三三)
一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第四五四四四四)
一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第四五四五五五)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五四七七七)
一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第四五四八八八)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四五四九九九)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第四五〇〇〇)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第四五〇一一)
一、労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五〇二二)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五〇三三)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四五〇四四)
一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願(第四五〇五五)
一、年金制度の改善に関する請願(第四五〇六六)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五〇七七)
一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第四五〇八八)
一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第四五〇九九)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第四五一〇〇)

一、年金制度の改悪反対、その改善に関する請願(第四五一〇一)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第四五一〇二)
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第四五一〇三)
一、男女平等の労働権を保障するため、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五一〇四)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第四五一〇五)
一、労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五一〇六)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五一〇七)
一、年金制度の改悪に関する請願(第四五一〇八)
一、年金制度の抜本改悪に反対し、充実改善に関する請願(第四五一〇九)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五一一〇)
一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第四五一一一)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四五一一二)
一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第四五一一三)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第四五一一四)
一、年金制度の改悪反対、その改善に関する請願(第四五一一五)
一、年金制度の改悪反対、その改善に関する請願(第四五一一六)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第四五一一七)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四五一一八)

等法の制定に関する請願(第四六一三八号)(第四六三九号)
一、男女雇用平等法の制定に関する請願(第四六四〇号)
一、年金制度の改善に関する請願(第四六四一四号)(第四六四二二号)(第四六四三三三)
一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第四六四四四号)(第四六四五五五)(第四六四六六六)(第四六四七七七)(第四六四八八八)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四六四九九号)(第四六五〇〇号)(第四六五一一一)(第四六五二二二)(第四六五三三三)(第四六五四四四)(第四六五五五五)
一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第四六五六六号)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第四六五七七七)(第四六五八八八)(第四六五九九九)
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第四六六〇〇号)(第四六六一一一)
一、年金制度の改悪に関する請願(第四六六二二二)(第四六六三三三)(第四六六四四四)(第四六六五五五)(第四六六六六六)(第四六六七七七)
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第四六六八八八)(第四六六九九九)(第四六七〇〇〇)
一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改革に関する請願(第四六七一一一)
一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願(第四六七二二二)
一、在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願(第四六七三三三)
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第四六七四四四)
一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願(第四六七五五五)
一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願(第四六七六六六)
一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改革に関する請願(第四六七七七七)

一、労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願(第四六九一一号)
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第四六九二二号)
一、年金の官民格差是正に関する請願(第四六九三三三)
一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第四六九四四四)
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第四六九五五五)
一、労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第四六九六六六)
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第四六九七七七)
一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願(第四六九八八八)
一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第四六九九九)
一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第四七〇〇〇)
一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第四七〇一一)
一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第四七〇二二)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四七〇三三)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第四七〇四四)
一、年金制度の改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四七〇五五)
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第四七〇六六)
一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第四七〇七七)
一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第四七〇八八)
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第四七〇九九)

一、年金制度の改善に関する請願（第四九〇八号）（第四九〇九号）
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（第四九一〇号）
一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願（第四九一一号）（第四九一二号）
一、年金制度の改悪反対等に関する請願（第四九一三三号）（第四九一四号）（第四九一五号）
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願（第四九一六号）
一、国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願（第四九一七号）
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第四九一八号）（第四九一九号）（第四九二〇号）
一、年金制度の改善に関する請願（第四九四一号）
一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願（第四九四二号）
一、年金制度の改悪反対等に関する請願（第四九四三三号）（第四九四四号）
一、カイロプラクティック・療術師立法化阻止に関する請願（第四九四五号）
一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第四九四六号）（第四九四七号）
一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願（第四九四八号）（第四九四九号）（第四九五〇号）（第四九五一号）
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第四九五二号）（第四九五三号）（第四九五四号）（第四九五五号）
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願（第四九五六号）（第四九五七号）
一、男女雇用平等法の制定に関する請願（第四九五八号）
一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願（第四九五九号）
一、労基法の改悪反対等に関する請願（第四九六〇号）

一、効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第四九六一号）（第四九六二号）（第四九六三号）
一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願（第四九六四号）
一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願（第四九九五号）（第四九九六号）
一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願（第四九九七号）（第四九九八号）
一、在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願（第四九九九号）（第五〇〇〇号）
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願（第五〇〇一号）
一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願（第五〇〇二号）（第五〇〇三号）
一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願（第五〇〇四号）（第五〇〇五号）
一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願（第五〇〇六号）（第五〇〇七号）
一、労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願（第五〇〇八号）（第五〇〇九号）
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願（第五〇一〇号）（第五〇一一号）
一、年金の官民格差是正に関する請願（第五〇一二号）（第五〇一三号）
一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第五〇一四号）（第五〇一五号）
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願（第五〇一六号）（第五〇一七号）
一、労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第五〇一八号）（第五〇一九号）
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願（第五〇二〇号）（第五〇二一号）
一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願（第五〇二二号）（第五〇二三号）
一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願（第五〇二四号）（第五〇二五号）

一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願（第五〇二六号）（第五〇二七号）
一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願（第五〇二八号）（第五〇二九号）
一、労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第五〇三〇号）
一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願（第五〇三三三号）
一、年金制度の改善に関する請願（第五〇三三三号）
一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第五〇三四号）
一、年金制度の改悪反対等に関する請願（第五〇三五号）
一、国民年金制度の改善等に関する請願（第五〇三六号）
一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願（第五〇三七号）
一、稀少難病患者の医療の充実と福祉に関する請願（第五〇三八号）
一、最適な医療と生活の保障に関する請願（第五〇三九号）
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第五〇四〇号）
一、実効のある男女雇用平等法制定に関する請願（第五〇四一号）
一、年金制度の改悪反対等に関する請願（第五〇四二号）（第五〇四三号）（第五〇四四号）
一、効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第五〇四六号）
一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願（第五〇四七号）（第五〇四八号）
一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（第五〇四九号）

一、効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願（第五〇五〇号）（第五〇五一号）（第五〇五二号）（第五〇五三三号）（第五〇五四号）（第五〇五五号）
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願（第五〇五六号）
一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願（第五〇八四号）
一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願（第五〇八五号）
一、在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願（第五〇八六号）
一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願（第五〇八七号）
一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願（第五〇八八号）
一、労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願（第五〇八九号）
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願（第五〇九一号）
一、年金の官民格差是正に関する請願（第五〇九二号）
一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第五〇九三三号）
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願（第五〇九四号）
一、労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願（第五〇九五号）
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願（第五〇九六号）
一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願（第五〇九七号）
一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願（第五〇九八号）
一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願（第五〇九九号）
一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願（第五一〇〇号）

- 一、高齢者の雇用確保に関する請願(第五一〇号)
- 一、年金改悪反対に関する請願(第五一〇二号)(第五一〇三号)(第五一〇四号)(第五一〇五号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五一一五号)
- 一、年金制度の改善に関する請願(第五一一六号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五一一七号)
- 一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第五一一八号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五一一九号)(第五一二〇号)(第五一二二号)(第五一二三号)(第五一二四号)
- 一、国民年金制度の改善等に関する請願(第五一二五号)
- 一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(第五一二五号)
- 一、老人ホームの処遇に関する請願(第五一二六号)
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第五一二七号)(第五一二八号)
- 一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第五一二九号)(第五一三〇号)
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五一三一〇号)(第五一三二号)
- 一、国民年金と厚生年金を統合する国民年金法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第五一三三三号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五一三四号)
- 一、男女雇用平等法の制定に関する請願(第五一四〇号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五一四一四号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五一四二二号)(第五一四三三号)(第五一四四四号)
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第五一四五五号)
- 一、児童扶養手当制度改正反対等に関する請願(第五一四六六号)
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五一四七七号)(第五一四八八号)(第五一四九〇号)
- 一、仲裁裁定の完全実施等に関する請願(第五一五〇号)
- 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第五一五八八号)
- 一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願(第五一五九九号)
- 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願(第五一六〇号)
- 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第五一六一一号)
- 一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願(第五一六二二号)
- 一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願(第五一六三三号)
- 一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第五一六四四号)
- 一、労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願(第五一六五五号)
- 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第五一六六六号)
- 一、年金の官民格差是正に関する請願(第五一六七七号)
- 一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五一六八八号)
- 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五一六九九号)
- 一、労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五一七〇〇号)
- 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第五一七一七号)
- 一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願(第五一七二二号)
- 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第五一七三三号)
- 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第五一七四四号)
- 一、車いす重度身体障害者の終身養老施設に関する請願(第五一七五五号)
- 一、兵庫県の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五一七六六号)
- 一、熊本県の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五一七七七号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五一九六六号)
- 一、労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五一九七七号)
- 一、年金制度の改善に関する請願(第五一九八八号)
- 一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第五一九九九号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五二〇〇〇号)(第五二〇一一号)(第五二〇二二号)(第五二〇三三号)(第五二〇四四号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五二〇五五号)
- 一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(第五二〇六六号)(第五二〇七七号)(第五二〇八八号)
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第五二〇九九号)(第五二一〇〇号)(第五二一一一七号)
- 一、年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(第五二一二二号)
- 一、年金制度の改悪反対、その改善に関する請願(第五二二三三号)
- 一、実効ある雇用平等法制定に関する請願(第五二二四四号)
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五二二五五号)(第五二二六六号)(第五二二七七号)(第五二二八八号)
- 一、労働者生活本位の年金制度改革に関する請願(第五二二九九号)
- 一、最悪な医療と生活の保障に関する請願(第五二四〇〇号)
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五二四一一号)(第五二四二二号)(第五二四三三号)(第五二四四四号)(第五二四五五号)(第五二四六六号)(第五二四七七号)(第五二四八八号)(第五二四九九号)
- 一、実効のある男女雇用平等法制定に関する請願(第五二五〇〇号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五二五一一号)(第五二五二二号)
- 一、年金改悪反対に関する請願(第五二五三三号)
- 一、国立病院・療養所の存続等に関する請願(第五二五四四号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五二五五五号)
- 一、年金制度の改善に関する請願(第五二五八〇号)(第五二五八一一号)(第五二五八二二号)
- 一、国立療養所長寿園の存続等に関する請願(第五二五八三三号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五二五八四四号)

、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第五三三三号)

に反対し、充実強化に関する請願（第五三四二号）

号)(第五三九五号)(第五三九六号)(第五三九

る男女雇用平等法の制定に関する請願（第五

- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五四五二号)
- 一、年金改悪反対に関する請願(第五四五三号)(第五四五四号)
- 一、兵庫県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四五五号)
- 一、より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的拡充に関する請願(第五四五六号)(第五四五七号)(第五四五八号)(第五四五九号)(第五四六〇号)(第五四六一号)(第五四六二号)(第五四六三号)(第五四六四号)(第五四六五号)(第五四六六号)
- 一、佐賀県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四六七号)
- 一、道央五支庁(石狩・空知・後志・日高・胆振)の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四六八号)(第五四六九号)
- 一、静岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四七〇号)(第五四七一号)
- 一、長崎県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四七二号)
- 一、高知県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四七三号)(第五四七四号)
- 一、香川県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四七五号)
- 一、鳥取県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四七六号)(第五四七七号)
- 一、茨城県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四七八号)
- 一、カイロプラクティック・療術師法立法化阻止に関する請願(第五四七九号)
- 一、兵庫県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四八〇号)
- 一、熊本県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五四八一号)
- 一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願(第五四八二号)
- 一、年金制度の改善に関する請願(第五四八三号)
- 一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第五四八四号)(第五四八五号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五四八六号)(第五四八七号)(第五四八八号)(第五四八九号)
- 一、効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五四九〇号)
- 一、国民年金制度の改善等に関する請願(第五四九一号)
- 一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(第五四九二号)(第五四九三号)
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第五四九四号)(第五四九五号)
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五四九六号)(第五四九七号)(第五四九八号)(第五四九九号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五五〇〇号)
- 一、年金改悪反対に関する請願(第五五〇一号)
- 一、兵庫県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五〇二号)(第五五〇三号)
- 一、福岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五〇四号)
- 一、長野県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五〇五号)(第五五〇六号)
- 一、広島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五〇七号)
- 一、佐賀県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五〇八号)
- 一、道東地方の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五〇九号)
- 一、福島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五一〇号)
- 一、京都府内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五一一号)
- 一、埼玉県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五一二号)
- 一、埼玉らんと福祉の拡充等に関する請願(第五五一三号)
- 一、医療保険の抜本改悪反対に関する請願(第五五一四号)
- 一、労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願(第五五一五号)
- 一、労働基準法の改悪反対等に関する請願(第五五一六号)
- 一、年金制度の改善に関する請願(第五五一七号)
- 一、現行労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五五一八号)
- 一、国民の生活破壊につながる年金制度改悪反対に関する請願(第五五一九号)
- 一、国民医療と医療保険制度の改悪反対に関する請願(第五五二〇号)
- 一、年金制度改悪阻止等に関する請願(第五五二一号)
- 七〇号)
- 一、茨城県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五五二二号)
- 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第五五二三号)
- 一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願(第五五二四号)
- 一、在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願(第五五二五号)
- 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第五五二六号)
- 一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願(第五五二七号)
- 一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願(第五五二八号)
- 一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第五五二九号)
- 一、労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願(第五五三〇号)
- 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第五五三一七号)
- 一、年金の官民格差是正に関する請願(第五五三八号)
- 一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術に関する請願(第五五三九号)
- 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五五四〇号)
- 一、労災被災者の脊髄神経治療技術に関する請願(第五五四一号)
- 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第五五四二号)
- 一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願(第五五四三号)
- 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第五五四四号)
- 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第五五四五号)
- 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に

関する請願(第五九六号)

一、島根県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五九八号)

一、熊本県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六〇二号)

一、沖縄県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化・格差是正に関する請願(第五六〇三号)

一、佐賀県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六〇四号)

一、道央五支庁(石狩・空知・後志・日高・胆振)の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六〇五号)

〔請願の内容は本号(その二)に掲載〕

昭和六十年五月二十一日印刷

昭和六十年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第二百二回 参議院 社会労働委員会 會議録第十八号(その二)

〔本号(その一)参照〕

〔小字及び一は衆議院修正〕
児童扶養手当法の一部を改正する法律案
児童扶養手当法の一部を改正する法律
児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条に次の一項を加える。

2 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。

第三条第一項中「別表第一」を「政令」に改める。

第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「義務教育終了前の児童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前に児童をい、同日以後引き続き中学校(盲学校、聾学校又は養護学校の中学部を含む。)に在学する児童を含むものとする。

第四条第一項中「国」を「都道府県知事」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 父が引き続き一年以上遺棄している児童

第四条第一項に次の一号を加える。

六 父が法令により引き続き一年以上拘禁され

ている児童

第四条第三項中「第一項を第一項及び第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六号及び第七号中「別表第二」を「第一項第三号に規定する政令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、父及び母が共にない児童(父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童を含む。)の養育者に対し、手当を支給する。

第四条に次の二項を加える。

15 4 第一項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する児童(同時に同項第二号から第六号までのいづれかに該当する児童を除く。)については、手当は、父母が婚姻を解消した日の属する年の前年(当該手当に係る第六条の認定の請求が当該婚姻を解消した日の属する年の一月一日から五月三十一日までの間に行われた場合にあっては、前々年。以下この項において同じ。)における当該児童の父の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する扶養親族(当該児童を除く。)及び当該父の同法に規定する扶養親族でない児童で当該父が婚姻を解消した日の属する年の前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、父が日本国内に住所を有しないこと、父の所在が長期間明らかでないことその他の特別の事情により母又は養育者が父に当該児童についての扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、この限りでない。

い。

16 5 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
第五号中「三万二千七百円」を「三万三千元」に、第七号中「三万七千七百円」を「三万八千円」に改める。
第六号第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至つた日から起算して五年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七条第一項中「翌月」の下に「(以下この項において「支給開始月」という。)」を、「消滅した日」の下に「又は支給開始月(手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至つた場合においては、初めて受けた認定に係る支給開始月とする。)」の初日から起算して七年(手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至つた場合においては、その該当しなくなった日からその再び該当するに至つた日までの期間を加算するものとする。)」を経過した日の前日(その経過した日の前日においては、義務教育終了前の児童がいる場合においては、義務教育終了前の児童がいなくなった日の前日)のうちいずれか早い日」を加え、同条第四項を削る。

第九条中、「受給資格者」の下に「(第四条第一項第二号又は第四号に該当し、かつ、母が不在児童その他政令で定めるところに該当する養育者を除く。以下この条において同児童)」を加え、「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、「七月までは、」の下に「政令の定めるところにより、その全部又は一部を」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 手当は、受給資格者(前条第二項

に該当する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十二条第一項中「前年」を「前々年」に、「前三条」を「第九条から前条まで」に改め、同条第二項中「受けた者は」の下に「政令の定めるところにより」を加え、「金額を国に」を「金額の全部又は一部を都道府県に」に改め、同項第一号中「当該被災者の当該損害」を「当該被災者(第九条第一項に規定する。以下この項において同じ。)の当該損害」に改め、同項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に依りて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当

第十三条中「第九条」を「第四条第六項の規定は、第九条に、」は、政令で定める」を「について準用する」に改める。

第十八条第三項中「第三十四条を第三十三条に改める。

第二十一条中「行なう」を「行」に改め、同条を第二十一条の二とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(費用の負担)

(費用負担に関する経過措置)

第六 第十條 既認定者等に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。
(手当の支給事務に関する経過措置)

第十二条 既認定者等に係る手当の支給に関する

事務は、政令で定める日までの間は、国が取り扱うものとする。

2 前項の規定による昭和五十九年十一月以前の月分の手当の支払に関する事務については、旧

法第三十二條の規定は、なおその効力を有す

(その他の経過措置の政令への委任)
第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第九
第十三条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第六項中「第四条第三項第三号ただし書を」^{第三}「第四条第四項第二号ただし書」に改

める。

第六十条第六項中「第四条第二項第二号ただし書」を「第四条第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第三項第二号ただし書」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十條第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六 児童扶養手当に要する経費

第十條の四第七号中、「児童扶養手当」を削

る。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

(児童扶養手当に要する経費に係る特例)
第三十六条 児童扶養手当法の一部を改正する

法律(昭和五十九年)法律第 号 附則第十

条に規定する費用については、第十条の規定にかかわらず、国が、その全額を負担する。

第三十七条 削除

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十五条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第四条第三項第三号ただし書」を「第四条第三項第二号ただし書」に改める。

附則第十五項中「第四条第二項第二号ただし書」を「第四条第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)
第十六条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五條の二 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 手当は、毎年四月、八月及び十二月の三期

に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項本文の規定により十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとする。

第十六条中「第七條」を削り、「又は低下し」との下に、「同法第二十三條第一項中『都道府県知事』とあるのは『厚生大臣』と」を〇〇「第九條第二項と」の下に、「金額の全部又は一部とあるのは金額」とを

第二十六條中「第五條第二項」の下に、「第五條の二」を加え、「第七條」を削る。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十三條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條中「第三條第二項第十六号」を「第三條第三項第十五号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條中「第三條第二項第十七号」を「第三條第三項第十六号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十九條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三第四項中「第四條第三項第三

号ただし書」を「第四條第四項第二号ただし書」に改める。

附則第六條第四項中「第四條第二項第二号ただし書」を「第四條第三項第二号ただし書」に、「第三項第三号ただし書」を「第四項第二号ただし書」に改める。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三條第二項第十七号の二」を「第三條第三項第十七号」に、「第四條第三項第三号」を「第四條第四項第二号」に改める。

地域福祉保健活動の推進に関する法律案

地域福祉保健活動の推進に関する法律(目的)

第一条 この法律は、地域福祉保健活動に関し基本となる事項を定め、市町村福祉保健活動推進協議会等を設置して地域福祉保健活動に関する連絡調整等を行い、及び在宅福祉保健事業その他の事業を実施することにより、地域福祉保健活動の推進を図り、もつて国民の福祉及び健康の増進に資することを目的とする。

(地域福祉保健活動の基本原則)

第二条 国民の福祉及び健康は地域における福祉及び保健の水準が向上することにより有効かつ適切に増進されることにかんがみ、地域(都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。))の区域をいう)における住民の福祉及び健康の増進に関する公的機関及び民間団体その他の者による活動(以下「地域福祉保健活動」という)は、

当該地域を通じて住民の福祉及び健康に関する需要を総合的に把握し、それに基づき効率的かつ体系的にサービスを供給するものでなければならず、かつ、住民の福祉及び保健についての関心と理解を深めるよう配慮したものでなければならない。

(地域福祉保健活動の実施における指針)

第三条 地域福祉保健活動は、できる限り、住民がその従前の生活を継続しつつ必要なサービスを受けることができるよう配慮して実施されなければならない。

2 地域福祉保健活動は、公的機関、民間団体その他の者の有機的連携の下に、個人の人格を尊重し、有償サービスの導入も考慮しつつ、相談、訪問サービス、通所サービス及び施設への収容を含むサービスが実施されなければならない。

3 地域福祉保健活動は公的機関により実施されなければならない分野が明確にされなければならない。当該分野に係る活動については、公的機関はこれを不当に民間団体その他の者にゆだねてはならない。

(国、地方公共団体等の責務)

第四条 国は、所得保障、生活環境の整備、福祉及び保健に関する教育の充実等各般の施策を講ずることにより地域福祉保健活動の基盤を整備するとともに、地方公共団体に対し、地域福祉保健活動に関し基本となる方針を示し、及び必要な援助を行うものとする。

2 地方公共団体は、地域福祉保健活動を推進する責務を有する。

3 地方公共団体は、地域福祉保健活動に関し、体系的な供給体制の樹立等必要な施策を積極的に講ずるとともに、効率的な行政組織の整備に努めなければならない。

4 民間団体その他の者は、地域福祉保健活動に関し、国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自ら積極的に活動するよう努めるものとする。

(市町村福祉保健活動推進協議会の設置)
第五条 市町村に、市町村福祉保健活動推進協議会(以下「市町村協議会」という)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村協議会を設置することができる。

(市町村協議会の事務等)

第六条 市町村協議会は、当該市町村における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 地域福祉保健活動の推進に関する基本的事項を調査審議すること。

二 地域福祉保健活動の推進について関係行政機関、民間団体その他の者の相互の連絡調整を図ること。

2 市町村協議会は、前項に規定する事項に關し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)その他関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

3 市町村長その他関係行政機関の長は、前項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

4 市町村協議会は、地域福祉保健活動について、民間団体その他の者に対し、必要な勧告をすることができる。

5 市町村協議会は、その事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(市町村協議会の組織)

第七条 市町村協議会は、当該市町村の条例(第五條第二項の規定により設置された市町村協議会にあつては、規約とする。次条において同じ)で定める定数の委員をもつて組織する。

2 市町村協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の協議の議員

二 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員

三 福祉に関する事業を経営する者

四 医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦その他の医療又は公衆衛生に關し専門的知識を有する者

五 教育に關係のある者

六 福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう)、保健所その他関係行政機関の職員

七 学識経験のある者

八 前各号に掲げる者のほか、地域福祉保健活動の実施に關係のある者

(条例への委任)

第八条 前三條に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

(都道府県福祉保健活動推進協議会)

第九条 都道府県に、都道府県福祉保健活動推進協議会(以下「都道府県協議会」という)を置く。

2 第六條の規定は、都道府県協議会について準用する。この場合において、同条第一項中「当該市町村」とあるのは「当該都道府県」と、同条第二項中「市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)」とあり、及び同条第三項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

3 都道府県協議会は、当該都道府県の条例で定める定数の委員をもつて組織する。

4 都道府県協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の協議の議員

二 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長
三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村協議会の委員

四 当該都道府県の区域を管轄する国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第九條に規定する地方支分部局の職員

五 第七條第二項第二号から第八号までの各号に掲げる者

5 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

(在宅福祉保健事業の実施)
第十条 都道府県又は市町村は、老人及び心身障害者に対する、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦等による訪問指導事業、家庭奉仕員の派遣事業並びに入浴、給食等のサービス提供事業、寝たきり老人及び重度心身障害者に対する短期保護事業、老人に対する就労あつた事業、老人クラブの助成事業その他の在宅福祉保健事業を実施しなければならない。

2 社会福祉法人その他の者は、前項の規定にかかわらず、都道府県又は市町村に代わつて、在宅福祉保健事業を実施することができる。

3 在宅福祉保健事業は、都道府県協議会及び市町村協議会における協議に基づき、都道府県、市町村又は社会福祉法人その他の者の分担が明確にされた上で実施されなければならない。

4 国は、在宅福祉保健事業に要する費用について、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(社会奉仕活動の育成事業等の実施)

第十一条 社会福祉協議会(社会福祉事業法に定める社会福祉協議会をいう。次条において同じ)は、住民による組織的な社会奉仕活動の育成を図るため当該活動に参加する者及びこれを受け入れる施設等に対する援助及びこれらの間の連絡調整を行う事業並びに児童及び生徒に対する社会奉仕活動の普及を図るため小学校等に対し援助及び協力を行う事業を実施するものとする。

2 前項の事業は、都道府県協議会及び市町村協議会における協議に基づき実施されなければならない。

(地域福祉保健活動振興基金事業の実施)
第十二条 社会福祉協議会は、地域福祉保健活動に伴い生ずる損害のてん補を内容とする保険の保険料の負担その他の地域福祉保健活動に参加する者に対する経済的援助を目的とする地域福祉保健活動振興基金事業を実施するものとする。

社保健活動振興基金事業を実施するものとする。

2 前項の事業については、前条第二項の規定を準用する。

3 社会福祉協議会は、第一項の事業に係る寄附金等の収入及び支出に關する経理については、その他の業務に係る経理と区分して行わなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十五号中「及び災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)」を、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)及び地域福祉保健活動の推進に関する法律(昭和六十年法律第号)」に改める。

第四二七六号 昭和六十年四月十二日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 大阪府大東市諸福一ノ〇三ノ九
局武彦 外五百六十八名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第四二七七号 昭和六十年四月十二日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 佐賀市鍋島町八戸溝六八八ノ八
木村正博 外二十三名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第一八三号と同じである。
第四二七八号 昭和六十年四月十二日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 栃木県黒磯市材木町六ノ三八 大澤博美 外千六百九十四名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第四二七九号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 神奈川県大和市上草柳八ノ六ノ一 雨宮幸夫 外二十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四二八〇号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市箱清水一ノ一〇ノ五 和山みよえ 外五十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四二八一号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県北上市鬼柳町寺田一三ノ一 及川健助 外六十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四二八二号 昭和六十年四月十二日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(一通)

請願者 茨城県筑波郡筑波町大形一、三八 七 金田洋子 外一万名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四二八三号 昭和六十年四月十二日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

定に関する請願(五通)

請願者 神奈川県小田原市中里一六三 細川容子 外二千八百九十六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四二八四号 昭和六十年四月十二日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 埼玉県人間郡毛呂山町前久保三七ノ八三 岡部楠松 外百四十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四二八五号 昭和六十年四月十二日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 群馬県渋川市行幸田三八七 森本八千代 外四百九十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四二八六号 昭和六十年四月十二日受理

公的年金制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県川口市南町一ノ一〇ノ二三 小林泰苗 外百四名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四二八七号 昭和六十年四月十二日受理

公的年金制度の改善に関する請願

請願者 宮崎市出来島町二五ノ七 山口功 外九十名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四二八八号 昭和六十年四月十二日受理

公的年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市緑ヶ丘二二ノ一 一レックス八〇八 八神善彦 外百九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四二八九号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県一宮市大和町安賀観音堂 五〇 浅野肇 外百二十六名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四二九〇号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県知多郡東浦町石浜吹付二ノ三七 土家豊 外三百六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四二九一号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県海部郡基目寺町基目寺東門前五八ノ六 浜島稔 外八十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四二九二号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願(三通)

請願者 名古屋市中区観音町二ノ六四ノ一 長谷川邦夫 外三百二十八名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四二九三号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四二九四号 昭和六十年四月十二日受理

母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 東京都板橋区双葉町一七ノ九ノ一 〇三 庄司隆男 外百四十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一五二四号と同じである。

第四二九五号 昭和六十年四月十二日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 富山県上新川郡大沢野町上大久保 柞山邦夫 外三十名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四二九六号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 栃木県佐野市金井上町二、二四九 水沼寛治 外二百二十名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四二九七号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 栃木県平柳町一ノ八ノ一〇 戸澤延元 外七百三十一名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四二九八号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市代官町五ノ四三 黒木康隆 外百二十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四二九九号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県秩父市大野原一、〇四六

大谷恵勇 外二百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四三〇〇号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

(三通) 請願者 横浜市鶴見区平安町一ノ三五ノ二

酒井満 外五百八十六名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四三〇一号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 川崎市幸区古市場二ノ七二 山崎

歌子 外三百九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四三〇二号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県砺波市一番町二ノ四四 小

島孝平 外七十五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四三〇三号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市田中町二ノ三ノ一 中川ヨシ

枝 外百七十六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四三〇四号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市茶屋町二四一ノ四 坂井浩

一 外四十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四三〇五号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市清水東部一ノ二七ノ七 瀬戸

良一 外五十三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四三〇六号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県砺波市深江一、〇二〇 荒

木操 外五十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四三〇七号 昭和六十年四月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

(三通) 請願者 石川県金沢市八日市二ノ一〇二ノ

六 中村元宣 外四百九十二名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四三〇八号 昭和六十年四月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市天沼町二ノ二六ノ一

高瀬信行 外百三十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四三〇九号 昭和六十年四月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 山形県天童市長岡三二 東海林孝

外五十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四三一〇号 昭和六十年四月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区上菅田町一、五

〇〇 五十嵐タツミ 外三百九十

一名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四三一一号 昭和六十年四月十二日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 愛知県常滑市塩田町四ノ五六 柿

原登 外四百四十一名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四三一二号 昭和六十年四月十二日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 大阪府池田市井口堂三ノ一〇ノ二

六 舟木一彦 外四十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四三一二号 昭和六十年四月十二日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町四丁二ノ七ノ

一〇七 安間美彦 外五百三十一

名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 大阪市生野区生野西一ノ九ノ二

辻井まゆみ 外五十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四三三九号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 長崎市古賀町八六九 岩永幸子

外四十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四三三〇号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県花巻市柵ノ目 及川光弘

外百十三名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四三三一号 昭和六十年四月十二日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 愛知県安城市城ヶ入町立出一ノ

一八 杉浦康彦 外百九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四三三二号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区矢田南三ノ五ノ六

山口昇 外三百九十一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四三三三三号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市萩原町花井方一、〇

五十四 森浩 外六百五十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四三三三三 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)
請願者 愛知県江南市赤蓮子町栄五二ノ二
倉地和恵 外五百十六名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四三三三五 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 愛知県常滑市乙田二七ノ五 藤井
眞知子 外四百六十八名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四三三三六 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 岐阜県羽島郡笠松町門前町 山内
嘉一 外七十二名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四三三七七 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県岡崎市田口町畑成四六ノ一
小林征夫 外百八十五名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四三三八八 昭和六十年四月十二日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願
請願者 茨城県那珂郡東海村白方一、七三
九ノ一四五 馬司暢之 外二十四
名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四三三三九 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県佐野市若松町六二七 飯塚
栄一 外三百八十二名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四三四〇 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 栃木県那須郡烏山町野二〇九
荒井士郎 外百九十四名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四三四一 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改悪反対、その改善に関する請願
請願者 茨城県笠間市大橋一、八六一 菅
井裕之 外百六十名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第四三四二 昭和六十年四月十二日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府東大津市下之町四ノ一五
杉本政敏 外二百九十九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第四三四三 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市蓮町一二二 大場正之 外
六十四名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四三四四 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町草野六一
増田光弘 外三十五名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四三四五 昭和六十年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 香川県木田郡三木町永上二、二七
四 宮武一規 外百七十六名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四三六二 昭和六十年四月十二日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に關する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第四三六三 昭和六十年四月十二日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第四三六四 昭和六十年四月十二日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第四三六五 昭和六十年四月十二日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第四三六六 昭和六十年四月十二日受理
重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第四三六七 昭和六十年四月十二日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第四三六八 昭和六十年四月十二日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第四三六九 昭和六十年四月十二日受理
労災有體損傷者の遺族年金・介護料に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第四三七〇号 昭和六十年四月十二日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第四三七一七号 昭和六十年四月十二日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三三三号と同じである。

第四三七二二号 昭和六十年四月十二日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第四三七三三号 昭和六十年四月十二日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第四三七四四号 昭和六十年四月十二日受理
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第四三七五五号 昭和六十年四月十二日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第四三七六六号 昭和六十年四月十二日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第四三七七七号 昭和六十年四月十二日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第四三七七八号 昭和六十年四月十二日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五四一號と同じである。

第四三七九号 昭和六十年四月十二日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町目倉沢一八一
ノ六全国脊髄損傷者連合会福島県
支部内 平向仲芸
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第四四〇〇号 昭和六十年四月十二日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 岐阜県恵那市長島町永田 足立顯
哉 外千四百八十五名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第四四〇一號 昭和六十年四月十二日受理
労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)
請願者 大阪府東大阪市友井四ノ三ノ一〇
福田善二 外百二十七名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四四〇二號 昭和六十年四月十二日受理
労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 札幌市豊平区西岡四条二ノ八ノ一
七 木村玲子 外五十三名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四四〇三號 昭和六十年四月十二日受理
この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 大阪府東大阪市森河内六六〇 藤田はるみ 外四十四名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四四〇四号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 長崎市出雲三ノ二ノ一ノ二 新井常義 外七十名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四〇五号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 神奈川県大和市草柳六ノ三ノ一三 西雄二 外三十九名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四〇六号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 東京都品川区旗の台四ノ二ノ一 七 井村忠 外五名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四〇七号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 長崎市高丘一ノ九ノ一七 吉村数義 外四十四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四〇八号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 岩手県盛岡市仙北二ノ三ノ四二

田口長八 外七十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四〇九号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県北上市稲瀬町田合田八一

千田静雄 外七十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四一〇号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨二尊院門前善光

寺山町一九 浅田綾子

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四一一号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 静岡県御殿場市神山一、九一三ノ

二〇四 友光誠治 外四十五名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四四一二号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 宮崎県小松北町一四〇八 中瀬

達朗 外百九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四四一三号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 福島県いわき市自由ヶ丘九ノ一八

武藤和子 外二百三十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四四一四号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岐阜県各務原市新瑞沼台一ノ九二

安田孝儀 外四百八十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四一五号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県豊田市井上町一ノ六八ノ四

三片山行男 外二百十五名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四一六号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県碧南市荒子町二ノ一七ノ六

角谷尚由 外百七十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四一七号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県岡崎市市中町九ノ六ノ三 枚

久義 外九十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四一八号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県尾西市東五城南尾二五

石田省三 外三百四十一名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四一九号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 愛知県岡崎市松本町一ノ七三 竹

内聰子 外百八十五名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四二〇号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 名古屋市中区矢田南三ノ五ノ一六

加藤博志 外四百五十六名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四二二号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市陽南四ノ九ノ二

富永優子 外二百八十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四二三号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県桶川市鴨川一ノ一〇ノ三三

紫芝和子 外百七十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四二三号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 神奈川県逗子市沼間一ノ八ノ九

西川昇 外五百六十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四二四号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市九蔵町五九 真下友

紀子 外百四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四二五号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 茨城県日立市石名坂町一ノ一ノ五

木村亨 外四百六十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第四四二六号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市藤木園町二〇三 篠田和国

外二百三十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四四二七号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市平岡一四〇 中林千恵子

外百三十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四四二八号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市上富居新町七二ノ六四 浅

岡武 外七十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四四二九号 昭和六十年四月十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市向新庄二九八ノ二 杉田恒

子 外六十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四四三〇号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三通)
請願者 富山市北代三〇〇ノ一六 黒田良成 外二百二十七名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四四三一号 昭和六十年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 高知市若松町三ノ一四 江崎卓二 外二百六十六名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四四三二号 昭和六十年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都中野区松が丘二ノ五ノ一七 森田公一 外二百九十四名
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四四三三号 昭和六十年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 岩手県釜石市小川町四ノ三ノ三三 佐々木和彦 外二百二十四名
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四四三四号 昭和六十年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都国立市中二ノ一九ノ七一 田口松男 外八十九名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四四三五号 昭和六十年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 大阪府柏原市河原町二ノ一三 辻本良幸 外八十名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四四三六号 昭和六十年四月十二日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 千葉市園生町六九九 植草清一 外三百三十九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四四三七号 昭和六十年四月十二日受理
公的年金制度の抜本改善反対に関する請願
請願者 東京都国立市富士見台一ノ二五ノ二 中台健治 外七十名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四四三八号 昭和六十年四月十二日受理
公的年金制度の抜本改善反対に関する請願(二通)
請願者 鹿児島県曾於郡大隅町月野二、二七三ノ一 牧野耕一 外二百三十三名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四四三九号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善反対等に関する請願(三通)
請願者 愛知県西尾市針曾根町北側一九 村松郁夫 外六百五十五名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四四〇号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県碧南市道場山町五ノ一八二 鳥居せつ子 外三百九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四四一号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大和田町二ノ七〇三 小沢宏二 外二百六十九名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四四二号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願
請願者 埼玉県加須市礼羽六二〇 青沢辰夫 外百九十四名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四四三号 昭和六十年四月十二日受理
児童扶養手当制度改正反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪府岸和田市春木宮本町二ノ一 宇治川忠一 外二千八百五十八名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第四四四四号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県下新川郡朝日町横尾一、三 五三 千田義光 外百十九名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四四四五号 昭和六十年四月十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市流杉五四〇 飯田ミツエ 外七十九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四四六九号 昭和六十年四月十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 兵庫県川西市鶴の森町三ノ四 横山育子 外四十四名
紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四四七〇号 昭和六十年四月十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 福岡県鞍手郡若宮町脇田三五 藤嶋貢 外四名
紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四四七一号 昭和六十年四月十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 福島市町庭坂遠原二ノ二〇ノ二〇 斉藤昭二 外百四名
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四四七二号 昭和六十年四月十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 佐賀県多久市東多久町羽佐間 上滝幸弘 外二十三名
紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四四七三号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 長崎県佐世保市原分町八一〇 新

郷勝 外五十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四七四号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 岩手県和賀郡沢内村新町九ノ四〇

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四七五号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 岩手県江刺市田原日渡三ノ一 及

川実 外七十名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四七六号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 岩手県釜石市鶴住居町八ノ四七ノ

二 山崎光 外六十四名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四四七七号 昭和六十年四月十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(三通)

請願者 群馬県佐波郡境町伊与久一、四二八 大津邦恵 外千二百二十九名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四四七八号 昭和六十年四月十三日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 青森県十和田市東小橋一三二ノ五 小山田礼子 外八百名

紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四四七九号 昭和六十年四月十三日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 北海道斜里郡斜里町文光町八池長

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四四八〇号 昭和六十年四月十三日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 岐阜県関市小屋名一、一八二ノ三

田中一也 外九十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四四八一号 昭和六十年四月十三日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 愛知県西春日井郡西春町弥勒寺前 野九一 水野清司 外百六十八名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四四八二号 昭和六十年四月十三日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 静岡市梅屋町五 杉本栄司 外百

十四名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四四八三号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 愛知県小牧市古雅四ノ五八ノ八 長谷部則幸 外四百九十七名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四八四号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 三重県員弁郡員弁町東一色四二四

紹介議員 佐藤恵美 外二百九十九名
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四八五号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県丹羽郡大口町大屋敷本郷一

六三ノ二 三輪佳晃 外百三十一名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四八六号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区才仙町二ノ一四 松下友三 外四百十三名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四八七号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市三ノ輪町二ノ九二

中山弘男 外百四十二名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四四八八号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県碧南市浜尾町二ノ八 北村 義 外百九十一名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

請願者 秋田県雄勝郡雄勝町横堀旭町二八

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四四九〇号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(二通)

請願者 栃木県安蘇郡田沼町沼一、二一 九 星野セツ子 外五百五十三名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四九一号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 埼玉県羽生市堤六〇四 荻野邦之

外二百四十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四九二号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(二通)

請願者 埼玉県熊谷市広瀬八〇ノ二三 大吉功一 外四百四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四九三号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 埼玉県桶川市鴨川一ノ一六ノ二一 南輝雄 外百二十八名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四九四号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
請願者 群馬県利根郡水上町鹿野沢 藤田

紹介議員 晴治 外百九十六名
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四九五号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願
(二通)
請願者 埼玉県所沢市西所沢一ノ二四ノ二
紹介議員 板坂千代子 外三百五十九名
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四九六号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願
請願者 群馬県前橋市元総社町一ノ五ノ一
長田哉子 外二百九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四四九七号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願
請願者 茨城県石岡市東光台五ノ二ノ三二
追田浩夫 外六百三十六名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第四四九八号 昭和六十年四月十三日受理
国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願
請願者 大阪府松原市高見の里二ノ一三ノ七
長江義雄 外三百四十名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第四四九九号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県婦負郡八尾町諏訪町 福田
勝保 外百四十七名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五〇〇号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市中山本町一〇ノ三五
杉岡広志 外三百四十二名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五〇一号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市上袋二九八 朝岡道明 外
五十二名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五〇二号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町野沢一 城
戸慶三 外七十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五〇三号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市下赤江二ノ一ノ八ノ三二二
北野正信 外四十六名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五〇四号 昭和六十年四月十三日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市新金代二ノ七八 清水祐紀
雄 外四十名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五〇五号 昭和六十年四月十三日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県滑川市柳原新町八七一ノ一
泉和子 外九十二名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五〇六号 昭和六十年四月十三日受理
国民年金と厚生年金を統合する国民年金法等の一
部を改正する法律案反対に関する請願
請願者 富山県下新川郡朝日町上町 後藤
洋子 外六十五名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二七七二号と同じである。

第四五〇七号 昭和六十年四月十三日受理
男女平等の労働権を保障するため、実効ある男女
雇用平等法の制定に関する請願
請願者 埼玉県浦和市白幡三ノ九ノ一二
松田はるみ 外二十九名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二九九七号と同じである。

第四五〇八号 昭和六十年四月十三日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 東京都福生市加美平四ノ一ノ一一
ノ五〇四 石井晴男 外四百五十
七名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四五〇九号 昭和六十年四月十三日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 愛知県一宮市奥町基四前三四 西
村敏司 外百六十六名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四五一〇号 昭和六十年四月十三日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
(二通)
請願者 千葉県我孫子市我孫子五六三ノ一
六 大内繁 外七百七十四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四五一一号 昭和六十年四月十三日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
(二通)
請願者 長崎市大浜町三七〇ノ三一 青木
茂 外五百四十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四五一二号 昭和六十年四月十三日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 札幌市西区八軒四条東二丁目 平
井幸夫 外二百八十五名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四五二八号 昭和六十年四月十三日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に關
する請願
請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目
福田清
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第四五二九号 昭和六十年四月十三日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目
福田清
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第四五三〇号 昭和六十年四月十三日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第四五三一号 昭和六十年四月十三日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第四五三二号 昭和六十年四月十三日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第四五三三号 昭和六十年四月十三日受理

重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第四五三四号 昭和六十年四月十三日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第四五三五号 昭和六十年四月十三日受理

労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第四五三六号 昭和六十年四月十三日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第四五三七号 昭和六十年四月十三日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第四五三八号 昭和六十年四月十三日受理

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第四五三九号 昭和六十年四月十三日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四五四〇号 昭和六十年四月十三日受理

労災被災者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第四五四一号 昭和六十年四月十三日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第四五四二号 昭和六十年四月十三日受理

車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第四五四三号 昭和六十年四月十三日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第四五四四号 昭和六十年四月十三日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第四五四五号 昭和六十年四月十三日受理

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

請願者 北海道岩見沢市日の出南一丁目 福田清

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第四五四七号 昭和六十年四月十三日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願（一通）

請願者 札幌市豊平区福住三条七ノ一五ノ一 筑田恵理子 外百四十一名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四五四八号 昭和六十年四月十三日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 福島市岡島三島一四 鈴木庄作 外百十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四五四九号 昭和六十年四月十三日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県東海市加木屋町泡池一ノ一六 藤川幸彦 外百二十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四五五〇号 昭和六十年四月十三日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市押上二八八 佐藤良信 外六十七名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五五一号 昭和六十年四月十三日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府堺市金岡町三二五ノ一 津田和男 外八十二名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四五六一号 昭和六十年四月十五日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 大阪府豊中市東豊中町四ノ一ノ四
五ノ二二七 中島信明 外二百十一名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第四五六二号 昭和六十年四月十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 宮城県多賀城市高崎三ノ一六ノ二
五 佐藤ゆり子 外二千二百七十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第四五六三号 昭和六十年四月十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 佐賀県武雄市武内町袖ノ木原 松
尾和久 外十七名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第四五六四号 昭和六十年四月十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(三通)
請願者 大阪府堺市深井清水町一、五二二
ノ二 中川幸子 外百六十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第四五六五号 昭和六十年四月十五日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願
請願者 東京都小平市小川町一ノ七六三ノ
八六 丹羽雅代 外二十七名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第四五六六号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 川崎市川崎区小田栄一ノ一二ノ二
〇 佐藤純子 外四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四五六七号 昭和六十年四月十五日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(四通)
請願者 大分県竹田市竹田二、七三一ノ四
後藤章三 外二千四百四名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四五六八号 昭和六十年四月十五日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡市東区浜男一ノ一〇八 溝口
京子 外五十八名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四五六九号 昭和六十年四月十五日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 山口市神田町一〇ノ一一 梅尾順
一 外百十二名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四五七〇号 昭和六十年四月十五日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区中町五ノ九ノ二ノ
一〇四 谷屋博 外百三名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四五七一号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)
請願者 愛知県瀬尾郡赤羽根町赤羽根市場
五八 鳥居弘一 外九百六十名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四五七二号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県幡豆郡吉良町上横須賀六石
目五 大西志保 外二百十三名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四五七三号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 愛知県西加茂郡小原村下仁木 大
嶋通喜 外二百四十一名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四五七四号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)
請願者 名古屋市中川区富田町万場川西下
一四 杉本敏 外七百二十四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四五七五号 昭和六十年四月十五日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願
請願者 秋田県仙北郡西木村西明寺宮田三

三 佐々木剛 外百二十四名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四五七六号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願(三通)
請願者 川崎市多摩区南生田二ノ三ノ一
小林博 外五百七十七名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四五七七号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対、その改善に関する請願
請願者 茨城県水戸市小吹町一、六二九
小林一成 外二百二十五名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第四五七八号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(四通)
請願者 富山市岩瀬諏訪町二九 松井政一
外二百五十六名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五七九号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市新横内一六ノ三四 沢越正
雄 外七十四名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五八〇号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(六通)
請願者 富山市大泉中町二ノ七 山口由雄

外四百五十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四五八一号 昭和六十年四月十五日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八八八ノ七

六 千葉勇

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第四五八二号 昭和六十年四月十五日受理

男女平等の労働権を保障するため、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 三重県津市南中央七ノ一五 川本

ちづ子 外十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第四五八三号 昭和六十年四月十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 富山県婦負郡婦中町青島一、四七

一 島崎清志 外四百一名

紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四五八四号 昭和六十年四月十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町桜町二〇八

ノ一八 白本保 外五百七十八名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四五八五号 昭和六十年四月十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 愛知県一宮市浅井町大日比野二、

〇七四 堀場輝明 外四百七十名

紹介議員 佐藤 三吾君

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四五八六号 昭和六十年四月十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県狭山市笹井二、九六一ノ九

水岡勇 外百七十七名

紹介議員 久八八重子君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四五八七号 昭和六十年四月十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 石川県金沢市神谷内町ヨノ三ノ二

九 林平次郎 外二百八十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四五八八号 昭和六十年四月十五日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 神戸市西区玉津町西河原二四五ノ

四 飯室博司 外七十二名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四五八九号 昭和六十年四月十五日受理

労働基準法改悪反対、男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 岐阜県高山市天満町四ノ五〇 吉

田和正 外千四百五十九名

紹介議員 久八八重子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第四五九〇号 昭和六十年四月十五日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(三通)

請願者 大阪府羽曳野市菅田三ノ七ノ九

植田修 外百三十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四五九一号 昭和六十年四月十五日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 三重県名張市富貴ヶ丘六ノ一四

上田幸治 外五十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四五九二号 昭和六十年四月十五日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町脇田三六四ノ

一 安永寛光 外五十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四五九三号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 長崎市長崎市上戸石町一、七三五 尾上

茂美 外七十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四五九四号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の抜本改悪に反対し、充実改善に関する請願

請願者 東京都江東区東砂七ノ八ノ一七

渡辺ひさあ 外千八百五十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七七二二号と同じである。

第四五九五号 昭和六十年四月十五日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(九通)

請願者 茨城県筑波郡大穂町大曾根三、一

一五 根本信子 外八千九百九十

九名

紹介議員 久八八重子君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四五九六号 昭和六十年四月十五日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県座間市立野台四二ノ一

今泉美智子 外百五十五名

紹介議員 久八八重子君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四五九七号 昭和六十年四月十五日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町上大隈七四一

本松孝 外五十八名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四五九八号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 愛知県岡崎市六供町四ノ一五 内

藤晴美 外五百二十一名

紹介議員 久八八重子君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四五九九号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区小幡小林二、九八

四ノ一四四 川窪幸子 外百三十

名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六〇〇号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊田市室町三ノ二四 宇

野一雄 外二百二十一名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六〇一号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県知立市米迎寺町木ノ根田六

竹本彰 外二百五十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六〇二号 昭和六十年四月十五日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 秋田市新屋比内町八ノ四七 加藤

忠文 外百九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四六〇三号 昭和六十年四月十五日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 秋田市上新城中片野二ノ二 永

田美代子 外百十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四六〇四号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市桜木町三ノ二四六

大竹莊三 外二百十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四六〇五号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 東京都北区王子本町二ノ三二ノ一

都丸きみ 外二百九十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四六〇六号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪反対、その改善に関する請願

請願者 茨城県勝田市津田二、〇二〇ノ五

七戸田準一 外百八十五名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第四六〇七号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市戸出伊勢領二、五三

九宮本都子 外九十四名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四六〇八号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)

請願者 富山市田畑新町四ノ二二ノ一 広

本順吉 外二百七十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四六三八号 昭和六十年四月十五日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 佐賀市嘉瀬町中原三八七ノ五 田

中博子 外三十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四六三九号 昭和六十年四月十五日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 札幌市中央区南十三条西一四丁目

荒川明子 外四十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四六四〇号 昭和六十年四月十五日受理

男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 福岡県小都市干潟一、一〇一ノ三

福永キクエ 外九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五四二二号と同じである。

第四六四一号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡野母崎町脇六五

五山崎昌晴 外十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四六四二号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市仙北二ノ二四ノ二三

浅沼政人 外十七名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四六四三号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改善に関する請願(二通)

請願者 岩手県盛岡市築川一八ノ二〇ノ一

〇中村広見 外百五十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四六四四号 昭和六十年四月十五日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 大阪府東住吉区西今川四ノ三三ノ

四山田豊子 外八十名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四六四五号 昭和六十年四月十五日受理

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四六四六号 昭和六十年四月十五日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 熊本県八代市花園町一六ノ三 園

田嘉信 外二百四十三名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四六四七号 昭和六十年四月十五日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 福岡県行橋市行事七ノ一ノ一五

宮崎キミ子 外九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四六四八号 昭和六十年四月十五日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市西浦町南知柄八 鈴

木秋義 外二百四十七名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四六四九号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市高蔵寺町三ノ九二

〇永草弘康 外四百六十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六五〇号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県西尾市熊味町珠弥堂九ノ一

松崎美恵子 外二百二十一名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六五十一号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市中区千代田二ノ一四ノ五
後藤満 外四百六十二名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六五十二号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市押沢台五ノ七ノ一
六 木下栄子 外六百十七名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六五十三号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区東区本郷二ノ一六七
古谷昌世 外三百五十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六五四号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市明大寺町出口一ノ三〇
三〇 松井きよ子 外百五十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六五五号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 岐阜県羽島市中町一色四三六
小池修 外二百八十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四六五六号 昭和六十年四月十五日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 秋田市新屋比内町八五四 横山長

英 外六百十九名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四六五七号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡烏山町大桶八五八
柳実 外四百十名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四六五八号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 神奈川県大和市上草柳三ノ一〇一
〇 道村強 外二百八十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四六五九号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県秩父市中村町三ノ一〇一二
一 田中正美 外二百五十八名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四六六〇号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 横浜市磯子区杉田二ノ一八ノ一三
江口キミエ 外四百六十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四六六一号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市代七〇八 加藤久秋
外二百十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四六六二号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県西公文町三ノ一 小林真
子 外七十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四六六三号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県中新川郡上市町北島一〇
富樫修 外七十八名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四六六四号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県水橋伊勢屋七ノ七 脇一
雄 外六十四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四六六五号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高原本町二二 谷口隆 外
五十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四六六六号 昭和六十年四月十五日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県砺波市東石丸三七八 西田
きよ 外八十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四六六七号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)

請願者 富山県水見市稲積三、五九六 屋
敷弘 外九十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四六六八号 昭和六十年四月十五日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市本町三ノ七ノ七〇
山田保幸 外二百二十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四六六九号 昭和六十年四月十五日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 埼玉県戸田市中町二ノ一ノ四 伊
藤文男 外九十三名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四六七〇号 昭和六十年四月十五日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府住吉区大領一ノ一ノ九 附
野一男 外二十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四六七一号 昭和六十年四月十五日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市菅島東一ノ一ノ七
山本瑞紀 外十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四六七二号 昭和六十年四月十五日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府東淀川区淡路二ノ一ノ四ノ

紹介議員 五〇四 大和田茂 外百十九名
野田 哲君
この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四六八四号 昭和六十年四月十五日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第四六八五号 昭和六十年四月十五日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第四六八六号 昭和六十年四月十五日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第四六八七号 昭和六十年四月十五日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第四六八八号 昭和六十年四月十五日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第四六八九号 昭和六十年四月十五日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第四六九〇号 昭和六十年四月十五日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第四六九一号 昭和六十年四月十五日受理
労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第四六九二号 昭和六十年四月十五日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第四六九三号 昭和六十年四月十五日受理
年金の官民格差是正に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第四六九四号 昭和六十年四月十五日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第四六九五号 昭和六十年四月十五日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第四六九六号 昭和六十年四月十五日受理
労災被災者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四六九七号 昭和六十年四月十五日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第四六九八号 昭和六十年四月十五日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第四六九九号 昭和六十年四月十五日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第四七〇〇号 昭和六十年四月十五日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

第四七〇一号 昭和六十年四月十五日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田
労災病院全国脊髄損傷者連合会秋
田支部内 加賀正一

労災病院全国脊髄損傷者連合会秋

田支部内 加賀正一

紹介議員

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第四七〇五号 昭和六十年四月十五日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡呼子町呼子四、〇

五八ノ一 青木京子 外百十名

紹介議員

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四七〇六号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進町折戸東山八七

ノ二六八 加藤邦子 外二百三十

九名

紹介議員

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七〇七号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市豊城町二、〇八九

井上智 外百四十九名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七〇八号 昭和六十年四月十五日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町福田一六

本多道子 外三十八名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七一一号 昭和六十年四月十六日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市大坪町丙一、六七

二 岩永鉄男 外十九名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四七一五号 昭和六十年四月十六日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制

定に関する請願(六通)

請願者 岩手県二戸市福岡長嶺六〇ノ一

柴田美代 外六千三百五十名

紹介議員

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四七一六号 昭和六十年四月十六日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 神奈川県大和市中央林間二ノ一〇

ノ二 辻村久弘 外百八名

紹介議員

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四七一七号 昭和六十年四月十六日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 静岡県磐田市大久保六一ノ一六

松村進 外三百四十八名

紹介議員

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第四七一八号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県春日井市桃山町二ノ四一八

ノ二 神田茂 外四百七十四名

紹介議員

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七一九号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 愛知県春日井市月見町四八 神戸

行弘 外五百三十二名

紹介議員

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七二〇号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県飯能市双柳八九七ノ二君

島克典 外百九十八名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七二二号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県足利市元学町八三一 増沢

辰夫 外三百八十三名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七二三号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 東京都町田市つくし野一ノ一一ノ

八 山口真弘 外百八十名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七二三号 昭和六十年四月十六日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 神戸市灘区寺口町一〇ノ八 佃敬

之佑 外百三十一名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第四七二四号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市大坪町二ノ六ノ一

鷹屋光之 外七十名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七二五号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市一ノ一六 谷

井明美 外五十六名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七二六号 昭和六十年四月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 名古屋市中川区上陽町二ノ九六

山本吉子 外二百名

紹介議員

この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四七二七号 昭和六十年四月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福井県武生市片屋町九ノ六 江指

武志 外四百七名

紹介議員

この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第四七四一号 昭和六十年四月十六日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の

制定に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市萱島東一ノ一〇ノ

二ノ三〇六 小田孝子 外六十九

名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第四七四二号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改善に関する請願(一通)

請願者 東京都板橋区東新町一ノ一八ノ一

〇 内藤武治 外三名

紹介議員

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四七四三号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下太田村六一ノ二

紹介議員 齊藤但 外百七名

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四七四四号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都板橋区徳丸二ノ一八ノ八

紹介議員 矢萩光二 外百五十名

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四七四五号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都墨田区堤通二ノ八ノ一六ノ

紹介議員 九〇一 植木多喜子

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四七四六号 昭和六十年四月十六日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡香住町境二ノ一

紹介議員 田中寿一 外五万九百八十三名

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四七四七号 昭和六十年四月十六日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 東京都青梅市河辺町九ノ八ノ五

紹介議員 藤戸輝昭 外九十八名

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四七四八号 昭和六十年四月十六日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 東京都国分寺市東元町三ノ三〇ノ

七 伊藤澄子 外九十二名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四七四九号 昭和六十年四月十六日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 大阪市旭区清水三ノ三三ノ七片

紹介議員 山正明 外百二十五名

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四七五〇号 昭和六十年四月十六日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 北海道北見市美山町四一ノ七和

紹介議員 田宏文 外百七十七名

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四七五一号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県豊田市歌部東町馬場西二〇

紹介議員 ノ二 倉地きよ 外四百六十四名

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七五二号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県豊田市広田町谷口二一石

紹介議員 川猛 外二百二十一名

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七五三号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中川区福住町二ノ八坂

紹介議員 野友恵 外四百七十三名

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七五四号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市南区宮崎通四ノ一九小

紹介議員 島正 外二百六十名

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七五五号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県大府市大府町杉山一ノ一五

紹介議員 八 横山謙二 外四百四十名

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七五六号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県江南市草井中組二一四須

紹介議員 賀陽子 外六百十四名

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七五七号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県久喜市本町八ノ一ノ一二

紹介議員 高橋昇 外二百十九名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七五八号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡児玉町秋山二、一七

紹介議員 〇ノ三 根岸國重 外四百六十七

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七五九号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市鶴田町三、六六三

紹介議員 ノ三 吉沢豊 外四百九十二名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七六〇号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市石原三三八 千木良

紹介議員 豊 外百二十一名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七六一号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町宮崎一、五

紹介議員 〇六 加藤英子 外百十九名

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七六二号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県魚津市六郎丸七三二ノ二〇

紹介議員 和田富治 外五十八名

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七六三号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町黒田四、三七

紹介議員 三 松田好雄 外二百二十八名

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七六四号 昭和六十年四月十六日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県小矢部市北一三四〇 竹

田正樹 外六十一名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七六五号 昭和六十年四月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 神奈川県小田原市小台六八ノ二六
村田知道 外二百十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四七六六号 昭和六十年四月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 秋田市泉三級根七ノ四八 工藤誠
外百四十三名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四七六七号 昭和六十年四月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 秋田市東通仲町一五ノ一四 三浦
久男 外二百十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四七七八号 昭和六十年四月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 愛知県春日井市柏原町二ノ三三
紺田俊次 外百七十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四七八四号 昭和六十年四月十六日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町山口三、七一
三 松尾郁恵 外二十四名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第四七八五号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市万吉二、四二四 持
田銀二 外百七十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四七八六号 昭和六十年四月十六日受理

公的年金制度の根本改悪反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区船橋五ノ三〇ノ一
三 木山春彦 外六十五名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四七八七号 昭和六十年四月十六日受理

公的年金制度の根本改悪反対に関する請願

請願者 山口県岩国市昭和町二ノ三〇ノ一
岩田清 外五千七百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四七八八号 昭和六十年四月十六日受理

公的年金制度の根本改悪反対に関する請願

請願者 北海道斜里郡斜里町本町五 杉沢
美信 外六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四七八九号 昭和六十年四月十六日受理

公的年金制度の根本改悪反対に関する請願

請願者 佐賀県多久市西多町板屋 川久
保美好 外百十二名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四七九〇号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県豊田市高上二ノ二ノ一二教
職員住宅二〇三 本多佳子 外百
八十五名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四七九一号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡上里町堤六三〇ノ二
佐藤光寛 外百二十四名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七九二号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝四、九七〇ノ一
吉田時江 外二百三十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七九三号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町郷原一七九
松井透 外百九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四七九四号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県水見市伊勢大町一ノ六ノ八
国田文雄 外五十一名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七九五号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県若狭町二ノ一九ノ四 四十

谷謙司 外九十四名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四七九六号 昭和六十年四月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 大阪府豊中市豊南町東四ノ四ノ一
藤倉治一 外三百十四名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四八〇六号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県一関市山中野二二〇ノ五
山田力男 外五十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四八〇七号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県水沢市神明町一ノ五ノ五
佐藤忠 外七十七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四八〇八号 昭和六十年四月十六日受理

公的年金制度の根本改悪反対に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺船尾町西四丁四九
二 馬場範雄 外五十二名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四八〇九号 昭和六十年四月十六日受理

公的年金制度の根本改悪反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市上石田町八八八ノ二
河相淳子 外百九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四八一〇号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市十軒町二五六ノ二
加藤眞一 外五百二十七名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四八一一号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進町折戸梨子ノ木
二八ノ二二五 村上きみ子 外九十七名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四八一二号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 三重県一志郡美杉村太郎生一、九
六五 越村鉄蔵 外百二十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四八一三号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
(一通)

請願者 埼玉県大宮市中川六四九ノ一七
浜本麗子 外八百十四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二一〇一八号と同じである。

第四八一四号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 横浜市磯子区中原一ノ二八神
奈川県高齢者退職者の会内 河村
宏彌 外六千七百九十五名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二一〇一八号と同じである。

第四八一五号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市倉賀野町四、〇六〇
ノ二一 井上貴代江 外二百三十八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二一〇一八号と同じである。

第四八一六号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改悪反対、その改善に関する請願

請願者 茨城県新治郡千代田村下稻吉三、
六〇二 富田正道 外二百二十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二一〇一九号と同じである。

第四八一七号 昭和六十年四月十六日受理

年金の支給開始年齢の引上げ反対等に関する請願

請願者 山梨県小原東八九五 武藤義仁
外二百四十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二三三三三号と同じである。

第四八一八号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町榎七ノ甲ノ
七 塚原忠義 外七十一名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四八一九号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三通)

請願者 富山県高岡市戸出町六ノ三ノ三五
松村和代 外二百十二名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四八二〇号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町坂井沢二六
堀口英子 外七十二名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四八二一号 昭和六十年四月十六日受理

男女平等の労働権を保障するため、実効ある男女
雇用平等法の制定に関する請願

請願者 茨城県北茨城市関本町関本中三二
六 鈴木直一 外二十七名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二九九七号と同じである。

第四八二二号 昭和六十年四月十六日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都府中市朝日町二ノ二五 根
津健次郎 外二百九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四八三一号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に
関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三
ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城
支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第四八三二号 昭和六十年四月十六日受理

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三
ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城
支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第四八三三号 昭和六十年四月十六日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三
ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城
支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第四八三四号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三
ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城
支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第四八三五号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給
に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三
ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城
支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第四八三六号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請
願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三
ノ一六 全国脊髄損傷者連合会茨城
支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第四八三七号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第四八三八号 昭和六十年四月十六日受理

労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第四八三九号 昭和六十年四月十六日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第四八四〇号 昭和六十年四月十六日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第四八四一号 昭和六十年四月十六日受理

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第四八四二号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四八四三号 昭和六十年四月十六日受理

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第四八四四号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第四八四五号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第四八四六号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第四八四七号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第四八四八号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の終身保護施設に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第四八四九号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五四三号と同じである。

第四八五〇号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五四四号と同じである。

第四八五一号 昭和六十年四月十六日受理

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

この請願の趣旨は、第二五四五号と同じである。

第四八五二号 昭和六十年四月十六日受理

在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五四六号と同じである。

第四八五三号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五四七号と同じである。

第四八五四号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五四八号と同じである。

第四八五五号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

ノ一六全国脊髄損傷者連合会茨城支部内 鈴木輝男

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五四九号と同じである。

第四八五六号 昭和六十年四月十六日受理

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡茎崎町高見原一ノ三

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第四八七三三号 昭和六十年四月十六日受理

労災者遺族の遺族年金・介護料に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第四八七四号 昭和六十年四月十六日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三三三号と同じである。

第四八七五号 昭和六十年四月十六日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第四八七六号 昭和六十年四月十六日受理

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第四八七七号 昭和六十年四月十六日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四八七八号 昭和六十年四月十六日受理

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第四八七九号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第四八八〇号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第四八八一号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第四八八二号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第四八八三三号 昭和六十年四月十六日受理

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小

笠原秀人

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五四二二号と同じである。

第四八八六号 昭和六十年四月十六日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市砂新田九五ノ五 長

谷川武男 外十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四八九五号 昭和六十年四月十七日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(三通)

請願者 佐賀県多久市南多久町下多久五、五六九 北島克美 外百四十二名

五六九 北島克美 外百四十二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二八三三三号と同じである。

第四八九六号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市川名二ノ一〇ノ二 五 八城ユリ 外二十六名

五 八城ユリ 外二十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四八九七号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都北区志茂四ノ一九ノ八 石 川景介

石 川景介

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四八九八号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 長野県松本市双葉六ノ一七 松山 英夫

松山 英夫

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四八九九号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都豊島区巣鴨五ノ四八ノ七 古川忠恵

古川忠恵

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

年金制度の改善に関する請願

請願者 兵庫県明石市魚住町西岡一六一 山崎富士子 外百八十四名

山崎富士子 外百八十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九五三三三号と同じである。

第四九〇一號 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区天白区天白町植田一本松 六二 浅井裕子 外四百五十一名

浅井裕子 外四百五十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九〇二號 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市下屋敷町知光院二 六ノ三 阿部千恵 外二百九十九 名

阿部千恵 外二百九十九 名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九〇三號 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市井田町荻坪四ノ六三

荻坪四ノ六三

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九〇四號 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市井田町荻坪四ノ六三

荻坪四ノ六三

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九〇五號 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市井田町荻坪四ノ六三

荻坪四ノ六三

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九〇六號 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市井田町荻坪四ノ六三

荻坪四ノ六三

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

山本勝弘 外百八十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九〇四号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 岩手県水沢市久田一三七ノ六 菅

原征男 外百七十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四九〇五号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 横浜市中区矢口台七七 大河原洋

子 外百四十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四九〇六号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市西番九三 結城みよ子 外

四十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四九〇七号 昭和六十年四月十七日受理

自動車労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市若宮一ノ七 弓野和

二 外七百四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第四九〇八号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡琴海町大平郷二、

〇八九ノ三四 岳本つばみ 外四

十三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四九〇九号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東中野五輪六 吉田

奈々子 外六十五名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四九一〇号 昭和六十年四月十七日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(六通)

請願者 岩手県九戸郡種市町五六ノ八〇

加藤秀彰 外六千九百四十七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四九一一号 昭和六十年四月十七日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 愛知県大府市大府町石ヶ瀬七二

鷹羽廣美 外百九十五名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四九一二号 昭和六十年四月十七日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧七ノ三ノ一九

川辺敬 外百五十五名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四九一三号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進町北新田八幡西

一、二四三ノ一 野々山薫 外六

百七十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九一四号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市藤山台三ノ一ノ八

ノ三六七ノ五〇六 江副イツ子

外三百七十七名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九一五号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊田市四郷町与茂田三八ノ

三 田中美保 外三百五十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九一六号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市石原町三、五五〇ノ

七 酒井達也 外百六十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四九一七号 昭和六十年四月十七日受理

国民年金、厚生年金統合法案反対等に関する請願

請願者 和歌山県小倉一九三 田上徳雄

外百九十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第四九一八号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市水橋山王町二、四四一ノ二

松井孝一 外九十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四九一九号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市浜黒崎八ノ七 竹田靖夫

外九十三名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四九二〇号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)

請願者 富山県婦負郡八尾町下田池四九

本多勝信 外九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四九四一号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都江東区北砂三ノ二一ノ七

土井たけの

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第四九四二号 昭和六十年四月十七日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 神戸市垂水区星が丘二ノ五ノ八

鎌田明美 外百四十一名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第四九四三号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県豊田市京町一ノ五四ノ三京

町マンシヨンCノ二 加納勝彦

外四百四十三名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九四四号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋千種区千代が丘一ノ一〇

ノ一、四一六 岩崎成子 外七百七十三名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第四九四五号 昭和六十年四月十七日受理

カイロプラクティク・療術師法立法化阻止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西立花町二ノ九ノ三

社団法人兵庫県鍼灸マッサージ師会内 堀忠男

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第四九四六号 昭和六十年四月十七日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県長岡市中島一ノ三ノ一七

加藤ヨシノ 外二十名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四九四七号 昭和六十年四月十七日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 秋田県能代市中川原三三ノ七

山弘 外二百九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第四九四八号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県戸田市下前一ノ一〇ノ八ノ

一〇一 吉田日出子 外二百七十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四九四九号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市幸町一ノ一三ノ八

富岡康之 外六百四十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四九五〇号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県入間市扇町五ノ一ノ一

三 大野義男 外二百八十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四九五一号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市江木町五〇七ノ九

秋沢信行 外二百八十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第四九五二号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町寺家九八

山親二 外八十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四九五三号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県上新川郡大山町上滝四六四

田中朋子 外六十名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四九五四号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県荒川常盤台 横堀弘 外百

四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四九五五号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県滑川市中新五一八 折田清

矩 外二百四十七名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第四九五六号 昭和六十年四月十七日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉市真砂一ノ二ノ七ノ五〇一

戸田善隆 外二百八十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第三七二一号と同じである。

第四九五七号 昭和六十年四月十七日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 静岡県沼津市岡宮一、二九ノ九

岩田正光 外四百三十三名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第三七二一号と同じである。

第四九五八号 昭和六十年四月十七日受理

男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 愛知県幡豆郡吉良町宮迫漆畑四六

長谷留美子 外九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第五四二二号と同じである。

第四九五九号 昭和六十年四月十七日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(五通)

請願者 茨城県取手市台宿二ノ二四ノ二

大森光恵 外五千三百四十六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第四九六〇号 昭和六十年四月十七日受理

労基法の改悪反対等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太五ノ三五ノ一七

根岸泰雄 外八百四十二名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一四一七号と同じである。

第四九六一号 昭和六十年四月十七日受理

効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 横浜市港北区日吉一ノ一ノ一六

名田明子 外八百六十五名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一五三七号と同じである。

第四九六二号 昭和六十年四月十七日受理

効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 川崎市高津区下作延八二一 佐藤

かおり 外六百十名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一五三七号と同じである。

第四九六三号 昭和六十年四月十七日受理

効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 川崎市中区新城一ノ三ノ一 金

田麗子 外三百八十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一五三七号と同じである。

第四九六四号 昭和六十年四月十七日受理

原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市佐鳴台一ノ一八ノ一

九 静岡岡原水爆被害者の会内 杉

山秀夫 外千四百三十七名

紹介議員 青木 新次君

広島・長崎の被爆者は、四十年間苦しんできた

が、三十七万被爆者の命・暮らし・心の苦しきは、国が起した戦争のなかでの国際法違反の原爆投下によるものである。国はこの苦しみに対し、みずからの戦争責任を認めて、国家補償の精神に基づく被爆者援護法を直ちに制定すべきである。被爆者援護法の制定は、単に被爆者の苦痛を和らげるだけでなく、数十万の犠牲者の死に意味をもたせ、核兵器のない平和な未来への展望を開くものである。戦争の被害に対して、被爆者と国民に等しく受忍をしいる原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見書（昭和五十五年十二月）は、この展望を開くものである。日増しに核戦争の危険が大きくなっている今日、我々は唯一の被爆国民として、この差し迫った危険に歯止めをかけ、新たな戦争への道を閉ざすために全力を尽くす責務を負っている。ついでに、次の事項を中心とする被爆者援護法を一日も早く制定されたい。

一、再び被爆者をつくらぬことの決意をこめて、原爆被害に対する国家補償を行うことを趣旨とする。
二、被爆者の健康管理と治療・療養を全額国庫負担で行うこと。
三、被爆者全員に被爆者年金を支給し、障害をもつ者には加算すること。
四、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給すること。

第四九九五号 昭和六十年四月十七日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第四九九六号 昭和六十年四月十七日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、六三七 原田泉
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第四九九七号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第四九九八号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、六三七 原田泉
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第四九九九号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五〇〇〇号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、六三七 原田泉
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五〇〇一号 昭和六十年四月十七日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、六三七 原田泉
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五〇〇二号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五〇〇三号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五〇〇四号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、六三七 原田泉
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五〇〇五号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五〇〇六号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五〇〇七号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五〇〇八号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五〇〇九号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五〇一〇号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇一七号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇一八号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇一九号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇二〇号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇二一号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇二二号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇二三号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇二四号 昭和六十年四月十七日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五〇二二号 昭和六十年四月十七日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五〇一三三号 昭和六十年四月十七日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五〇一四四号 昭和六十年四月十七日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五〇一五五号 昭和六十年四月十七日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五〇一六六号 昭和六十年四月十七日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五〇一七七号 昭和六十年四月十七日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五〇一八八号 昭和六十年四月十七日受理
労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五〇一九九号 昭和六十年四月十七日受理
労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五〇二〇〇号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第五〇二二二号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第五〇二三三号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第五〇二三三号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第五〇二四四号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五〇二五五号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五〇二六六号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五〇二七七号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五〇二八八号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ
二四 柳沼和江

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五〇二九九号 昭和六十年四月十七日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 熊本県球磨郡多良木町黒肥地二、
六三七 原田泉

紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五〇三〇〇号 昭和六十年四月十七日受理
労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 鳥取県米子市上福原一、八〇四ノ
二二 高橋岳之 外千九百九十九名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五〇三二二号 昭和六十年四月十七日受理
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

請願者 東京都町田市本町田二、四二四ノ

二一ノトノ六ノ五〇二 齊藤隆恭

外二十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第五〇三三三号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都中野区東中野一ノ八ノ五

佐藤智毅 外一名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五〇三三四号 昭和六十年四月十七日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市上保内乙三二〇ノ二

荒井哲雄 外二十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五〇三三五号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の改善反対等に関する請願(五通)

請願者 名古屋市中区上飯田北町四 山村

森弘 外七百八十四名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇三六号 昭和六十年四月十七日受理

国民年金制度の改善等に関する請願

請願者 大阪府生野区中川西三ノ五ノ二八

大島靖男 外百二十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一五七三号と同じである。

第五〇三七号 昭和六十年四月十七日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 秋田県本荘市大浦八走二八〇 細

谷義浩 外千四百四十六名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五〇三八号 昭和六十年四月十七日受理

稀少難病患者の医療の充実と福祉に関する請願

請願者 埼玉県所沢市こぶし町二九ノ二九

渡部剛志 外百二十名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第五〇三九号 昭和六十年四月十七日受理

最適な医療と生活の保障に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒二ノ八ノ二ノ

四〇七 石井正俊 外二千百十五

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二一三八号と同じである。

第五〇四〇号 昭和六十年四月十七日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三

通)

請願者 富山県東礪波郡城端町大鋸屋一六

〇 小田秀子 外二百二十四名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五〇四一号 昭和六十年四月十七日受理

実効のある男女雇用平等法制定に関する請願

請願者 東京都多摩市落合五ノ八ノ一九ノ

三〇四 塩崎美登子 外四十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二六七二号と同じである。

第五〇五八号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市中区天白区元八事五ノ一五〇

西垣正子 外五百七十二名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇五九号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区天白区原二ノ二、四〇八

庄司照美 外六百七十一名

紹介議員 稲村 総夫君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇六〇号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 三重県桑名郡長島町出口六六ノ三

横井和代 外八百八十一名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇六一号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市中区比良四ノ三五一 安

藤延子 外九百二十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇六二号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市半城土中町三ノ九ノ

七 川崎都子 外千三百九十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇六三号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区東区牧の里二ノ五二〇

寺島和昭 外五百三十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇六四号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区鳴海町姥子山二ノ

三六六 鶴飼一誠 外二百三十九

名 牧君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇六五号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 愛知県瀬戸市北松山町一ノ一五二

伊神武生 外七百七十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五〇六六号 昭和六十年四月十八日受理

効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 東京都目黒区中根二ノ一七ノ一九

五十庄一六 山野汐美 外八百八

十八名

紹介議員 中山 千夏君

この請願の趣旨は、第一五三七号と同じである。

第五〇六七号 昭和六十年四月十八日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市西大崎一、三六三ノ

六 今井テル 外三十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五〇六八号 昭和六十年四月十八日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県市立町通三番町五六六 石

崎ミヨ 外二十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五〇六九号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三

(通)

請願者 富山市水橋北馬場一六一 松井昭
子 外二百二名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五〇七〇号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市西藤平蔵五一〇 中
村雅明 外百九十一名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五〇七一号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市田畑新町二ノ四ノ一二 宮
新昭夫 外百四名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五〇七二号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三
通)

請願者 富山県中新川郡上市町神田孤田六
ノ一 宮崎隆 外百七十八名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五〇七三号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県婦負郡婦中町田島 門木昭
次 外八十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五〇七四号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県黒部市浜石田二二八ノ二四

宮崎広秋 外五十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五〇七五号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三
通)

請願者 富山県上新川郡大沢野町上大久保
四一七ノ二一 加藤紀子 外三百
十八名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五〇七六号 昭和六十年四月十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都港区芝浦二ノ一ノ一ノ五
一二 桐生昭太郎 外百名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第五〇八四号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に關
する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第五〇八五号 昭和六十年四月十八日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五〇八六号 昭和六十年四月十八日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五〇八七号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給
に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五〇八八号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請
願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五〇八九号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請
願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五〇九〇号 昭和六十年四月十八日受理
労災有傷損傷者の遺族年金・介護料に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第五〇九一号 昭和六十年四月十八日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七

六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五〇九二号 昭和六十年四月十八日受理
年金の官民格差是正に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五〇九三号 昭和六十年四月十八日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五〇九四号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に關
する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五〇九五号 昭和六十年四月十八日受理
労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五〇九六号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八九八ノ七
六 千葉勇
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第五〇九七号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八八八ノ七

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第五〇九八号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八八八ノ七

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五〇九九号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八八八ノ七

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五一〇〇号 昭和六十年四月十八日受理
車いす重度身体障害者の終身保護施設に関する請願

請願者 千葉県市原市能満一、八八八ノ七

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五一〇一号 昭和六十年四月十八日受理
高齢者の雇用確保に関する請願

請願者 新潟県新津市美幸町一ノ一八ノ一
一 友坂忠 外二千八百七十名

紹介議員 近藤 忠孝君

政府は、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法に基づき、民間企業における高年齢者(五十五歳以上)の雇用率の六パーセント以上とする目標を設定し、昭和六十年までに、民間企業の定年制を六十歳以上にする行政指導をすすめてきた。

その結果、昭和五十八年六月現在で、高年齢者の雇用率が全産業で七・一パーセント、銀行保険業で六・三パーセントに達したと発表している。銀行産業では、政府のつよい要請を受けて、都市銀行、地方銀行の大多数が六十歳定年制になり、遅れている一部の地方銀行も昭和六十年度中には六十歳定年制を実施する見込みになっている。しかし、その実態は五十五歳以降の賃金を、五十四歳の年収の五十パーセントから六十パーセント程度に引き下げるなど、実質的には再雇用制度と変わらない劣悪な内容になっている。更に、都市銀行では、五十歳前後から、取引先企業や関連企業への出向を強制するため、実際に職場に残っている五十五歳以上の高年齢者は一パーセントにも満たないという実状になっている。しかも出向の方法として、五十歳前後になった従業員を一方的に人事部付・待命に発令し、机もいすも与えず、出向して第二の人生をきずく気はないかと、肩たたきをするなど、危険なやりかたをしている。銀行保険業の高年齢者の雇用率が六・三パーセントになったのは、経営者が従業員総数のなかに関連企業等への出向者を加え、水増しをして報告をしているからである。公共性の高い金融機関が、このようなやりかたで世間を欺くことは許しがたいことであり、これを放置すれば、同じようなことが全産業にひろがっていくおそれがある。ついては、こうした銀行経営者の反社会的行為を厳重に規制し、実効のある高年齢者の雇用確保のため、次の事項について措置をとられたい。

一、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法に基づく高年齢者(五十五歳以上)の雇用率の算定にあつては、当該企業が現実雇用して

いる者のみを対象にするなど水増しを防止する措置をとるとともに、未達成企業から罰金をとること。

二、企業が従業員を他企業に出向させる場合には、次の事項を守らなければならない旨を立法化すること。

1 就業規則などの定めにかかわらず、本人の同意がなければ無効とすること。

2 出向期間は最長二年とすること。

3 出向先での労働条件(賃金・労働時間・福利厚生など)が、出向前の労働条件を下回る場合には、派遣企業がその損失部分を補償すること。

4 復帰後の賃金、資格、職位などは、出向前のそれを下回らないこと。

三、厚生年金の支給開始年齢に達するまでは、一方的な解雇並びに労働条件の低下を制限する解雇制限法を立法化すること。なお、この立法化までの緊急措置として、現在六十歳未満の定年制をとっている企業は、直ちに六十歳以上に延長するよう国会で決議すること。

第五一〇二号 昭和六十年四月十八日受理
年金改悪反対に関する請願

請願者 福岡県春日市日の出町二ノ二七
大和スエ子 外九千六百九名

紹介議員 浜本 万三君

国庫負担を削り、労働者、国民に大幅な保険料引上げ、年金額切下げを押し付ける国民年金法等の一部を改正する法律案を民主的機関を設けて再検討し、次の事項について実現を図られたい。

一、六十歳から全国民平等に、掛金なしで、最低保障の年金が受けられる全額国庫負担の基本年金をつくること。その財源は、現在支出している国庫負担及び不公平税制の是正、積立金民主化による財政投融資の効率運用などでねん出すこと。

二、そのうえに、賃金・収入に応じて保険料を支

払い年金を受ける報酬比例の年金制度を上乗せすること。この部分の労使の保険料負担割合は労働者三、使用者七とすること。

三、公的年金の最低保障水準はILO第一二八号条約(平均賃金の四十五パーセント)を基準にきめること。

四、老齢年金の支給開始年齢は原則として六十歳とすること。ただし、交通、地下産業、深夜業など三交替制職場、女性の社会的諸権利が確立されるまでの間の女性の支給開始年齢は当面五十五歳とすること。

五、年金額のスライドは賃金、物価の上昇率にあわせて生計費スライドとし、毎年四月に行うこと。

六、年金積立の管理運用については、労働者・自営業代表などが参加する機関で民主的運用を行うこと。

第五一〇三号 昭和六十年四月十八日受理
年金改悪反対に関する請願

請願者 福岡県田川市東区岩屋四、二五一
渡茂 外一万二百二十六名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第五一〇二号と同じである。

第五一〇四号 昭和六十年四月十八日受理
年金改悪反対に関する請願

請願者 北九州市門司区城山町三ノ二九
有村清 外九千九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第五一〇二号と同じである。

第五一〇五号 昭和六十年四月十八日受理
年金改悪反対に関する請願

請願者 福岡県八女市新庄一、一五三ノ一
馬場健男 外四千七百七十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第五一〇二号と同じである。

第五一一五号 昭和六十年四月十八日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡桂川町瀬戸二二八ノ三 山上千津子 外千九百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第五一一六号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 京都府福知山市北小谷ヶ丘一、八六七 西川代一 外五十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五一一七号 昭和六十年四月十八日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(十通)

請願者 滋賀県大津市神領三ノ一ノ一 寺田貞治 外四千四百三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第五一一八号 昭和六十年四月十八日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 熊本県牛深市牛深町一、九一七ノ二 白石剛二 外百八十四名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五一一九号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 愛知県額田郡幸田町大草山添八一ノ六 尾崎敏則 外四百九十六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五一二〇号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市港区川岡町一ノ二二七 神谷志津子 外二百十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五一二一号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 愛知県愛知郡日進町岩崎南口一〇二 津田最 外七百五十五名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五一二二号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市浅井町西浅井郷中一、一〇八ノ八 森雅明 外百八十五名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五一二三号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市井内町下堤三七ノ一 片桐明 外三千九百九十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五一二四号 昭和六十年四月十八日受理

国民年金制度の改善等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市立花町一ノ一三ノ一 富田禮二朗 外五十二名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一五七三号と同じである。

第五一二五号 昭和六十年四月十八日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 福岡県三方郡美浜町気山九三ノ一 山口功 外千九百六十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五一二六号 昭和六十年四月十八日受理

老人ホームの処遇に関する請願

請願者 東京都東村山市青葉町一ノ七ノ一 増田隆一 外二十六名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一六五九号と同じである。

第五一二七号 昭和六十年四月十八日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市曲淵二ノ一〇ノ三四 栗山吉男 外三十二名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五一二八号 昭和六十年四月十八日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県加茂市桜沢一ノ四〇 馬場実 外三十八名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五一二九号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県秩父市寺尾三、三〇五 八木章夫 外二百二十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

請願者 埼玉県川口市新井町六ノ二 渡辺千代子 外百七十九名

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第五一三〇号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)

請願者 富山県上新川郡大沢野町上大久保 六二ノ四 竹中信明 外百十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五一三一号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県秋吉三三八ノ二 大門一男 外六十五名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五一三二号 昭和六十年四月十八日受理

国民年金と厚生年金を統合する国民年金法等の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市上内三、六六八ノ九 市アヤ子 外三十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二七七二号と同じである。

第五一三四号 昭和六十年四月十八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 愛知県碧南市塩浜町一ノ二二 鈴木千市 外百九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第五一四〇号 昭和六十年四月十八日受理

男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 愛知県豊橋市石巻本町市場四六ノ

三 近田暢子 外九百九十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第五四二号と同じである。

第五一四一号 昭和六十年四月十八日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(五通)

請願者 鳥取県米子市河崎七一 中和子
外四千三百一名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第五一四二号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市東区山口町六ノ七 関山
英代 外千四百五十一名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第五一四三号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市市中村区大日町六ノ一〇
橋本富貴 外六百十名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第五一四四号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市千種区御園町二ノ二〇
川地文丸 外八百八十三名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第五一四五号 昭和六十年四月十八日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市下坂井一八〇ノ一〇
中沢照子 外二十三名
紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五一四六号 昭和六十年四月十八日受理
児童扶養手当制度改正反対等に関する請願

請願者 大阪府住吉区長居西一ノ一三ノ三
四ノ三〇三、藤本直子 外八十二名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二二七〇号と同じである。

第五一四七号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県氷見市神代一、二二六 高
木英一 外二百三十六名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五一四八号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県砺波市花園町一ノ一一 金
井悦子 外二百二十三名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五一四九号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県上新川郡大沢町稲代一九
二ノ四一 上村忠俊 外二百四十
五名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五一五〇号 昭和六十年四月十八日受理
仲裁裁定の完全実施等に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡藤代町平野二〇六
ノ三 菅谷滋男 外二百九名
紹介議員 片山 甚市君

政府は、財界主導の第二次臨時行政調査会の行政改革をおしすすめ、国家予算をマイナス・シリリングとして、そのしわ寄せを労働者に押し付けている。このことは、とりわけ公共企業体労働者を犠牲にし、その家庭生活を破壊するものである。

一方、マイナス・シリリングの予算にあつて軍事費だけは四年間にわたつて突出させ、その分を公共料金の引上げをはじめとする大衆増税でまかなおうとしている。こうした状況にあつて、本来労働交渉で決定すべき賃金についても、政府は不当な介入を続けている。毎年のように仲裁裁定を値切り、夏期手当、年末手当、期末手当についても従来の経過を一方的に破り、政府主導で支給日を遅らせ、支給率を下げるなどしている。加えて、共済組合掛金率の引上げで昨年のペアは帳消しになり、労働者の家計は苦しさを増している。よつて、仲裁裁定の完全実施をはじめ、諸手当の支給率の引下げをしないで、人間らしい生活ができるよう、立法府として必要な措置を講ずべきである。また、働く婦人が増大している状況をふまえて、安心して婦人が働き続けるための実効ある男女雇用平等法の制定を求めるものである。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、仲裁裁定を完全実施し、一時金削減などの手段による不完全実施をしないよう、立法府として必要な措置を講ずること。

二、婦人が安心して働き続けられるような実効ある男女雇用平等法を制定すること。

第五一五八号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第五一五九号 昭和六十年四月十八日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五一六〇号 昭和六十年四月十八日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五一六一号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五一六二号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五一六三号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五一六四号 昭和六十年四月十八日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中
村弘美
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要
に対応できるように、国立病院・療養所を充実
強化すること。

第五一九六号 昭和六十年四月十八日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町金丸七八四ノ
四 万田博子 外二十四名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第五一九七号 昭和六十年四月十八日受理

労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願

請願者 北海道宗谷郡猿払村鬼志別 大野
敏隆 外八千三百七十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五一九八号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 岩手県和賀郡湯田町二ノ九 高
橋猛雄 外五十四名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五一九九号 昭和六十年四月十八日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 北海道網走市海岸町六ノ二 武田
清志 外百八十八名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五二〇〇号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願
請願者 名古屋市中区和区北山町二ノ一〇
植田朱美 外千三百三十九名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二〇一号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市名東区小池町三 田中徳
道 外千三百三名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二〇二号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市西区菊井一ノ二八ノ一〇
西本国男 外千二百二十六名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二〇三号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県春日井市下八田町六、〇〇
四 羽澄信雄 外三百六十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二〇四号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県西春日井郡新川町東外町二
ノ二 石原京子 外六百十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二〇五号 昭和六十年四月十八日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 北海道伊達市末永町五七ノ二三
大久保キヨ 外九百十名

第五二〇六号 昭和六十年四月十八日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市山本町二五三ノ六
一 中山孝子 外百十四名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二〇七号 昭和六十年四月十八日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 新潟県柏崎市緑町一ノ二二ノ四〇
二 鬼山知子 外二百三十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二〇八号 昭和六十年四月十八日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 札幌市南区南沢一条三ノ七ノ四八
薄田敦子 外千三百二十二名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二〇九号 昭和六十年四月十八日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県長岡市才津町二〇二 大崎
俊輝 外十八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五二一〇号 昭和六十年四月十八日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願
請願者 秋田県大曲市大曲西根島居一九一
ノ一 山崎篤志 外百四十六名

林淳 外三十一名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五二二二号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願
(三通)

請願者 埼玉県浦和市辻七ノ一ノ一二
五月女明子 外四百五十六名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第五二二三号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の改悪反対、その改善に関する請願

請願者 茨城県下館市折本三三九 杉山務
外二百七名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第五二二四号 昭和六十年四月十八日受理

実効ある雇用平等法制定に関する請願

請願者 栃木市大塚町八三〇ノ一一 五十
嵐勉 外一万七千六百三十三名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二〇三三号と同じである。

第五二二五号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県高岡市中田団地三区八五九
ノ一四三 宮崎三夫 外二百二十
七名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二二六号 昭和六十年四月十八日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県砺波市中神七五六 老松光
子 外二百四十五名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二二七号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市上富居新町七ノ八七 基
越悦雄 外二百二十八名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二二八号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(四通)
請願者 富山市永楽町三七ノ三三 村上光
三 外二百九十一名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二二九号 昭和六十年四月十八日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)
請願者 富山県中新川郡立山町坂井沢二三
五 中橋和多利 外百七十七名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二三〇号 昭和六十年四月十八日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 静岡県熱海市下多賀七五八 弓田
庄太郎 外六十名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第五二二二一号 昭和六十年四月十九日受理
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の
確保を促進するための労働関係法律案並びに同
法案による労働基準法の一部改正案反対に関する
請願

請願者 横浜市神奈川区大口仲町七ノ七
吉田友恵 外三十九名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第五二三二二号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 千葉市黒砂四ノ四ノ一六 鈴木俊
輔 外十名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五二三三三三号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善反対等に関する請願(四通)
請願者 愛知県尾張旭市旭台二ノ一三 小
瀬垣恵子 外六百九十二名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二三三四号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善反対等に関する請願
請願者 愛知県春日井市神屋町二、二九八
ノ五六〇 松本典子 外千二十九
名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二三三五号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善反対等に関する請願
請願者 愛知県岩倉市昭和町二ノ四七 伊
東英美子 外二百五十六名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二三三六号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善反対等に関する請願
請願者 名古屋市中区東区藤見が丘一四七
永田光吉 外百九十一名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二三三七号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善反対等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中天白区元八事三ノ一八
八木めぐみ 外三百五十三名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二三三八号 昭和六十年四月十九日受理
労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願
(四通)
請願者 愛知県豊橋市多米西町三ノ一五ノ
五 宮地すま子 外三百五十七名
紹介議員 稲山 應君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二三三九号 昭和六十年四月十九日受理
労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願
(四通)
請願者 愛媛県周桑郡小松町大頭甲二〇三
真鍋恵美子 外六千四百二十七
名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二四〇号 昭和六十年四月十九日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願
請願者 滋賀県彦根市栄町一ノ一〇ノ二二
奥川静雄 外五名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五二四一四号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善に反対し、その改善に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五 村上
文男 外二百二十六名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第五二四二二二号 昭和六十年四月十九日受理
最適な医療と生活の保障に関する請願
請願者 千葉市天台町一五二ノ九七 増田
史江 外二千七百四十九名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二二三八号と同じである。

第五二四三三三三号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二
通)
請願者 富山市小杉二〇五ノ二 木戸利一
外三百四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二四四四四号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市布市二七三ノ一 池田俊夫
外二百八十八名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二四四五五号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県高岡市大源寺新町一ノ三四
浜詠治 外九十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二四六六六号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市新保三六二 中井浩 外六
十名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二四七号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県東礪波郡城端町大鋸屋 山田美高 外六百三名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二四八号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県黒部市生地二七三 堀川憲正 外七十四名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二四九号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山県豊田町一〇ノ六 平野智子 外百五名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五二五〇号 昭和六十年四月十九日受理
実効のある男女雇用平等法制定に関する請願
請願者 東京都多摩市東寺方四六四ノ一六 小川俊子 外七十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二六七二号と同じである。

第五二五一号 昭和六十年四月十九日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 愛知県刈谷市一ツ木町荒井三ノ五 酒井三春 外二百三十一名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第五二五二号 昭和六十年四月十九日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願
請願者 名古屋市中区吉根松調三、二五 二 豊田公勇 外百八十名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第五二五三号 昭和六十年四月十九日受理
年金改悪反対に関する請願
請願者 福岡県山田山下山田三七ノ一七 山崎幸二 外四千四百五名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五一〇二号と同じである。

第五二五五号 昭和六十年四月十九日受理
国立病院・療養所の存続等に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 長野県議会内 小林庄司

紹介議員 小山 一平君

近年、国民の医療需要が増大しているなかにあつて、長野県の国立病院・療養所は、地域医療の中心として地域住民に高度総合的医療や専門的医療を提供するなど医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしており、その充実強化が望まれている。しかしながら、厚生省は、三百床以下の病床数を有する国立病院・療養所を中心に統廃合や地方自治体への経営委譲を行う方針を打ち出したが、これを実施した場合、地域医療水準の低下を招き、住民の健康管理に重大な支障をきたすとともに、地方財政への負担増につながるものである。よつて、国立病院・療養所を現行どおり存続するとともに、医療機能を充実するよう強く要請する。

第五二七八号 昭和六十年四月十九日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 福島市成川西谷地二八ノ三 佐藤

第五二八二号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 岩手県金沢市鶴住居町一四ノ二三 小笠原長作 外二十八名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五二八三号 昭和六十年四月十九日受理
国立療養所長寿園の存続等に関する請願
請願者 神奈川県座間市相模が丘一ノ二七 一〇ノ六〇六 宇津江はつ 外五十四名

紹介議員 雅志 外六十一名
菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第五二七九号 昭和六十年四月十九日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(二通)
請願者 佐賀市北川副町木原六三ノ二七 辻十造 外二千六百三十二名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第五二八〇号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善に関する請願(二通)
請願者 東京都東大和市向原六ノ一ノ七ノ三 池上隆 外三百九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五二八一号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 岩手県江刺市玉里六百刈田三〇 〇ノ一 安部富男 外四十八名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五二八二号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の改善に関する請願
請願者 岩手県金沢市鶴住居町一四ノ二三 小笠原長作 外二十八名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五二八三号 昭和六十年四月十九日受理
国立療養所長寿園の存続等に関する請願
請願者 神奈川県座間市相模が丘一ノ二七 一〇ノ六〇六 宇津江はつ 外五十四名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第九一五号と同じである。

第五二八四号 昭和六十年四月十九日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(六通)
請願者 富山県礪波市新栄町七三〇ノ一三 野見昌子 外七千九百四十四名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第五二八五号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福井市月見二ノ三ノ三 横山博昭 外七十七名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五二八六号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 愛知県豊橋市伝馬町九三 藤沢智美 外二百三十九名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五二八七号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 山口県玖珂郡由宇町六、一三ノ四 森重輝子 外百九名

紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五二八八号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)
請願者 山口県宇部市厚南区第二原 佐々木ひとみ 外二百七十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五二八九号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷町春木白土一ノ七七六 石原文代 外六百八十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二九〇号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県知立市南陽二ノ六六 中島 武 外百九十七名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二九一号 昭和六十年四月十九日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市西四日町三ノ一四ノ二二 武藤岩吉 外二十五名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五二九二号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市東蔵前町木平二三 尾藤多美子 外三百八十三名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二九三号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中村区中村町三ノ一四 西川和男 外七百八十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二九四号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県東海市大田町沙田四〇 大村元枝 外三百六十四名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二九五号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 愛知県安城市姫小川町鹿乗一ノ四〇 森行雄 外六百五十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五二九六号 昭和六十年四月十九日受理

効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 東京都港区新橋四ノ二一ノ七 鈴木 木景子 外千十八名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一五三七号と同じである。

第五二九七号 昭和六十年四月十九日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 福岡市南区花畑一ノ四二ノ三 広田幸子 外百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二九八号 昭和六十年四月十九日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 茨城県日立市多賀町五ノ八ノ一三 広瀬忠 外二百九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五二九九号 昭和六十年四月十九日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(七通)

請願者 和歌山市大谷二〇七ノ二二 井笹

浄子 外二千六百六十一名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五三〇〇号 昭和六十年四月十九日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市三竹六九八 森口四郎 外十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五三〇一号 昭和六十年四月十九日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡吉田町吉田三、六八七 石川里子 外二十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五三〇二号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 埼玉県所沢市北岩岡五五八 粕谷光行 外三百三十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二一〇一八号と同じである。

第五三〇三号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市下豊岡町一、二八〇 萩原武 外百七十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二一〇一八号と同じである。

第五三〇四号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県黒部市三日市八四二 川枝光基 外百七十一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五三〇五号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県大泉町三ノ二〇 中田雅明 外二百二十二名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五三〇六号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県東礪波郡井波町専勝寺六五 大浦美穂子 外三百五十三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五三〇七号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二通)

請願者 富山県黒部市出島五七二 島澄夫 外百六十九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五三〇八号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(四通)

請願者 富山県滑川市神明町一、二〇七 大橋秀介 外百八十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五三〇九号 昭和六十年四月十九日受理

健保本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 岩手県一関市萩江川一〇九 熊谷優 外千五百六十九名

紹介議員 山田 譲君

国民の日常生活における悩みや不安のなかで、家

族の健康、本人自身の健康及び老後の生活設計等は上位を占めている。このことは、国民の生活に関する世論調査結果に共通してあらわれている。第百一回国会で成立し、既に実施している健康保険法の改正によつて、国民の日常生活における健康及び老後の生活にかかわる悩みや不安は、深刻なものとなつてゐる。国民のもう一つの不安は、政府が医療供給体制の中心に位置している国立・公立医療機関の相当数の統合廃止を強行し、民間の医療機関を含めて現在ある百七十万床のベッドを百万床にまで削減しようとしてゐることである。国民は、国立・公立医療機関が模範的な医療を行い、すべての医療機関が連携をとりあつて国民の医療要求にこたえていくことを求めている。

また、国民は、医療機関における行き届いた医療・看護を切実に求めており、看護婦に連続夜勤を押し付け、本来直営で行うべき患者給食や洗濯、清掃などを外部の業者に任せて営利事業化するような政府の政策は、国民の願いに逆行するものである。ついでには、国民の健康、医療及び老後の生活にかかわる悩みや不安、不満を解消するため、次の事項について緊急に実現を図られたい。

- 一、健康保険本人の十割給付を復活すること。
- 二、国民健康保険への国庫補助率を引き上げること。また、医療・福祉等に対する国庫補助の引下げをしないこと。
- 三、差額負担の公認、拡大や療養費払いなど、公的保険医療の縮小をしないこと。
- 四、退職者医療制度に国庫補助をすること。
- 五、老人医療費の無料制度を復活すること。
- 六、国立・公立、公的医療機関の統合廃止、すべての医療機関の縮小再編成を直ちにやめること。
- 七、病院業務の直営原則を守り、下請化をしないこと。また、病院給食、洗濯などを営利事業化しないこと。

第五三一七号 昭和六十年四月十九日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(二通)

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉 外一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第五三一八号 昭和六十年四月十九日受理

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五三一九号 昭和六十年四月十九日受理

在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五三二〇号 昭和六十年四月十九日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五三二二号 昭和六十年四月十九日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五三二三号 昭和六十年四月十九日受理

重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

額(二通)

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉 外一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五三二三号 昭和六十年四月十九日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五三二四号 昭和六十年四月十九日受理

労災有償損傷者の遺族年金・介護料に関する請願(二通)

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉 外一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第五三二五号 昭和六十年四月十九日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(二通)

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉 外一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五三二六号 昭和六十年四月十九日受理

年金の官民格差差正に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五三二七号 昭和六十年四月十九日受理

有償損傷者の有償神経治療技術研究に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五三二八号 昭和六十年四月十九日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(二通)

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉 外一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五三二九号 昭和六十年四月十九日受理

労災被災者の有償神経治療技術研究に関する請願(二通)

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉 外一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五三三〇号 昭和六十年四月十九日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(二通)

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉 外一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第五三三一号 昭和六十年四月十九日受理

車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊

吉

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第五三三三号 昭和六十年四月十九日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊吉
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五三三三三号 昭和六十年四月十九日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊吉
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五三三四号 昭和六十年四月十九日受理
車いす重度身体障害者の終身保護所設置に関する請願
請願者 北海道伊達市網代町四三 木村伊吉
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五三三五号 昭和六十年四月十九日受理
岡山県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(二通)
請願者 岡山県津山市林田八九八 村上栄一 外二千九百九十九名
紹介議員 寺田 熊雄君

第五三三六号 昭和六十年四月十九日受理
栃木県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(二通)
請願者 栃木県今市市文井町二二七 白井稔 外九百七十名
紹介議員 上野 雄文君

第五三三七号 昭和六十年四月十九日受理
大分県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願
請願者 大分県別府市朝見一ノ二〇ノ八 阿部秀彦 外二千名
紹介議員 佐藤 三吾君

第五三三八号 昭和六十年四月十九日受理
福岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願
請願者 福岡市南区野多目五九五 渡辺幸生 外千名
紹介議員 小野 明君

第五三三九号 昭和六十年四月十九日受理
岡山県内の国立病院・療養所(五施設)は、営利追及を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより

医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の期待にそむくものである。県民・地域住民の命と健康を守るため、国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

政府は、昭和五十八年五月二十四日の閣議決定のなかで、国立病院・療養所(二百五十四施設)の統廃合・縮小・移譲(地方自治体や民間への私下げ)、現場業務の下請け方針を打ち出した。この決定にそつて国立医療を切り捨てることは、社会保障、医療保障及び公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、国民、栃木県民の期待にそむくものである。県内には、国立栃木病院、国立療養所宇都宮病院(以上宇都宮市)、国立療養所足利病院(足利市)、国立療養所東栃木病院(河内町)、国立塩原温泉病院(塩原町)の五施設があり、高度化・専門化する

医療の分野で、営利を目的としない県民医療機関として、高度総合的な診療機能を発揮し、他の私的・公的医療機関で受けることが困難な循環器病、小児・母子医療など専門機能を強化し、地域医療の中心の指導的役割を果たしてきた。また、県民の疾病構造の変化のもとで、結核、脳卒中、リハビリ、重度心身障害をはじめとする難病、長期慢性疾患への医療の対応を果たしている。こうした国立医療機関の役割は、貴重な県民の医療資源として、その存在が地域、県民の生活のなかに深く定着しており、政府の決定した国立医療の整理合理化には反対である。ついては、県内の国立病院・療養所を充実強化し、地域住民、県民のために医療をするため、次の事項について実現を図られたい。

一、県内国立病院・療養所の廃止や地方自治体・民間への移譲計画の策定を取りやめること。
二、県内国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
三、県内国立病院・療養所が、地域住民、県民の疾病構造の変化や、医療需要に対応できるように、医療従事者の大幅増員(現在は大学病院、他の公立病院の三分の二程度しか配置されていない)による増床と機能役割の強化拡大を図ること。

今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

福岡県内の国立病院・療養所(九施設)は、営利追及を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政

今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政

今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政

今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政

今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政

今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政

今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつて、国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政

政改革の推進に関する当面の実施方針について、
のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方
自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打
ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療
・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国
の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の生
命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充
実強化が必要である。については、次の事項につ
いて実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民
間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請
けはしないこと。
三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要
に対応できるように、国立病院・療養所を充実
強化すること。

第五三三九号 昭和六十年四月十九日受理

福岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 福岡市南区松原六ノ一六 西村
秀夫 外千二十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五三四〇号 昭和六十年四月十九日受理

福岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 北九州市小倉南区若園一ノ九ノ一
七 鬼木徳子 外七百九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五三四一号 昭和六十年四月十九日受理

福岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 福岡市南区井尻四ノ二ノ二〇

川添英子 外四百九十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五三四二号 昭和六十年四月十九日受理

道北地方の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 北海道旭川市四区三条三丁目 高
野健司 外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

道北地方の国立病院・療養所（三施設）は、営利追
及を目的としない医療機関として、国民・地域住
民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門
医療を提供してきた。このことにより、国立病院
・療養所は、道北の地域医療の充実や医療水準及
び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。
今日、国民の医療需要が増大するなかで、道北の
地域住民は、国が直接医療を提供することにより
全医療機関の模範となつている国立病院・療養所
の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改
革の推進に関する当面の実施方針について、のな
かで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治
体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出
した。このような国立医療の切捨ては、医療・公
衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責
任を放棄するものであり、道北・地域住民の期待
にそむくものである。道北の国立病院・療養所の充
実強化が必要である。については、次の事項につ
いて実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民
間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請
けはしないこと。
三、道北・地域住民の疾病構造の変化や医療需要
に対応できるように、国立病院・療養所を充実
強化すること。

第五三四三号 昭和六十年四月十九日受理

東京都内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 千葉県浦安市海菜一ノ二〇ノ三
北川寿博 外三百三十名

紹介議員 内藤 功君

東京都内の国立病院・療養所（十二施設）は、国民
のための国立病院として、民間の医療機関では担
いられない困難な癌、小児・母子医療、循環器等
の専門機能を強化し、地域医療の中心的指導的役
割を果たしてきた。また、国民の疾病構造の変化
のもとで、精神、脳卒中、難病、重度心身障害、
筋ジストロフィー、ハンセン氏病等の長期慢性疾
患への対応を果たしてきた。こうした国立医療機
関の役割は貴重な国民の医療資源として、国民生
活のなかに深く定着している。また、今日医療需
要が増大するなかで、国民は、国が直接医療を提
供することにより全医療機関の模範となつている
国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。国民
の生命と健康を守るために、都内の国立病院・療
養所の充実強化が必要である。については、国民の
ためによい医療をするため、次の事項について実
現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民
間への移譲計画策定を取りやめること。
二、患者・国民の疾病構造の変化や医療需要に対
応できるように、国立病院・療養所を充実強化
すること。
三、医療直営の原則に基づき、現場業務の民間へ
の下請けはしないこと。

第五三四四号 昭和六十年四月十九日受理

東京都内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 東京都新宿区戸山一ノ二〇ノ一ノ
八〇二 武田清孝 外六百四十六
名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第五三四三号と同じである。
第五三四五号 昭和六十年四月十九日受理

長野県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 長野県松本市蟻ヶ崎一ノ五ノ五
古田まよ子 外四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

長野県内の国立病院・療養所（七施設）は、営利追
及を目的としない医療機関として、国民・地域住
民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門
医療を提供してきた。このことにより、国立病
院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準
及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてい
る。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県
民・地域住民は、国が直接医療を提供すること
により全医療機関の模範となつている国立病院・療
養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行
政改革の推進に関する当面の実施方針について、
のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方
自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打
ち出した。このような国立医療の切捨ては、医
療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない
国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民
の期待にそむくものである。県内の国立病院・療
養所の充実強化が必要である。については、次の
事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民
間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請
けはしないこと。
三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要
に対応できるように、国立病院・療養所を充実
強化すること。

第五三四六号 昭和六十年四月十九日受理

長野県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 長野県内

紹介議員

し、充実強化に関する請願

請願者 長野県更級郡大岡村乙二、五四四

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五三四五号と同じである。

第五三四七号 昭和六十年四月十九日受理

広島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 広島市東区牛田東四ノ六ノ一五

紹介議員 浜本 万三君

広島県内の国立病院・療養所(七施設)は、営利を

目的としない国民医療機関として、高度総合的な診療機能を發揮し、循環器病・癌・小児・母子医療など専門機能を強化してきた。また、国民の疾病構造の変化のもとで、結核・脳卒中・重度心身障害、筋ジストロフィーなどをはじめとする難病、精神疾患など、長期慢性疾患への医療の対応を果したしてきた。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつている国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に当る当面の実施方針についてのなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の期待にそむくものである。県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。

二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五三四八号 昭和六十年四月十九日受理

広島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(一通)

請願者 広島県大竹市西栄二ノ二ノ六 横山 幹彦 外千九百九十九名

紹介議員 堀田 啓典君

この請願の趣旨は、第五三四七号と同じである。

第五三四九号 昭和六十年四月十九日受理

神奈川県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町二一五 国立横浜東病院全医務所神奈川地区内金子 信夫 外千九百六十七名

紹介議員 竹田 四郎君

今日、国民の医療需要が増大するなかで、神奈川県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつている国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に当る当面の実施方針についてのなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の期待にそむくものである。県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五三五〇号 昭和六十年四月十九日受理

滋賀県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 滋賀県大津市朝日が丘一ノ一四ノ二 伊香智子 外二百八十一名

紹介議員 山田耕三郎君

滋賀県内の国立病院・療養所(三施設)は、営利追求を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつている国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に当る当面の実施方針についてのなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の期待にそむくものである。県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、県内の国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
二、県内の国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五三五一号 昭和六十年四月十九日受理
沖縄県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化・格差是正に関する請願

請願者 沖縄県名護市宮里一、一二ノ一 大城千賀子 外千五百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

沖縄県内の国立療養所(沖縄病院、琉球精神病院、沖縄愛楽園、宮古南園)は、昭和四十七年五月十五日の復帰以来、営利追求を目的としない医療機関として結核・精神・ハンセン病などの長期慢性疾患や重症心身障害児・筋ジストロフィー症児の受入れなど、難病対策への対応を行う一方で、肺結核治療にみられるように専門治療を県民に提供してきた。このことは国立療養所が、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしたといえる。しかし、県内の国立療養所の職員数は、復帰時点で全国水準の二分の一しかなく、その後の十年間で増員が図られなかったといえ、いまだに全国水準に達していない。国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、医療機関の模範ともいえるべき国立病院・療養所を充実強化し、特に県内の国立療養所の職員を本土な水準に達するよう増員して、よりよい医療を実現することを望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に当る当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立療養所の充実強化が必要である。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、沖縄県内の国立療養所四施設の職員数を本土と同規模施設の水準にまで増員すること。

二、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
三、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
四、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五三三二号 昭和六十年四月十九日受理

医療保険をはじめとする社会保障制度の改悪反対に関する請願

請願者 札幌市西区八軒一条東二丁目グリ
ンビル琴似一二〇 渡辺明日香
外九百六十二名

紹介議員 小笠原貞子君

難病といわれる病気や長期・慢性の病気、体の内部や外部の障害をもつ者とその家族は、病気や障害そのものの苦しみとともに、困難や悩み、悲しみと闘い続けている。いま、我が国では医療費の抑制や福祉制度の見直し、受益者負担などがすすめられているが、現状と経験からみて、医療と福祉は十分ではない。医療の公平すら実現していないのに昨年の医療保険等の改正は、闘病を更に苦しいものとするとは明らかである。国民はいくつでも、どこでも、だれもが、安心して公平に、適切な医療が受けられるべきである。重い病気や障害、長期・慢性の病気や障害をもつことによつて本人だけではなく家族の生活まで破壊され、人間としての尊厳や生命の価値が軽んぜられるような社会となることをおそれている。ついでには、社会保障を、後退させることなく、更に拡充するため、次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険など被用者保険本人の二割負担の実施をしないこと。
二、入院時給食費の患者負担は導入しないこと。
三、国民健康保険事業に対する国庫補助率の引下げをしないこと。

四、診療内容を制限するガイドライン医療標準の導入をしないこと。
五、ビタミン剤、総合感冒薬、健胃剤等の保険適用除外をしないこと。
六、高額療養費助成制度の限度額の引上げをしないこと。
七、生活保護のしめつけや、障害年金の支給制限をしないで、社会復帰に希望をもてる生活保障制度を確立すること。
八、身体障害者福祉法の対象を拡大し、難病患者や内部障害者の社会生活を保障すること。
九、老人福祉法の理念を生かし、老人保健法を改善すること。

第五三三三三号 昭和六十年四月十九日受理

健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 東京都府中市寿町三ノ一〇 杉村幸芳 外七百三十三名

紹介議員 安武 洋子君

政府は、昭和五十九年十月一日から、健康保険本人の二割自己負担(当面一割)など、健康保険法の改悪を実施し、また、国民健康保険への国庫負担を大幅に削減した。このため患者の受診は減り、病気の早期発見、早期治療が、困難になつていく。一方、昭和六十年度の予算でも、結核、精神、難病対策などの公費負担医療や生活保護への国庫負担を削減し、軍事費だけは増やしている。更に今国会では、年金制度の改悪案(保険料の大幅引上げ、支給額の大引下げ、支給開始年齢の五年引延ばし)や医療法の改悪案(医療機関の配置やベッド数の削減、官製統制の強化)の成立を急いでおり、患者、住民の医療を受ける機会を制限し、社会保障を受ける権利を縮小しようとしている。こうした軍事費拡大予算と医療・福祉を切り捨てる予算や政策を認めるわけにはいかない。ついでには、次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険本人の十割給付を復活し、差額徴収と自由診療を拡大する特定療養費制度を廃止すること。

二、国民健康保険への国庫負担の削減をしないこと。
と。国民健康保険保険料(税)を引き上げないこと。また、退職者医療制度に国庫負担をすること。
三、老人医療費無料化を復活し、保健事業(とくに健診事業)を充実拡大すること。
四、結核・精神・難病などの公費負担医療や生活保護への国庫補助の削減をしないこと。
五、いつでも、どこでも医療を受けられるように、ベッド規制や医療機関の種別規制を目的とした医療法の改正はしないこと。
六、年金給付の引下げや給付開始年齢の引延ばし、保険料の引上げなどを目的とした年金制度の改正をしないこと。また、年金のスライド制は直ちに実施すること。

第五三五四号 昭和六十年四月十九日受理

労働基準法の改悪を阻止し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 東京都立川市幸町五ノ六七ノ五二 河野淳一郎 外千四百六十九名

紹介議員 安武 洋子君

女生徒の進路指導の壁になつていくのは、募集及び採用における男女比のアンバランスという、就職の入口における男女差別である。このことは、女生徒の進路についての展望をもちにくくさせ、ひいては、学習意欲の低下にもつながりかねない。また、教職員も、採用や異動の際に、女性であるために不当な差別を受けている者が少なくない。募集、採用から退職にいたるまでの男女差別をなくす実効ある男女雇用平等法の制定を強く望んでいる。欧米諸国に比べ、年間労働時間が百時間以上も長い日本では女子保護規定は、健康で働き続けるための欠かせない条件であり、女性にも残業、深夜業が男性に課されるなら家庭崩壊は深刻になり、子どもだけが家庭に置き去りにされる状況も予想される。いま必要なのは、女性

の労働条件を女性より悪状況にある男性にすることをせず、男女とも労働時間を短縮し、親と子どものふれあいの時間を確保することであり、男性の労働条件の悪化にもつながる母性保護の廃止、縮小をねらう労働基準法の改悪を許すことはできない。ついでには、次の事項について実現を図りたい。

一、労働基準法の改悪部分を雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働者関係法律の整備等に関する法律案からはずすこと。また、生理休暇の廃止や深夜業、時間外、休日労働、危険・有害業務等の禁止、制限事項の縮小、廃止などをしないこと。
二、次の事項を基本にした男女雇用平等法を制定すること。

1 生命を生み、伝えるという社会的機能である母性の尊厳と保護を、当然の前提とすること。
2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の権利としての平等を明記すること。
3 禁止すべき男女差別の内容は、募集・採用から、賃金、諸手当、配置、研修、訓練、昇格、福利、厚生施設・制度の利用、定年、退職など雇用の全般にわたるものであること。
4 公務員やパートタイマーを含むすべての婦人労働者に適用すること。
5 差別の禁止については、罰則規定をもうけ実効あるものにする。こと。
6 男女差別の是正は、国の機関で行い、だれでも費用負担をとらなわす申し立てることができることに、行政処分が不服な場合の救済機関を設けること。

第五三五五号 昭和六十年四月十九日受理

母性保護の拡充・労働条件の改善を前提とする実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 京都市左京区吉田近衛町二六 山

室佳世子 外二千七百七名
紹介議員 安武 洋子君

男女平等の実現は、すべての女性の切実な願いであり、男女雇用平等法の制定に期待を寄せている。ところが、参議院で継続審査となつていて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律案は、男女差別の禁止を罰則なしの努力義務にとどめ、勤労婦人福祉法を衣替した立法であり、この法律案のなかには、母性保護縮小の労働基準法改悪も盛り込まれている。いま職場では、OA機器や産業ロボット導入による過密労働、労働基準法無視の長時間労働が広がり、働く者の職業病の増大、健康破壊、母性破壊が増えている。更に昭和五十九年八月二十八日の労働基準法研究会の報告は、一日九時間、週四十五時間を打ち出したが、特に、小規模の企業や一部の業種(建設、トラック運送、小規模商業、サービス業など)については、週四十五時間は段階的実施を考慮するとし、他方で一日九時間を認めようとしていることは重大である。これは、世界各国の労働時間のすう勢と、我が国における長時間労働・最近の労働密度の増大からみるなら、非常識なものである。このうえ、婦人労働者に対する時間外・休日労働・深夜労働等の規制をゆるめ、生理休暇を廃止するなら、仕事と家庭を両立させて働くことはできなくなる。雇用における男女平等とは、人間の尊厳を土台に、働く権利の平等を実質的に保障すべきものであり、民主主義実現のためにも重要な施策である。ついで、母性保護の拡充・労働条件の改善を前提に、実効ある男女雇用平等法を制定するため、次の事項について実現を図られたい。

一、すべての労働者の労働条件の悪化につながる現行労働基準法の改悪をしないで、労働時間を短縮すること。

1 生理休暇の廃止や、深夜業、時間外、休日労働、危険・有害業務等の禁止、制限条項の

緩和、撤廃などをしていないこと。

2 労働基準法研究会中間報告にみられるよう、な一日九時間制などの改悪をやめ、最低一日拘束八時間、週四十時間、完全週休二日制を確立すること。

二、次の事項を基本にした実効性のある男女雇用平等法を制定すること。

1 社会的機能である母性の尊厳と保障を当然の前提とすること。

2 禁止すべき男女差別の内容は、募集・採用から賃金・諸手当、仕事配置、研修、訓練、昇格、昇給、福利、厚生施設・制度の利用、定年、退職など雇用の全般にわたるものであること。

三、違反に対しては、厳重な罰則制度・規定をもうけること。

四、公務員・民間を問わず、パートタイマー(臨時)を含むすべての婦人労働者に適用すること。

五、男女差別の是正は国の機関で行い、だれでも、費用負担をともなわず申し立てることができると同時に、行政処分が不服な場合の救済機関を設けること。

第五三七〇号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都府亀岡市余部町天神又 橋本 信次 外四千八百九十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七一号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都市右京区山ノ内御堂殿町一九ノ一 岡部作男 外四千八百九十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七二号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都市右京区梅津森原町二四ノ四 田村一博 外四千八百九十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七三号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町草内二二ノ二 大門誠 外四千八百九十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七四号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都府宇治市大久保町平盛三一ノ一 堀林信次 外四千八百九十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七五号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都府城陽市平川長茂二二ノ四八 田村久男 外四千八百九十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七六号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町七ノ坪二八ノ一 第一新向陽荘 大熊宣晴 外四千八百九十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七七号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都市山科区大塚高岩一ノ一 坂 上慶一 外四千八百九十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七八号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 滋賀県守山市播磨田町二八〇ノ九 九 寺田誠二 外四千八百九十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三七九号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都市伏見区糺小屋町一七ノ一三 小島育子 外四千八百九十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三八〇号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 京都市伏見区横大路下三栖山殿五ノ一〇 高尾昌志 外四千八百九十一名

紹介議員 宮本 頭治君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三八一号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 京都市伏見区向島二ノ丸町一五二ノ五八向島市住一ノ三ノ三二〇 八木三三 外四千九百六十八名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五三八二号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 京都府宇治市五ヶ庄大林二ノ九
宮川栄市 外四千八百九十一名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第五三八三号 昭和六十年四月十九日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 京都市北区上賀茂池端町二ノ二
高野倍 外四千八百九十一名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第五三八四号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市長房町四一五ノ一
○内田裕子 外二千六百六十五名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三八五号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市大和田町五ノ四ノ
一 中村真理子 外二千五百五十三名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三八六号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市万町八ノ一 三崎
ハム三〇二 吉成みゆき 外二
千五百五十三名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三八七号 昭和六十年四月十九日受理

全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都日野市大坂上一ノ五ノ二〇
佐々木順子 外二千五百五十三名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三八八号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市大目町一、〇六四
森田タカ子 外二千五百五十三名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三八九号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市清川町三〇ノ六
中原正子 外二千五百五十三名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三九〇号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 神奈川県相模原市二本松三ノ八ノ
三六 金子淑恵 外二千五百五十三名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三九一号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都日野市西平山四ノ四ノ二六
椎名圭子 外二千五百五十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三九二号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市寺田町四三二ノ四

三ノ三 細井勇 外二千五百五十三名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三九三号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市大桑寺町五八五
白川茂一 外二千五百五十三名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三九四号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市諏訪町松枝住宅七
ノ六〇九 中島恵子 外二千五百
五十三名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三九五号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市市田町一、二二三
ノ一ノ四一〇 今野順子 外二千
五百五十三名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三九六号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市長房町一七四ノ五
○大泉孝子 外二千五百五十三名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五三九七号 昭和六十年四月十九日受理
全労働者に対する労基法改悪反対等に関する請願
請願者 東京都八王子市寺田町四三二ノ六

一ノ一〇一 花枝益子 外二千
五百五十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四一六七号と同じである。

第五四一九号 昭和六十年四月十九日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願(四通)

請願者 兵庫県西宮市山口町上山口六七二
細木立子 外二千九百九十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第五四二〇号 昭和六十年四月十九日受理
男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 島根県出雲市船津町一六九 勝部
幸子 外千八百十二名

紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第五四二二号と同じである。

第五四二二号 昭和六十年四月十九日受理
労働基準法の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府岸和田市才町二七八 岡
田楠雄 外四百四十六名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五五二二号と同じである。

第五四二三号 昭和六十年四月十九日受理
労働基準法の改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市青相塚町七ノ三五
水口久子 外二千三百五十四名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第五五二二号と同じである。

第五四二三号 昭和六十年四月十九日受理
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の
確保を促進するための労働関係法律案並びに同
法案による労働基準法の一部改正案反対に関する

請願

請願者 栃木県真岡市下鷺谷一五六 阿久

津節子 外四十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第五四二四号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 神戸市東灘区御影本町五ノ七ノ七

藤田憲男 外百九十八名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五四二五号 昭和六十年四月十九日受理

労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(九通)

請願者 滋賀県滋賀郡志賀町八屋戸 石中

悦子 外四千三百四十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第五四二六号 昭和六十年四月十九日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南塚口町三ノ二七ノ

六 北島孝紹 外七十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五四二七号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市昭和区山脇町一ノ二三

丹下直美 外七百五十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五四二八号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(三通)

請願者 名古屋市市中村区大正町二ノ四四

伊藤克巳 外六百八十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五四二九号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 名古屋市昭和区狭間町九 浅野正

克 外千二百六十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五四三〇号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中川区富田町戸田ゆたか

台住宅一八二 森島幸子 外百五十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五四三一号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(六通)

請願者 名古屋市千種区春園通五ノ二九

浅野幹雄 外八百四十七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五四三二号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市北区如意二ノ二〇 嶋田

行雄 外五百四十五名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五四三三号 昭和六十年四月十九日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 北海道函館市川原町一八ノ二〇

両角敬子 外九百三名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五四三四号 昭和六十年四月十九日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 三重県伊勢市旭町五ノ三 竹内

久美 外二百三十五名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五四三五号 昭和六十年四月十九日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県加茂市下条丙二〇一 小柳

秀伸 外二十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五四三六号 昭和六十年四月十九日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市東大崎八九 山崎正

文 外三十一名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五四三七号 昭和六十年四月十九日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡米町尾崎八八三ノ

二 金安シウ 外三十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五四三八号 昭和六十年四月十九日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 千葉市天台一ノ四ノ二ノ五〇四

大木秀男 外六十七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五四三九号 昭和六十年四月十九日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県新潟市柄目木一、〇二四ノ

三 中川正己 外二十三名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五四四〇号 昭和六十年四月十九日受理

児童扶養手当制度の改悪反対等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台七ノ四八ノ

二〇五 大竹文恵 外百九十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九六六号と同じである。

第五四四一号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪に反対し、その改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市砦上町一、一一七

ノ一 時田佳代子 外五百九十五名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二〇一八号と同じである。

第五四四二号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の改悪反対、その改善に関する請願(二通)

請願者 茨城県水戸市元吉田町一、六七一

ノ三 古平隆 外二百六十名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二〇一九号と同じである。

第五四四三号 昭和六十年四月十九日受理

障害年金改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ四

〇 五十嵐ビル東京難病団体連絡

協議会内 平澤三吾 外二名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二〇四七号と同じである。

第五四四四号 昭和六十年四月十九日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（三
通）

請願者 富山県氷見市團一、二二六ノ五
国田潔 外二百二十四名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五四四四号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（三
通）

請願者 富山市朝菜町二ノ六一ノ三 森
幸子 外百七十七名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五四四六号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市五福三三一 竹内修 外二
百九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五四四七号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市古志町六ノ一七 野崎達二
外百十七名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五四四八号 昭和六十年四月十九日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（四
通）

請願者 富山市田畑新町五ノ三一ノ五 酒
井忠正 外六百八十四名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願（三
通）

請願者 富山県上新川郡大沢野町春日三九
四 佐藤幸作 外二百五十六名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五四五〇号 昭和六十年四月十九日受理
男女平等の労働権を保障するため、実効ある男女
雇用平等法の制定に関する請願

請願者 熊本市花園町 菊池和子 外十九
名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五四五一号 昭和六十年四月十九日受理
男女平等の労働権を保障するため、実効ある男女
雇用平等法の制定に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込六ノ三ノ一七
小池宏美 外三十五名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二四九七号と同じである。

第五四五二号 昭和六十年四月十九日受理
自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都福生市武蔵野台一ノ七ノ一
高田達夫 外六十名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五四五三号 昭和六十年四月十九日受理
年金改悪反対に関する請願

請願者 福岡県行橋市道場寺一、五〇三ノ
一一 寺崎秀彦 外九千五百五十七
名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第五一〇二号と同じである。

第五四五四号 昭和六十年四月十九日受理
年金改悪反対に関する請願

請願者 福岡県飯塚市下三緒三五ノ三六八
本松育三 外七千五百六十四名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五一〇二号と同じである。

第五四五五号 昭和六十年四月十九日受理
兵庫県内の国立病院・療養所の整理統合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 兵庫県三田市大原一、三三三ノ七
伏田三枝子 外二百四十九名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五一七六号と同じである。

第五四五六号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願

請願者 札幌市北区北八条西六丁目松村ビ
ル内 太田隆男 外一万名
紹介議員 田中 正巳君

国際障害者年以後、精神障害（病）者の社会復帰、
福祉対策の重要性が認識されはじめ、我が国の精
神医療界、社会福祉界でも具体的論議をしてい
る。精神障害（病）者がかかえる家族は、精神障害
（病）者も人間として尊重される権利を有するべき
であり、地域社会内で、医療、福祉、生活、労働
の諸点からのサービスを受け、社会に有用な人間
として生きていける制度や法の整備、確立を望ん
でいる。ついでには、次の事項について速やかに実
現を図られたい。

一、現行精神衛生法では社会復帰対策に限界があ
るので、退院後の住む家、働ける仕事、アフタ
ーケア体制を早急に整備するための福祉施策と
して精神障害者福祉法（仮称）の立法について検
討すること。

二、精神医療施策を抜本的に改善すること。

1 精神病治療にもつとも有効な早期治療に必

- 要な外来診療、通所訓練施設（デイケア）の普
及拡大に必要な措置を講ずること。
- 2 精神衛生センター、県立精神病院を全県に
設置すること。
- 3 精神病治療に人間尊重を重視する開放的治
療と地域社会の受皿づくりを急ぐこと。
- 三、精神障害者が地域社会で働いていける機会を
考慮すること。
- 1 退院後の就労訓練のための地域小規模作業
所づくりに財政的措置を講ずること。
- 2 職親の拡充、保護工場（施設）の設立など働く場、
仕事を確保すること。
- 3 身体障害者同様に、精神障害（回復）者の雇
用を促進する方策として、例えば職場適応訓
練制度を考へること。
- 四、精神障害者が地域で生きていける場を確保す
ること。
- 1 共同宿舎及び民間アパート借上げのための
助成施策を創設すること。
- 2 回復者社会復帰医療施設、精神衛生社会生
活適応施設などを各都道府県に設置しやす
いように国と地方自治体との経費分担率を改善
すること。
- 3 すべての保健所で社会復帰促進事業を実施
すること。
- 4 精神病院退院者の利用が急増している救
護、更生、婦人保護施設の医療的ケアを整備
すること。
- 五、精神障害者が地域社会で人間らしく生きられ
るよう制度を改善すること。
- 1 各種公的施設、機関の利用禁止事項、
諸法令による就業禁止、欠格条項の見直し作
業をすすめること。
- 2 医療費負担の軽減、年金の改正など所得保
障対策を推進すること。
- 六、国民に精神障害者の早期治療、社会復帰対策
が有効であることを積極的に広報普及するこ
と。

第五四七五号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 三重県津市浪見町四五三全国精神
障害者家族連合会内 中村寛 外
一万名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四七八号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 鹿児島市坂本町一、九四七ノ三八
全国精神障害者家族連合会内 長
野直枝 外二万名
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四五九号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 福岡県飯塚市孤田西二ノ七ノ一八
全国精神障害者家族連合会内 亀
田光朝 外一万名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四六〇号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 北海道樺戸郡浦臼町於札内一七ノ
一七全国精神障害者家族連合会内
須藤重行 外一万名
紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四六一号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 秋田県横手市根岸町八ノ二一全国
精神障害者家族連合会内 松井勇
幸 外一万名
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四六二号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 山梨県甲府市向町六六九全国精神
障害者家族連合会内 古屋治男
外一万名
紹介議員 志村 哲良君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四六三号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 埼玉県秩父市榑木町八ノ一八 高
野健策 外一万名
紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四六四号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 茨城県日立市本山橋橋二四 古田
力造 外一万名
紹介議員 曾根田郁夫君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四六五号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 高知県中村市山手通一九 尾崎榮
外一万名
紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。
第五四六六号 昭和六十年四月十九日受理
より良い精神医療と社会復帰・福祉対策の抜本的
拡充に関する請願
請願者 山梨県甲府市千塚二ノ一ノ九須
藤基介 外一万名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第五四五六号と同じである。

第五四六七号 昭和六十年四月十九日受理
佐賀県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願
請願者 佐賀県三養基郡中原町原古賀 北
野満沙 外二千四百名
紹介議員 福岡日出磨君

道央五支庁(石狩・空知・後志・日高・胆振)の国
立病院・療養所(五施設)は、営利追及を目的とし
ない医療機関として、国民・地域住民に高度総合
的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供し
てきた。このことにより、国立病院・療養所は、
道央五支庁の地域医療の充実や医療水準及び公衆
衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、
国民の医療需要が増大するなかで、道央五支庁・
地域住民は、国が直接医療を提供することにより
全医療機関の模範となつていく国立病院・療養所
の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改
革の推進に関する当面の実施方針について、のな
かで、国立病院・療養所の統廃合・縮小、地方自
治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち
出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公
衆衛生の向上増進に努めなければならない国の
責任を放棄するものであり、道央五支庁・地域住
民の期待にそむくものである。道央五支庁・地域
住民の生命と健康を守るため、道央五支庁の国立
病院・療養所の充実強化が必要である。ついては、
次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民
間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請
けはしないこと。
三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要
に対応できるように、国立病院・療養所を充実
強化すること。

第五四六八号 昭和六十年四月十九日受理
道央五支庁(石狩・空知・後志・日高・胆振)の国
立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化
に関する請願
請願者 札幌市白石区平和通一六丁目北五
ノ二七 荻田正 外二百九十九名
紹介議員 岩本 政光君

道央五支庁(石狩・空知・後志・日高・胆振)の国
立病院・療養所(五施設)は、営利追及を目的とし
ない医療機関として、国民・地域住民に高度総合
的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供し
てきた。このことにより、国立病院・療養所は、
道央五支庁の地域医療の充実や医療水準及び公衆
衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、
国民の医療需要が増大するなかで、道央五支庁・
地域住民は、国が直接医療を提供することにより
全医療機関の模範となつていく国立病院・療養所
の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改
革の推進に関する当面の実施方針について、のな
かで、国立病院・療養所の統廃合・縮小、地方自
治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち
出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公
衆衛生の向上増進に努めなければならない国の
責任を放棄するものであり、道央五支庁・地域住
民の期待にそむくものである。道央五支庁・地域
住民の生命と健康を守るため、道央五支庁の国立
病院・療養所の充実強化が必要である。ついては、
次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民
間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請
けはしないこと。

三、道央五支庁(石狩・空知・後志・日高・胆振)・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五四六九号 昭和六十年四月十九日受理

道央五支庁(石狩・空知・後志・日高・胆振)の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 札幌市白石区本郷通六丁目北五ノ

二一 朝妻輝男 外三百名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第五四六八号と同じである。

第五四七〇号 昭和六十年四月十九日受理

静岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 静岡県熱海市上多賀六八〇 中尾 稔 外六百五十一名

紹介議員 小島 静馬君

静岡県内十箇所(浜松、天竜、静岡、静岡東、東静岡、富士、熱海、伊東、浜、駿河)の国立病院・療養所は、年間約一万六千人の入院患者と約六十万の外来患者(昭和五十六年度)の診療にあたり、救急医療をはじめ、癌・脳卒中・心臓病などの慢性疾患、難病、あるいは重度心身障害児者、小児・老人慢性疾患、結核、ハンセン氏病、癩病などの他の公的・私的医療機関では受け入れられることの困難な疾患を受け入れ、更に看護婦の養成や地域の医療要求を満たすため一般各科の充実を図ってきた。このように国立病院・療養所は、地域の医療センター的な役割を果たしながら、営利追求を目的としない医療機関として、国民及び地域住民の疾病構造の変化と医療需要に対応し、高度、専門、総合的な診療機能を発揮し、本県の医療の充実と向上に大きな役割を果たしてきた。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機

関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでゐる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出している。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の期待にそむくものである。県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、県内十箇所の国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画の策定を取りやめること。

二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、県民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五四七一号 昭和六十年四月十九日受理

静岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 静岡市千代田五ノ一二ノ二四 河 地明美 外千二百七名

紹介議員 藤田 栄君

この請願の趣旨は、第五四七〇号と同じである。

第五四七二号 昭和六十年四月十九日受理

長崎県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 長崎県下県郡美津島町鶏知国立対馬病院全日本国立医療労働組合対馬支部内 阿比留勝美 外七百九十九名

紹介議員 初村滝一郎君

長崎県内の国立病院・療養所(六施設)は、営利追求

及を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでゐる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の期待にそむくものである。県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。

二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五四七三号 昭和六十年四月十九日受理

高知県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 高知市池二、一〇三ノ六 斉藤由里 外千四百四十九名

紹介議員 林 道君

高知県内の国立病院・療養所(二施設)は、営利追求を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院

・療養所は、高知県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより全医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでゐる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の期待にそむくものである。県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。

二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五四七四号 昭和六十年四月十九日受理

高知県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 高知市長浜一〇三ノ六 岩本末尾 外千四百四十九名

紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第五四七三号と同じである。

第五四七五号 昭和六十年四月十九日受理

香川県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 香川県高松市新田町乙二五ノ五〇 酒井光雄 外千五百名

紹介議員 真鍋 賢二君

香川県内の国立病院・療養所(五施設)は、営利追及を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつている国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の生命と健康を守るために、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五四七六号 昭和六十年四月十九日受理

鳥取県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 鳥取県八頭郡智頭町奥本 古田栄

子 外二千名

紹介議員 小林 国司君

鳥取県内の国立病院・療養所(四施設)は、営利追及を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院

・療養所は本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつている国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の生命と健康を守るために、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五四七七号 昭和六十年四月十九日受理

鳥取県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡大山町佐摩二二九

徳永鉄雄 外二千名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第五四七六号と同じである。

第五四七八号 昭和六十年四月十九日受理

茨城県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 茨城県水戸市東原三ノ二ノ一 小

松康介 外五百五十六名

紹介議員 岩上 二郎君

政府は、医療費抑制をスローガンに、国立、公立、私立あわせて全国で百七十万床ある入院ベッドを百万床に減らして、入院できる枠を四十パーセントも削減する計画を立て、国立病院・療養所(全国二百五十四施設)の大半を十年間をめどに廃止・統合、民間又は地方自治体への移譲、患者の給食や世話など入院生活に不可欠な業務の全面的な民間業者への下請け等の方針を打ち出した。茨城県内の三箇所の国立病院・療養所は、営利を目的としない医療機関として、県民に高度で総合的な医療及び慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は県内の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に積極的な役割を果たしてきている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつている国立病院・療養所の充実強化を望んでいるが、政府による国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の生命と健康を守るために、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や移譲ではなく、高度な総合・専門的機能を備え、救命救急医療、休日・夜間診療の態勢を確立し、住民の要求にこたえ内容を拡充して、診療能力を高めることである。ついで、国立病院・療養所が真に地域住民の生命と健康を大切に、営利を追求することのない国立医療機関として、その役割を果たすため、次の事項について実現を図りたい。

一、国立病院・療養所の廃止や、民間・地方自治体への移譲計画の策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の患者給食・洗濯や看護助手業務等の民間への下請けはしないこと。
三、国立病院・療養所が地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応し、救命救急医療、休日・夜間診療により積極的にこたえられるよう、職員の増員、設備の充実を図り、診療能力を高めること。

第五四七九号 昭和六十年四月十九日受理

カイトプラクティック・療術師法立法阻止に関する請願

請願者 神戸市垂水区瑞ヶ丘六ノ二三 吉

田卓次

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第一八八号と同じである。

第五四八〇号 昭和六十年四月十九日受理

兵庫県の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 兵庫県姫路市山吹二ノ九ノ三〇

小林陽雄 外三百五十九名

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第五一七六号と同じである。

第五四八一号 昭和六十年四月十九日受理

熊本県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(一通)

請願者 熊本市世安町五一八 工藤孝子

外二千名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第五一七七号と同じである。

第五五二六号 昭和六十年四月二十日受理

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律案並びに同法案による労働基準法の一部改正案反対に関する請願

請願者 東京都国分寺市東恋ヶ窪三ノ八ノ

三 二上節子 外百十七名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六九五号と同じである。

第五五二七号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の改善に関する請願

請願者 埼玉県川越市古谷上六、六七一

紹介議員 杉浦増男 外四十五名
立木 洋君

この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五五二八号 昭和六十年四月二十日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 福岡県柳川市南長柄町二六 武富

邦彦 外百五十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五五二九号 昭和六十年四月二十日受理

公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県戸田市新曾一、二一四 落

合兼文 外三百六十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第九五三号と同じである。

第五五三〇号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区白鳥町島田黒石

三、八九一 小林勝博 外六百二十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五五三一号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市中区天白町島田黒石

三、八九一 小林勝博 外六百二十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五五三二号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区白鳥町島田黒石

三、八九一 小林勝博 外六百二十九名

紹介議員 野田 哲君

第七部 社会労働委員会会議録第十八号(その二) 昭和六十年四月二十五日【参議院】

紹介議員 九谷 金保君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五五三三三号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市若野町四、二五三

ノ五 服部皓一 外百六十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五五三四号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区幸心中畑四一ノ一

松本繁 外百三十一名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五五三五号 昭和六十年四月二十日受理

効力ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 東京都文京区大塚五ノ一七ノ二ノ

九〇二 石原啓子 外六百十五名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一五三七号と同じである。

第五五三六号 昭和六十年四月二十日受理

国民年金制度の改善等に関する請願

請願者 大阪府八尾市田井中一ノ六九 藤

田俊雄 外千二百八十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一五七三三号と同じである。

第五五三七号 昭和六十年四月二十日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 鳥取市杉崎一四三 山名礼子 外

二百七十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五五三八号 昭和六十年四月二十日受理

労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 川崎市川崎区四谷上町四ノ二二

佐野英俊 外三千五百五十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五五三九号 昭和六十年四月二十日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県見附市今町五ノ二〇ノ二

田中弘 外四十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五五四〇号 昭和六十年四月二十日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡下田村萩堀 大竹

金一 外五名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五五四一号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二

通)

請願者 富山県中新川郡立山町野町二〇〇

堀田修善 外百四十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五五四二号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県流石三三〇 長谷川勝信

外五十四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五五四三号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県不越町一ノ八六 井川

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五五四四号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県上新川郡大沢町長附七三

五ノ八 太田茂 外四百七十五名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五五四五号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県下新川郡宇奈月町板屋四二

七 原智 外七十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五五四六号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県米田一三三ノ四一 成瀬幸

子 外四十名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五五四七号 昭和六十年四月二十日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二

通)

請願者 富山県中新川郡上市町大永田一一

一 松本一夫 外百三十三名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五五四八号 昭和六十年四月二十日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 秋田市将軍野南三ノ一二ノ八 斎

藤隆雄 外三十九名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第五五四九号 昭和六十年四月二十日受理
年金改悪反対に関する請願

請願者 北九州市戸畑区一校四ノ二ノ四二
蔵谷節子 外千九百九十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五二〇二号と同じである。

第五五五〇号 昭和六十年四月二十日受理

兵庫県の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(二通)

請願者 兵庫県多紀郡篠山町野間四九二
酒井広子 外五百三十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五二七六号と同じである。

第五五五一号 昭和六十年四月二十日受理

兵庫県の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(二通)

請願者 兵庫県明石市大久保町八木二八五
ノ三 鳥飼かつみ 外八百二十四名

紹介議員 坂山 映子君

この請願の趣旨は、第五二七六号と同じである。

第五五五二号 昭和六十年四月二十日受理

福岡県の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 福岡県田川市夏吉秋里上 橋本孝
外三百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第五三三八号と同じである。

第五五五三号 昭和六十年四月二十日受理

長野県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町若宮黒彦一、
三〇五ノ一五 丸山周平 外四百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五三四五号と同じである。

第五五五四号 昭和六十年四月二十日受理

長野県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 長野県松本市筑摩東二、九五〇ノ
四 山本光輝 外四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第五三四五号と同じである。

第五五五五号 昭和六十年四月二十日受理

広島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(二通)

請願者 広島県大竹市玖波三ノ一六ノ八
橋本宗男 外千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五三四七号と同じである。

第五五五六号 昭和六十年四月二十日受理

佐賀県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 佐賀県武雄市武雄町川良国立療養
所武雄病院内 池田章 外二千名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第五四六七号と同じである。

第五五五七号 昭和六十年四月二十日受理

道東地方の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 北海道帯広市西二十三条南一丁目
杉山重益 外千三百五十名

紹介議員 丸谷 金保君

道東地方の国立病院・療養所(四施設)は、営利追求を目的としない医療機関として、国民・地域住

民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、道東の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、道東の地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、道東・地域住民の生命と健康を守るため、道東の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
三、道東・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五五五八号 昭和六十年四月二十日受理

福島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 福島県いわき市平豊間渡路二九
一八代純一 外二千名

紹介議員 八百板 正君

福島県内の国立病院・療養所(三施設)は、営利追求を目的としない医療機関として、県民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等(結核、重度心身障害、小児慢性疾患など)に対する専門医療を提供してきた。それは、これらの疾患が、現在の医療事情のもとでは国立医療機関以外に担当す

ることが困難となつてゐるからである。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでいる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように診療科目や病床数の拡大、職員の増員など国立病院・療養所を充実強化すること。

第五五五九号 昭和六十年四月二〇日受理

京都府内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(二通)

請願者 京都府宇治市五ヶ庄西川原二一ノ
六七 田中正夫 外九百二十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君

京都府内の国立病院・療養所(五施設)は、営利追求を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、府内の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。

今日、国民の医療需要が増大するなかで、府民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでゐる。一方、政府は、行政改革の推進に關する当面の実施方針についてのなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、地域住民の期待にそむくものである。府民・地域住民の生命と健康を守るため、府内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、府内の国立病院・療養所の統廃合や自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
- 二、府内の国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
- 三、府民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五五〇号 昭和六十年四月二十日受理
埼玉県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に關する請願

請願者 埼玉県所沢市山口一、四〇六ノ五
遠藤とみ子 外七百三十九名
紹介議員 立木 洋君

埼玉県内の国立病院・療養所は、営利追求を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。県内には埼玉病院(和光市)、西埼玉中央病院(所沢市)の二つの国立病院と東埼玉病院(蓮田市)の国立療養所があり、一日当たり約千三百名の入院患者と約千百名の外來患者を診療しているが、国民の医療需

要が増大するなかで県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでゐる。一方、政府は、行政改革の推進に關する当面の実施方針についてのなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものである。府民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、国立病院・療養所の統廃合や自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
- 二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
- 三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五六一号 昭和六十年四月二十日受理
暮らしと福祉の拡充等に關する請願

請願者 東京都足立区扇一ノ五四八ノ四〇
六 藤崎篤 外三万二千二百十六名
紹介議員 橋本 敦君

- 一、国の責任で負担すべき生活保護や保育所などの措置費、医療、就学援助などへの補助金を削る一括改悪をやめ、予算を増やすこと。
- 二、児童扶養手当の改悪をやめ、児童手当は縮小しないで、手当額を引き上げ第一子からすべての子(十八歳まで)に支給すること。
- 三、年金制度の改悪をやめ、生活できる年金をすべてに保障するように改善すること。

第五五二号 昭和六十年四月二十日受理
医療保険の抜本改悪反対に關する請願(二通)
請願者 大阪府泉大津市池浦町五ノ一五ノ

三八 山本恵子 外二千二百二十三
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第五五三三 昭和六十年四月二十日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に關する請願(二通)

請願者 大阪府枚方市印田町二六ノ四 平田勝士 外一万四千四百五十六名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第五五六四 昭和六十年四月二十日受理
労働基準法の改悪反対等に關する請願

請願者 大阪府枚方市伊賀町一三ノ八 浅野邦次 外九百五十名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。

第五五六五 昭和六十年四月二十日受理
年金制度の改善に關する請願(二通)

請願者 東京都豊島区巢鴨五ノ四八ノ七 古川忠恵 外二十四名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五五六六 昭和六十年四月二十日受理
現行労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に關する請願

請願者 和歌山県日高郡南部川村晩稲一、三九九 町原幸子 外七千九百九十名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第九七四号と同じである。

第五五六八 昭和六十年四月二十日受理
国民の生活破壊につながる年金制度改悪反対に關する請願

請願者 東京都江戸川区興宮町二四八 栗原金治郎 外四百三十四名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第五五九 昭和六十年四月二十日受理
国民医療と医療保険制度の改悪反対に關する請願

請願者 群馬県渋川市半田一、七六八 高橋美五郎 外四十五名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二六四三号と同じである。

第五五七〇 昭和六十年四月二十日受理
年金制度改悪阻止等に關する請願

請願者 大阪府寝屋川市松屋町一四ノ二〇 本田政村 外四百名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第五五七一 昭和六十年四月二十日受理
茨城県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に關する請願

請願者 茨城県日立市南高野町二ノ一五ノ四 小林春美 外四百十九名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第五四七八号と同じである。

第五五七九 昭和六十年四月二十日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に關する請願

請願者 山口県下関市橋生本町二〇ノ二二 森岡敬富
紹介議員 江島 淳君
この請願の趣旨は、第二二五五号と同じである。

第五五八〇 昭和六十年四月二十日受理
在宅重度身体障害者の介護料に關する請願

請願者 山口県下関市橋生本町二〇ノ二二

森岡敬富
紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五五八一号 昭和六十年四月二十日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五五八二号 昭和六十年四月二十日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五五八三号 昭和六十年四月二十日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五五八四号 昭和六十年四月二十日受理

重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五五八五号 昭和六十年四月二十日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

森岡敬富
紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五五八六号 昭和六十年四月二十日受理

労災有傷損傷者の遺族年金・介護料に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第五五八七号 昭和六十年四月二十日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五五八八号 昭和六十年四月二十日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五五八九号 昭和六十年四月二十日受理

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五五九〇号 昭和六十年四月二十日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五五九一号 昭和六十年四月二十日受理

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五五九二号 昭和六十年四月二十日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第五五九三号 昭和六十年四月二十日受理

車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第五五九四号 昭和六十年四月二十日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五五九五号 昭和六十年四月二十日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五五九六号 昭和六十年四月二十日受理

車いす重度身体障害者の終身保護施設に関する請願

請願者 山口県下関市幡生本町二〇ノ二二
森岡敬富

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五五九八号 昭和六十年四月二十日受理

島根県内の国立病院・療養所の整理統合に反対し、充実強化に関する請願(二通)

請願者 島根県松江市上乃木町四八三 落合哲夫 外千九百九十九名

紹介議員 成相 善十君

島根県内の国立病院・療養所(三施設)は、営利追及を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、本県の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、特殊の疾病患者の医療需要並びに近代的医療に対する期待が大きくなっているが、これらの医療需要にこたえるためには国が直接医療を提供することが必要の要件である。しかるに、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、なかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、地域住民の医療を充実発展させるため、国立

病院・療養所の廃止や地方自治体への移管又は
民営化計画を取りやめること。

二、国立病院・療養所については、地域における
疾病構造の変化や医療需要に対応できる必要な
医療従事職員の増員と機能の充実強化を図るこ
と。

1 国立療養所松江病院を本県における胸部呼
吸器疾患全般(結核・肺がん、循環器系の慢性
疾患(心臓病、脳卒中)、小児慢性疾患(喘息、
アレルギー性疾患、腎疾患、発達障害)、重
度心身障害・筋ジストロフィーなどの専門的
医療機関として機能を充実強化すること。

2 国立大田病院を本県の農山漁村医療、中部
のへき地中核医療、救命救急医療体制(CT、
ICU、CCU)にともなう癌及び循環器、
母子医療のセンター化、難病(関節リウマ
チ)、リハビリテーションなど機能強化、各
診療科目の充実を図ること。

3 国立浜田病院は、本県西部唯一の公的総合
病院であり、へき地、過疎をもつ広域市町村
をかかえ、その役割と期待は大きいものがある
ので、へき地中核医療、救命救急医療体制
(ICU、CCU)をはじめとして、癌や心疾
患などの高度医療、腎をはじめとする難病及
び母子医療(未熟児センター)、リハビリテー
ションなど地域の医療要望に対応できるよ
う、施設や設備の整備拡充、機能の充実強化
を早急に図ること。

三、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請
けはしないこと。

第五六〇二号 昭和六十年四月二十日受理

熊本県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 熊本県菊池郡泗水町永三、二三三

内田千萬多 外二千三百三十九名

紹介議員 浦田 勝君

この請願の趣旨は、第五一七七号と同じである。

第五六〇三号 昭和六十年四月二十日受理

沖縄県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化・格差是正に関する請願

請願者 沖縄県名護市済井出一、一九二国
立療養所沖縄愛楽園全医労沖縄愛

楽園支部内 座喜味五一 外千六
十名

紹介議員 大城 眞順君

この請願の趣旨は、第五三五一号と同じである。

第五六〇四号 昭和六十年四月二十日受理

佐賀県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 佐賀市日の出一丁目 江副彌勲
外二千二百五十名

紹介議員 大坪健一郎君

この請願の趣旨は、第五四六七号と同じである。

第五六〇五号 昭和六十年四月二十日受理

道央五支庁(石狩・空知・後志・日高・胆振)の国
立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化
に関する請願

請願者 北海道小樽市銭函三ノ一八三 光
石孝 外二百名

紹介議員 工藤万砂美君

この請願の趣旨は、第五四六八号と同じである。

昭和六十年五月二十一日印刷

昭和六十年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局